

令和 7 年 2 月

飯田市議会第 1 回定例会議案

令和 7 年飯田市議会第 1 回定例会議案目次

(2 月 27 日 提出 分)

報告第 1 号	専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）
議案第 1 号	教育長の任命について
議案第 2 号	公平委員会の委員の選任について
議案第 3 号	人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて
議案第 4 号	飯田市南部財産区管理委員の選任について
議案第 5 号	飯田市長野原財産区管理委員の選任について
議案第 6 号	飯田市時又財産区管理委員の選任について
議案第 7 号	飯田市桐林財産区管理委員の選任について
議案第 8 号	飯田市上川路財産区管理委員の選任について
議案第 9 号	刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
議案第 10 号	飯田市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
議案第 11 号	飯田市職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 12 号	資金積立基金条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 13 号	飯田市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 14 号	飯田市税条例及び飯田市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 15 号	飯田市中心間地域における地域振興住宅の運営に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 16 号	飯田市個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 17 号	福祉委員条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 18 号	飯田市犯罪被害者等支援条例の制定について

議案第19号	飯田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
議案第20号	飯田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
議案第21号	飯田市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
議案第22号	飯田市国民健康保険診療所条例の一部を改正する条例の制定について
議案第23号	地方卸売市場条例の一部を改正する条例の制定について
議案第24号	飯田市南信濃温泉スタンド条例を廃止する条例の制定について
議案第25号	飯田市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第26号	飯田市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第27号	飯田市水道局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
議案第28号	飯田市技術上の監督業務を行わせる水道の布設工事等の基準を定める条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第29号	天龍村との間において締結した定住自立圏形成協定の一部を変更する協定を締結することについて
議案第30号	泰阜村との間において締結した定住自立圏形成協定の一部を変更する協定を締結することについて
議案第31号	損害賠償の額を定めることについて
議案第32号	損害賠償の額を定めることについて
議案第33号	公の施設の指定管理者の指定について（飯田市道の駅遠山郷）
議案第34号	工事請負契約の一部変更について（道の駅遠山郷改修建築工事）
議案第35号	工事請負契約の一部変更について（道の駅遠山郷改修機械設備工事）
議案第36号	工事請負契約の一部変更について（過年発生土木施設補助災害復旧事業橋りょう架設工事）
議案第37号	工事請負契約の一部変更について（土木施設補助災害復旧事業道路災害復旧工事）
議案第38号	工事請負契約の一部変更について（土木施設補助災害復旧事業道路災害復旧工事）
議案第39号	工事請負契約の締結について（過年発生土木施設補助災害復旧事業橋梁（りょう）災害復旧工事）

議案第40号	市道路線の認定について
議案第41号	市道路線の廃止について
議案第42号	市道路線の変更について
議案第43号	令和6年度飯田市一般会計補正予算（第7号）案
議案第44号	令和6年度飯田市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）案
議案第45号	令和6年度飯田市介護保険特別会計補正予算（第3号）案
議案第46号	令和6年度飯田市病院事業会計補正予算（第3号）案
議案第47号	令和6年度飯田市水道事業会計補正予算（第4号）案
議案第48号	令和6年度飯田市各財産区会計補正予算（第1号）案
議案第49号	令和7年度飯田市一般会計予算（案）
議案第50号	令和7年度飯田市国民健康保険特別会計予算（案）
議案第51号	令和7年度飯田市後期高齢者医療特別会計予算（案）
議案第52号	令和7年度飯田市介護保険特別会計予算（案）
議案第53号	令和7年度飯田市地方卸売市場事業特別会計予算（案）
議案第54号	令和7年度飯田市駐車場事業特別会計予算（案）
議案第55号	令和7年度飯田市墓地事業特別会計予算（案）
議案第56号	令和7年度飯田市介護老人保健施設事業特別会計予算（案）
議案第57号	令和7年度飯田市ケーブルテレビ放送事業特別会計予算（案）
議案第58号	令和7年度飯田市病院事業会計予算（案）
議案第59号	令和7年度飯田市水道事業会計予算（案）
議案第60号	令和7年度飯田市下水道事業会計予算（案）

議案第61号 令和7年度飯田市各財産区会計予算（案）

報告第 1 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第 1 項の規定により、議会において指定されている下記事項について専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 7 年 2 月 27 日 報告

飯田市長 佐 藤 健

記

損害賠償の額を定めることについて

かし 次の表のとおり道路管理の瑕疵による損害を賠償する。				
専決番号	専決の日	相手方	事故の概要	損害賠償額
専決第25号	令和 6 年 12 月 3 日	飯田市内在住者	令和 6 年10月21日午前 5 時20分頃、飯田市龍江7226番 1 付近の市道龍江154号線において、走行していた相手方の軽乗用自動車が、当該市道上にできた段差に接触し、当該車両の右側の前輪及び後輪を破損する損害を与えた。	12, 153円
専決第26号	令和 6 年 12 月 12 日	飯田市内在住者	令和 6 年 8 月 7 日午前10時頃、飯田市鼎一色65番 1 付近の市道（1－29）羽場坂中村線において、走行していた相手方の普通乗用自動車が、当該市道の歩道上にできた段差に接触し、当該車両のバンパーを破損する損害を与えた。	12, 471円

議案第 1 号

教育長の任命について

下記の者を、飯田市教育長に任命したいから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和7年2月27日提出

飯田市長 佐藤 健

記

飯田市内在住 熊谷 邦千加

議案第 1 号2

氏 名 くまがい くにち か
熊 谷 邦千加

生年月日 昭和35年 1 月29日

略 歴 昭和58年 4 月～令和 2 年 3 月
長野県教職員
この間、中学校教頭、中学校副校長及び中学校長並びに長野県教
育委員会事務局主任指導主事及び主幹指導主事を歴任
令和 2 年 4 月～令和 4 年 3 月
公益社団法人理事
令和 4 年 4 月～ 飯田市教育長
現在に至る

議案第 2 号

公平委員会の委員の選任について

下記の者を、飯田市公平委員会の委員に選任したいから、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第9条の2第2項の規定により、議会の同意を求める。

令和7年2月27日提出

飯田市長 佐藤 健

記

飯田市外在住 池上 幸治

議案第 2 号2

氏 名 いけがみ こうじ
池 上 幸治

生年月日 昭和31年11月11日

略 歴 昭和54年 4 月～平成29年 3 月
長野県教職員
この間、小中学校教頭、小学校校長、北信教育事務所主幹指導主事、南信教育事務所主幹指導主事、南信教育事務所飯田事務所長を歴任
平成29年 4 月～平成31年 3 月
南信教育事務所臨時職員
令和元年12月～ 松川町主任児童委員
現在に至る

議案第3号

人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

下記の者を、人権擁護委員の候補者として推薦したいから、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

令和7年2月27日提出

飯田市長 佐藤 健

記

飯田市内在住 細井 ひろみ

飯田市内在住 小田切 祐二

飯田市内在住 西澤 令子

飯田市内在住 清水 真

議案第 3 号2

氏 名 ほそい
細井 ひろみ

生年月日 昭和25年 1 月20日

略 歴 昭和45年 4 月～昭和49年 3 月
障害者福祉事業所勤務
昭和49年 7 月～平成17年12月
保育所勤務
令和 4 年 4 月～ 地域協議会委員
現在に至る

氏 名 おたぎり ゆうじ
小田切 祐二

生年月日 昭和27年 5 月 6 日

略 歴 昭和51年 4 月～平成21年12月
輸送用機械器具製造会社勤務
平成22年 9 月～ 興信所勤務
現在に至る
平成24年 4 月～平成28年 3 月
飯田市上郷公民館南条分館長

氏 名 にしざわ れいこ
西 澤 令子

生年月日 昭和28年 6 月23日

略 歴 昭和49年 4 月～平成17年 9 月
南信濃村職員
平成17年10月～平成24年 3 月
飯田市職員
平成24年 4 月～平成27年 3 月
飯田市臨時職員
平成24年11月～令和 3 年10月
飯田市主任児童委員
平成25年 4 月～令和 5 年 3 月
小学校及び中学校学校評議員
平成28年 4 月～令和 2 年 3 月
飯田市臨時職員
令和 5 年 4 月～ 歯科診療所勤務
現在に至る

氏 名 しみず まこと
清水 真

生年月日 昭和33年 8 月 2 日

略 歴 昭和58年 4 月～令和 3 年 3 月
長野県教職員

議案第 4 号

飯田市南部財産区管理委員の選任について

下記の者を、飯田市南部財産区管理委員に選任したいから、飯田市南部財産区管理会条例（昭和32年飯田市条例第47号）第3条の規定により、議会の同意を求める。

令和7年2月27日提出

飯田市長 佐藤 健

記

飯田市内在住 安静 達祐

飯田市内在住 中田 成司

議案第4号2

氏 名 あんじょう たつゆう
 安 静 達 祐

生年月日 昭和27年11月23日

略歴	昭和56年4月～平成11年3月 寺院副住職
	平成11年4月～ 寺院住職 現在に至る

氏 名 なかた せいじ
中田 成司

生年月日 昭和34年1月15日

略歴 昭和52年4月～ 電気通信工事会社勤務
現在に至る

議案第 5 号

飯田市長野原財産区管理委員の選任について

下記の者を、飯田市長野原財産区管理委員に選任したいから、飯田市長野原財産区管理会条例（昭和33年飯田市条例第39号）第3条の規定により、議会の同意を求める。

令和 7 年 2 月 27 日 提出

飯田市長 佐 藤 健

記

飯田市内在住 飯島 雅人

飯田市内在住 深見 俊文

飯田市内在住 尾曾 友治

飯田市内在住 今村 明

飯田市内在住 岩崎 繁昭

飯田市内在住 三矢 敦司

飯田市内在住 北沢 光雄

議案第 5 号2

氏 名 いいじま まさと
飯 島 雅人

生年月日 昭和31年12月10日

略 歴 昭和54年 5 月～昭和59年 3 月
情報通信機械器具製造会社勤務
昭和59年 3 月～令和 4 年 3 月
精密機械器具製造会社勤務

氏 名 ふかみ としふみ
深 見 俊 文

生年月日 昭和33年 4 月24日

略 歴 昭和57年 6 月～平成17年12月
各種商品小売会社勤務
平成18年 2 月～平成30年10月
鮮魚小売会社勤務

氏 名 おそ ともはる
尾 曾 友 治

生年月日 昭和33年 5 月15日

略 歴 昭和51年 4 月～平成28年 3 月
農業協同組合職員
平成28年 4 月～令和 3 年 3 月
非営利的団体勤務
令和 3 年 4 月～令和 6 年 3 月
豊丘村会計年度任用職員

氏 名 いまむら あきら
今 村 明

生年月日 昭和33年12月11日

略 歴 昭和49年 3 月～平成23年 3 月
食料品製造会社勤務
平成23年 4 月～ 道路貨物運送会社勤務
現在に至る

氏 名 いわさき しげあき
岩 崎 繁 昭

生年月日 昭和34年 1 月14日

略 歴 昭和57年 4 月～平成 5 年 1 月
電気機械器具製造会社勤務
平成 5 年 2 月～平成10年 4 月
精密測定器製造会社勤務
平成10年 5 月～平成15年 2 月
電気機械器具製造会社勤務
平成15年10月～平成24年12月
電気機械器具製造会社勤務
平成28年 8 月～令和 6 年10月
電気機械器具製造会社勤務
令和 6 年11月～ 金属製品製造会社勤務
現在に至る

議案第5号4

氏 名 みつや あつし
三矢 敦司

生年月日 昭和35年2月11日

略	歴	昭和53年4月～平成5年11月
		電子回路製造会社勤務
		平成5年12月～平成18年5月
		織物・衣服・身の回り品小売会社勤務
		平成18年6月～平成27年8月
		織物・衣服・身の回り品小売会社代表取締役
		平成18年6月～平成27年8月
		各種商品小売会社取締役
		平成27年12月～
		電気機械器具製造会社勤務
		現在に至る

氏 名 きたざわ みつお
 北 沢 光雄

生年月日 昭和36年3月11日

略	歴	昭和55年8月～平成6年1月
		道路貨物運送会社勤務
		平成7年2月～平成12年3月
		道路貨物運送会社勤務
		平成12年9月～平成23年5月
		道路貨物運送会社勤務
		平成24年4月～
		道路貨物運送会社勤務
		現在に至る

議案第 6 号

飯田市時又財産区管理委員の選任について

下記の者を、飯田市時又財産区管理委員に選任したいから、飯田市時又財産区管理会条例（昭和33年飯田市条例第40号）第3条の規定により、議会の同意を求める。

令和7年2月27日提出

飯田市長 佐藤 健

記

飯田市内在住 今村 明人

飯田市内在住 伊藤 公夫

飯田市内在住 加藤 直樹

飯田市内在住 小林 弘幸

飯田市内在住 小木曾 俊

飯田市内在住 今村 公市

飯田市内在住 矢澤 龍也

議案第 6 号2

氏 名 いまむら あきと
今 村 明人

生年月日 昭和28年 9 月 4 日

略 歴 昭和49年 3 月～平成24年 3 月
農業協同組合職員
平成25年 4 月～平成27年 3 月
非営利的団体事務局長
平成29年 5 月～ 農業協同組合理事
現在に至る

氏 名 いとう きみお
伊藤 公夫

生年月日 昭和29年 5 月30日

略 歴 昭和48年 4 月～昭和49年 3 月
電気機械器具製造会社勤務
昭和52年 4 月～昭和56年 3 月
金属製建具工事会社勤務
昭和56年 6 月～平成25年11月
設備工事会社勤務
平成25年12月～ 設備工事会社取締役社長
現在に至る

氏 名 かとう なおき
加藤 直樹

生年月日 昭和29年 8 月 6 日

略 歴 昭和53年 4 月～ 各種商品小売会社勤務
現在に至る

氏 名 こばやし ひろゆき
 小 林 弘 幸

生年月日 昭和30年10月15日

略 歴 昭和49年 3 月～昭和51年 3 月
 自衛隊職員
昭和57年 5 月～昭和62年 9 月
 コンクリート製品製造会社勤務
昭和62年11月～平成16年 9 月
 金属製品製造会社勤務
平成16年10月～平成21年12月
 プラスチック製品製造会社勤務
平成22年 2 月～平成29年 5 月
 型枠大工工事会社勤務
平成29年 8 月～ 警備会社勤務
 現在に至る

氏 名 お ぎ そ とし
 小木曾 俊

生年月日 昭和31年 3 月 8 日

略 歴 昭和50年 4 月～昭和64年 1 月
 菓子製造会社勤務
平成元年 1 月～ 菓子製造会社代表取締役
 現在に至る

氏 名 いまむら こういち
 今 村 公 市

生年月日 昭和32年 5 月10日

略 歴 昭和51年 3 月～令和 2 年 8 月
 電気機械器具製造会社勤務
令和 2 年 9 月～ 貸家業に従事
 現在に至る

議案第 6 号4

氏 名 やざわ たつや
矢澤 龍也

生年月日 昭和51年 7 月 4 日

略 歴 平成 7 年 4 月～ 給排水・衛生設備工事会社勤務
現在に至る

議案第 7 号

飯田市桐林財産区管理委員の選任について

下記の者を、飯田市桐林財産区管理委員に選任したいから、飯田市桐林財産区管理会条例（昭和33年飯田市条例第41号）第3条の規定により、議会の同意を求める。

令和 7 年 2 月 27 日提出

飯田市長 佐 藤 健

記

飯田市内在住 佐々木 政臣

飯田市内在住 林 伸圭

飯田市内在住 松川 浩

飯田市内在住 林 保彦

飯田市内在住 松村 利彦

飯田市内在住 桐生 賢蔵

飯田市内在住 斉藤 邦雄

議案第7号2

氏 名 さ さ き まさおみ
佐々木 政 臣

生年月日 昭和29年1月1日

略 歴 昭和50年4月～平成27年3月
長野県教職員
平成27年4月～ 農業に従事
現在に至る
平成30年4月～ 飯田市竜丘児童センター館長
現在に至る

氏 名 はやし のぶよし
林 伸 圭

生年月日 昭和31年10月26日

略 歴 昭和56年4月～昭和60年3月
不動産取引会社勤務
昭和60年4月～平成13年6月
生命保険会社勤務
平成13年10月～平成27年7月
飲食店勤務
平成27年11月～ 一般乗用旅客自動車運送会社勤務
現在に至る

氏 名 まつかわ ひろし
松 川 浩

生年月日 昭和32年11月16日

略 歴 昭和55年4月～平成30年3月
飯田広域消防職員
平成30年4月～平成31年3月
飯田市臨時職員
平成31年4月～令和2年3月
南信州広域連合臨時職員
令和2年4月～ 南信州広域連合会計年度任用職員
現在に至る

氏 名 はやし やすひこ
林 保彦

生年月日 昭和34年4月24日

略	歴	昭和55年4月～令和2年3月 飯田市職員 令和2年4月～令和3年3月 飯田市再任用職員 令和3年4月～令和4年3月 飯田市会計年度任用職員
---	---	--

氏 名 まつむら としひこ
松村 利彦

生年月日 昭和34年6月28日

略歴	昭和53年4月～昭和56年9月 自動車小売会社勤務
	昭和57年4月～令和元年6月 自動車部分品・附属品小売会社勤務
	令和元年8月～ 砂岩採石会社勤務 現在に至る

氏 名 きりゆう けんぞう
桐 生 賢 蔵

生年月日 昭和34年12月 6 日

略歴 昭和57年4月～令和2年3月
長野県教職員
令和2年4月～ 長野県再任用教職員
現在に至る

議案第7号4

氏 名 さいとう くにお
 齊 藤 邦雄

生年月日 昭和37年9月18日

略 歴 昭和58年4月～令和4年11月
 精密機械器具製造会社勤務
 令和4年11月～令和5年1月
 道路貨物運送会社勤務
 令和5年1月～ 道路貨物運送会社代表取締役社長
 現在に至る

議案第8号

飯田市上川路財産区管理委員の選任について

下記の者を、飯田市上川路財産区管理委員に選任したいから、飯田市上川路財産区管理会条例（昭和33年飯田市条例第42号）第3条の規定により、議会の同意を求める。

令和7年2月27日提出

飯田市長 佐藤 健

記

飯田市内在住 久保田 文男

飯田市内在住 笹岡 俊宏

飯田市内在住 尾野 俊司

飯田市内在住 井原 仰基

飯田市内在住 竹花 昭一

議案第8号2

氏 名 くぼた ふみお
久保田 文男

生年月日 昭和29年2月6日

略 歴 昭和48年4月～昭和58年3月
自動車小売会社勤務
昭和58年4月～平成28年3月
損害保険会社勤務
平成28年4月～平成29年3月
自動車一般整備会社勤務

氏 名 ささおか としひろ
笹岡 俊宏

生年月日 昭和41年3月19日

略 歴 昭和59年4月～平成2年4月
自衛隊職員
平成2年4月～平成6年11月
なめし革・同製品・毛皮製造会社勤務
平成6年11月～ 中古品小売業に従事
現在に至る

氏 名 おの しゅんじ
尾野 俊司

生年月日 昭和51年3月1日

略 歴 平成6年4月～ 郵便局勤務
現在に至る

氏 名 いはら こおき
井原 仰基

生年月日 昭和51年12月 7 日

略 歴 平成 7 年 4 月～ 段ボール製造会社勤務
現在に至る

氏 名 たけはな しょういち
竹 花 昭 一

生年月日 昭和52年 8 月 1 日

略 歴 平成 8 年 4 月～平成10年 3 月
設備工事会社勤務
平成10年10月～令和 3 年 9 月
不動産取引会社勤務
令和 3 年11月～ 不動産取引会社勤務
現在に至る

議案第9号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を下記のとおり制定する。

令和7年2月27日提出

飯田市長 佐藤 健

記

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
(案)

(飯田市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 飯田市職員の給与に関する条例(昭和32年飯田市条例第38号)の一部を次のように改正する。

第25条の2第3号及び第4号並びに第25条の3第1項第1号及び第5項第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(飯田市職員等の旅費に関する条例の一部改正)

第2条 飯田市職員等の旅費に関する条例(昭和32年飯田市条例第43号)の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第26条中「(昭和25年法律第114号)」を削る。

(飯田市職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第3条 飯田市職員の退職手当に関する条例(昭和38年飯田市条例第4号)の一部を次のように改正する。

第13条第1項第1号及び第5項第2号、第14条の見出し、同条第1項第1号、第15条第1項第1号並びに第17条第4項中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

附則第24項中「第5条の3本文」を「第5条の3」に改める。

(飯田市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正)

第4条 飯田市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例(昭和39年飯田市条例第24号)の一部を次のように改正する。

第6条第1号中「禁こ」を「拘禁刑」に改める。

(地方卸売市場条例の一部改正)

第5条 地方卸売市場条例(昭和47年飯田市条例第56号)の一部を次のように改正する。

第7条の2第5項第2号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(飯田市環境保全条例の一部改正)

第6条 飯田市環境保全条例(昭和49年飯田市条例第10号)の一部を次のように改正する。

第1条中「。以下「基本条例」という。」を削る。

第2条第7号ただし書中「各号」を「ア及びイ」に改める。

第16条第2号中「公害の防止に関する条例」を「良好な生活環境の保全に関する条例」に改める。

第22条第2項中「（平成9年飯田市条例第1号）」を削る。

第36条第1項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（飯田市情報公開条例の一部改正）

第7条 飯田市情報公開条例（平成14年飯田市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第21条第1項中「（平成26年法律第68号）」を削る。

第35条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

附則第3条中「以下次項」を「次条及び附則第5条」に改める。

（飯田市行政不服審査会条例の一部改正）

第8条 飯田市行政不服審査会条例（平成28年飯田市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第8条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（飯田市個人情報の保護に関する法律施行条例の一部改正）

第9条 飯田市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年飯田市条例第26号）の一部を次のように改正する。

附則第7項及び第8項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年6月1日から施行する。

（罰則の適用等に関する経過措置）

- 2 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

- 3 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号。附則第5項において「刑法等一部改正法」という。）第2条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。）第12条に規定する懲役（有期のものに限る。以下この項において「懲役」という。）、旧刑法第13条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）又は旧刑法第16条に規定する拘留（以下この項及び次項において「旧拘留」という。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。

（人の資格に関する経過措置）

- 4 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。

（飯田市職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

- 5 刑法等一部改正法及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和4年法律第68号）並びにこの条例（次項においてこれらを「刑法等一部改正法等」

という。)の施行前に犯した禁錮以上の刑(死刑を除く。)が定められている罪につき起訴をされた者は、第1条の規定による改正後の飯田市職員の給与に関する条例第25条の3第1項(第1号に係る部分に限る。)及び第5項(第3号に係る部分に限る。)の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

(飯田市職員の退職手当に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 6 刑法等一部改正法等の施行前に犯した禁錮以上の刑(死刑を除く。)が定められている罪につき起訴をされた者は、第3条の規定による改正後の飯田市職員の退職手当に関する条例第13条第1項及び第5項、第14条第1項(第1号に係る部分に限る。)並びに第17条第4項並びに飯田市職員の退職手当に関する条例第17条第3項の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

議案第10号

飯田市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

飯田市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を下記のとおり制定する。

令和7年2月27日提出

飯田市長 佐藤 健

記

飯田市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（案）

（飯田市職員の給与に関する条例の一部改正）

第1条 飯田市職員の給与に関する条例（昭和32年飯田市条例第38号）の一部を次のように改正する。

目次中「第16条の5」を「第16条の4」に改める。

第2条第2項中「給料」の次に「、住居手当」を加える。

第12条ただし書中「次条第1項第1号及び第3号から第6号まで」を「次条第1項第2号から第5号まで」に、「扶養親族たる配偶者、父母等」を「扶養親族たる父母等」に改め、「（以下「行政職9級職員」という。）」を削る。

第13条第1項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り上げ、同条第2項を削る。

第14条第1項中「扶養親族たる配偶者、父母等」を「前条第1項第1号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき13,000円、扶養親族たる父母等」に改め、「（以下「行政職8級職員等」という。）」及び「、前条第1項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき10,000円」を削り、同条第2項中「扶養親族としての子」を「扶養親族たる子」に改め、「（以下「特定期間」という。）」を削り、「特定期間に」を「当該期間に」に改め、同条に次の1項を加える。

3 前2条及び前各項に規定するもののほか、扶養親族の数の変更に伴う支給額の改定その他扶養手当の支給に関し必要な事項は、市長が定める。

第15条を次のように改める。

第15条 削除

第16条の2第2号中「配偶者」の次に「（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。同条において同じ。）」を加える。

第16条の3に次の1項を加える。

2 前条及び前項に規定するもののほか、住居手当の支給に関し必要な事項は、市長が定める。

第16条の4の前の見出し及び同条を削り、第16条の5を第16条の4とする。

第18条第1項第1号中「以下この号において」を「次項において」に、「いう。）」を「いう。）」に改め、同号ただし書を削り、同項第3号中「（1箇月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が55,000円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期

間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)」を削り、同条第2項中「前項」を「前2項」に改め、「通勤手当の支給」の次に「及び返納」を加え、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

- 2 運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額）及び前項第2号に定める額の合計額が150,000円を超える職員の通勤手当の額は、同項の規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、150,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。

第18条の2第2項中「次条」を「次条第1項」に改める。

第18条の3に次の1項を加える。

- 2 前条及び前項に規定するもののほか、単身赴任手当の支給の調整に関する事項その他単身赴任手当の支給に関し必要な事項は、市長が定める。

第23条の2第1項中「勤務した」を「勤務をした」に改め、同条第2項中「支給対象日以外の日の午前0時から」を「午後10時から翌日の」に改め、「の間」の次に「（支給対象日に含まれる時間を除く。）」を加え、「勤務した」を「勤務をした」に改め、同条第3項中「各号に定める額」の次に「（前2項に規定する勤務に従事する時間を考慮して市長が定める勤務をした職員にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額）」を加え、同項第1号中「（同項の規定による勤務に従事する時間等を考慮して市長が定める場合にあっては、それぞれの額に100分の150を乗じて得た額）」を削る。

第34条の2中「及び第2章の2から第3章の2まで」を「、第2章の2及び第3章」に改める。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1（第5条関係）

行政職給料表

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
	号俸	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	183,500	230,000	265,300	298,800	321,300	355,200	408,300	458,300	510,200
	2	184,600	231,500	266,300	300,300	323,100	356,900	410,200	463,800	517,100
	3	185,800	233,000	267,300	301,800	324,900	358,500	412,100	468,800	522,300
	4	186,900	234,500	268,300	303,200	326,600	360,100	413,900	473,500	526,600
	5	188,000	236,000	269,300	304,600	328,300	361,700	415,700	477,500	530,100
	6	189,700	237,500	270,300	305,700	330,000	363,500	417,500	481,000	533,400
	7	191,300	239,000	271,300	306,700	331,700	365,000	419,300	484,000	536,400
	8	192,900	240,500	272,300	307,900	333,400	366,600	421,100	486,500	538,900
	9	194,500	242,000	273,300	309,100	335,000	368,000	422,700	488,500	540,900
	10	196,200	243,400	274,300	310,700	336,700	369,600	424,200		
	11	197,800	244,800	275,300	312,300	338,400	371,200	425,700		
	12	199,400	246,200	276,400	313,900	340,000	372,700	427,200		
	13	201,000	247,400	277,400	315,400	341,500	374,600	428,700	488,500	540,900
	14	202,700	248,600	278,700	317,000	343,100	376,500	430,000		
	15	204,400	249,800	280,000	318,600	344,700	378,400	431,300		
	16	206,100	251,000	281,200	320,200	346,200	380,200	432,500		
	17	207,400	252,100	282,500	321,700	347,600	381,700	433,700		
	18	209,000	253,200	283,800	323,400	349,300	383,500	435,000		
	19	210,600	254,300	285,000	325,000	350,900	385,200	436,300		
	20	212,100	255,400	286,200	326,600	352,500	386,800	437,500		
	21	213,600	256,400	287,300	328,000	353,700	388,500	438,700		
	22	215,200	257,400	288,500	329,700	355,200	389,900	439,500		
	23	216,800	258,400	289,800	331,400	356,700	391,300	440,300		
	24	218,400	259,400	291,100	333,000	358,200	392,700	441,100		
	25	220,000	260,400	292,400	334,200	359,900	394,100	441,700		
	26	221,700	261,300	293,400	336,100	361,700	395,300	442,300		
	27	223,000	262,200	294,400	337,800	363,400	396,500	442,900		
	28	224,300	263,100	295,500	339,400	365,100	397,500	443,500		
	29	225,600	263,900	296,600	340,900	366,500	398,600	444,200		
	30	226,700	264,700	297,800	342,500	367,800	399,800	445,000		
	31	227,800	265,500	298,900	344,100	369,000	400,900	445,400		
	32	228,900	266,300	300,100	345,700	370,400	402,000	446,100		
	33	230,000	267,000	301,300	347,400	371,500	402,700	446,600		
	34	231,100	267,800	302,600	349,200	372,400	403,400	447,000		
	35	232,200	268,600	303,900	351,000	373,400	404,100	447,400		
	36	233,300	269,300	305,200	352,800	374,500	404,800	447,800		
	37	234,400	270,000	306,500	354,300	375,300	405,400	448,200		
	38	235,400	270,800	307,800	355,700	376,200	406,000	448,600		
	39	236,400	271,600	309,100	357,100	377,100	406,500	449,000		
	40	237,300	272,300	310,400	358,500	377,900	406,900	449,300		

41	238, 200	273, 000	311, 700	360, 000	378, 700	407, 300	449, 600
42	239, 100	273, 800	313, 000	360, 800	379, 500	407, 500	450, 000
43	239, 900	274, 600	314, 300	361, 800	380, 300	407, 800	450, 300
44	240, 700	275, 300	315, 400	362, 800	381, 000	408, 100	450, 600
45	241, 400	276, 000	316, 300	363, 700	381, 700	408, 400	450, 900
46	242, 000	276, 700	317, 600	364, 800	382, 400	408, 700	
47	242, 600	277, 400	318, 900	365, 700	383, 100	409, 000	
48	243, 200	278, 100	320, 200	366, 700	383, 800	409, 300	
49	243, 800	278, 800	321, 400	367, 600	384, 300	409, 500	
50	244, 400	279, 500	322, 700	368, 300	384, 900	409, 800	
51	245, 000	280, 200	323, 900	369, 000	385, 500	410, 100	
52	245, 500	280, 900	325, 100	369, 600	386, 200	410, 400	
53	246, 000	281, 500	326, 400	370, 000	386, 600	410, 600	
54	246, 400	282, 200	327, 500	370, 600	387, 200	410, 900	
55	246, 700	282, 800	328, 600	371, 300	387, 800	411, 200	
56	247, 000	283, 500	329, 700	372, 000	388, 300	411, 500	
57	247, 300	284, 100	330, 400	372, 300	388, 700	411, 700	
58	247, 600	284, 800	331, 300	373, 000	389, 300	412, 000	
59	247, 900	285, 400	332, 000	373, 700	389, 900	412, 300	
60	248, 200	286, 100	332, 800	374, 300	390, 400	412, 500	
61	248, 500	286, 700	333, 600	374, 600	390, 800	412, 700	
62	248, 800	287, 400	334, 000	375, 100	391, 300	413, 000	
63	249, 100	288, 000	334, 600	375, 700	391, 800	413, 300	
64	249, 400	288, 500	335, 300	376, 300	392, 400	413, 500	
65	249, 700	289, 000	336, 100	376, 600	392, 700	413, 700	
66	250, 000	289, 600	336, 800	377, 200	393, 100	414, 000	
67	250, 300	290, 100	337, 500	377, 900	393, 500	414, 300	
68	250, 600	290, 700	338, 100	378, 500	393, 900	414, 500	
69	250, 900	291, 200	338, 600	378, 900	394, 200	414, 700	
70	251, 200	291, 700	339, 200	379, 400	394, 500	415, 000	
71	251, 500	292, 300	339, 700	380, 000	394, 800	415, 300	
72	251, 800	292, 900	340, 300	380, 500	395, 000	415, 500	
73	252, 100	293, 400	340, 600	381, 000	395, 200	415, 700	
74	252, 400	293, 900	341, 100	381, 600	395, 500		
75	252, 700	294, 300	341, 500	382, 100	395, 800		
76	253, 000	294, 600	341, 900	382, 400	396, 000		
77	253, 300	294, 800	342, 300	382, 800	396, 200		
78	253, 600	295, 100	342, 800	383, 300	396, 500		
79	253, 900	295, 300	343, 300	383, 700	396, 800		
80	254, 200	295, 600	343, 800	384, 100	397, 000		
81	254, 500	295, 800	344, 100	384, 500	397, 200		
82	254, 800	296, 000	344, 500	385, 000	397, 500		
83	255, 100	296, 300	344, 900	385, 400	397, 800		
84	255, 400	296, 500	345, 300	385, 800	398, 000		
85	255, 700	296, 800	345, 600	386, 100	398, 200		
86	256, 000	297, 100	346, 000	386, 600			
87	256, 300	297, 400	346, 400	387, 000			
88	256, 600	297, 700	346, 800	387, 400			

	89	256,900	298,000	347,000	387,800					
	90	257,200	298,300	347,400	388,300					
	91	257,500	298,600	347,800	388,700					
	92	257,800	299,000	348,200	389,100					
	93	258,100	299,200	348,400	389,400					
	94		299,400	348,800						
	95		299,700	349,200						
	96		300,100	349,500						
	97		300,300	349,800						
	98		300,600	350,200						
	99		301,000	350,600						
	100		301,400	351,000						
	101		301,600	351,500						
	102		301,900	351,900						
	103		302,200	352,300						
	104		302,500	352,700						
	105		302,700	353,200						
	106		303,000	353,600						
	107		303,300	353,900						
	108		303,600	354,200						
	109		303,800	354,700						
	110		304,200	355,100						
	111		304,600	355,400						
	112		304,900	355,700						
	113		305,100	356,200						
	114		305,300	356,600						
	115		305,600	356,900						
	116		306,000	357,200						
	117		306,200	357,700						
	118		306,400							
	119		306,700							
	120		307,000							
	121		307,400							
	122		307,600							
	123		307,900							
	124		308,200							
	125		308,500							
定年前再 任用短時 間勤務職 員	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	192,000	219,500	260,000	279,700	294,900	320,600	362,700	396,200	448,000	

(備考) この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

別表第2（第5条関係）

ア 医療職給料表(1)

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号俸	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円
	1	391,400	510,300	575,100	679,800	736,100
	2	393,700	513,000	577,100	685,900	742,100
	3	396,000	515,600	579,000	691,200	747,400
	4	398,200	518,100	580,900	696,100	751,900
	5	400,300	520,500	582,300	700,500	755,900
	6	403,800	522,700	584,100	704,800	759,400
	7	407,300	524,800	585,900	708,400	762,400
	8	410,700	526,900	587,700	711,400	765,200
	9	414,100	529,000	589,500	713,900	
	10	417,600	530,500	591,300	716,200	
	11	421,000	532,000	593,100		
	12	424,400	533,500	594,900		
	13	427,800	534,900	596,700		
	14	431,300	536,400	598,500		
	15	434,700	537,900	600,300		
	16	438,100	539,300	602,100		
	17	441,500	540,700	603,900		
	18	444,600	542,200	605,800		
	19	447,700	543,700	607,700		
	20	450,800	545,100	609,600		
	21	454,000	546,500	611,500		
	22	457,100	548,000	613,200		
	23	460,200	549,500	615,000		
	24	463,200	550,900	616,800		
	25	466,200	552,300	618,400		
	26	468,500	553,700	620,200		
	27	470,800	555,100	622,000		
	28	473,000	556,500	623,600		
	29	474,900	557,900	625,000		
	30	476,600	559,300	626,700		
	31	478,300	560,700	628,500		
	32	480,100	562,100	630,200		
	33	481,900	563,500	631,700		
	34	483,700	564,900	633,000		
	35	485,300	566,300	634,300		
	36	486,700	567,700	635,600		
	37	488,100	569,100	636,600		
	38	489,600	570,800	637,900		
	39	491,100	572,400	639,200		
	40	492,600	574,000	640,500		

41	494, 100	575, 600	641, 500
42	494, 800	576, 800	642, 300
43	495, 400	578, 000	643, 100
44	496, 100	579, 100	643, 900
45	497, 000	580, 100	644, 800
46	497, 600	581, 100	645, 600
47	498, 200	582, 000	646, 400
48	498, 800	582, 800	647, 100
49	499, 400	583, 500	647, 900
50	499, 900	584, 200	648, 700
51	500, 400	584, 900	649, 400
52	500, 900	585, 500	650, 300
53	501, 400	586, 200	651, 200
54	501, 800	586, 900	652, 000
55	502, 200	587, 500	652, 900
56	502, 600	588, 100	653, 800
57	503, 000	588, 400	654, 600
58	503, 400	589, 000	655, 500
59	503, 800	589, 700	656, 400
60	504, 200	590, 400	657, 100
61	504, 600	590, 800	657, 900
62	505, 000	591, 400	658, 800
63	505, 400	592, 100	659, 700
64	505, 800	592, 800	660, 600
65	506, 100	593, 200	661, 400
66		593, 800	662, 300
67		594, 400	663, 200
68		594, 900	664, 100
69		595, 400	664, 900
70		595, 900	665, 800
71		596, 400	666, 700
72		596, 900	667, 600
73		597, 300	668, 400
74		597, 800	
75		598, 200	
76		598, 700	
77		599, 200	
78		599, 800	
79		600, 400	
80		600, 800	
81		601, 300	
82		601, 900	
83		602, 500	
84		603, 000	
85		603, 500	

(備考) この表は、病院、診療所等に勤務する医師及び歯科医師で市長の定めるものに適用する。

イ 医療職給料表(2)

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号俸	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円
	1	188,600	227,400	263,000	281,800	315,000	360,700	415,000
	2	190,700	228,700	263,800	282,600	316,400	362,400	416,900
	3	192,800	230,000	264,600	283,400	317,800	364,000	418,800
	4	194,900	231,300	265,400	284,100	319,200	365,600	420,600
	5	196,900	232,500	266,200	284,800	320,600	367,200	422,400
	6	198,900	233,600	267,000	285,500	322,200	368,800	424,000
	7	200,900	234,600	267,800	286,200	323,700	370,400	425,600
	8	202,700	235,600	268,600	287,000	325,200	372,000	427,100
	9	204,500	236,700	269,400	287,800	326,700	373,600	428,600
	10	206,400	237,900	270,200	288,600	328,300	375,600	429,900
	11	208,300	239,200	271,000	289,400	329,800	377,600	431,200
	12	210,400	240,500	271,800	290,100	331,300	379,600	432,500
	13	212,100	241,800	272,600	290,800	332,800	381,000	433,800
	14	214,100	243,100	273,400	291,900	334,400	382,700	435,000
	15	216,300	244,400	274,200	293,000	335,900	384,400	436,200
	16	218,400	245,600	275,000	294,200	337,400	386,100	437,300
	17	220,500	246,800	275,800	295,400	338,900	387,800	438,500
	18	221,600	248,000	276,600	296,600	340,500	389,300	439,600
	19	222,700	249,200	277,400	297,800	342,100	390,800	440,800
	20	223,800	250,400	278,200	299,000	343,600	392,300	442,000
	21	224,900	251,500	279,000	300,200	344,900	393,600	443,100
	22	225,800	252,400	279,900	301,400	346,400	394,900	443,900
	23	226,700	253,200	280,800	302,600	347,900	396,200	444,300
	24	227,600	254,000	281,600	303,800	349,400	397,300	445,000
	25	228,500	254,800	282,400	305,000	350,900	398,400	445,500
	26	229,400	255,600	283,300	306,200	352,400	399,500	445,900
	27	230,300	256,400	284,200	307,300	353,900	400,600	446,300
	28	231,200	257,200	285,000	308,500	355,300	401,700	446,700
	29	232,100	258,000	285,800	309,800	356,700	402,500	447,100
	30	233,000	258,800	286,900	311,000	358,300	403,300	447,500
	31	233,900	259,600	287,900	312,200	359,800	404,100	447,900
	32	234,800	260,400	288,900	313,400	361,300	404,900	448,200
	33	235,600	261,200	289,900	314,600	362,500	405,300	448,500
	34	236,400	262,000	291,000	315,700	363,600	405,900	448,900
	35	237,200	262,700	292,000	316,900	364,800	406,400	449,200
	36	238,000	263,500	293,000	318,100	365,900	406,800	449,500
	37	238,800	264,400	294,000	319,300	366,900	407,200	449,800
	38	239,600	265,200	295,000	320,600	367,700	407,400	
	39	240,400	266,000	296,000	321,900	368,700	407,700	
	40	241,200	266,800	297,000	323,100	369,800	408,000	
	41	241,800	267,600	298,000	324,000	370,800	408,300	

42	242, 400	268, 400	299, 200	325, 200	371, 800	408, 600
43	243, 000	269, 200	300, 300	326, 400	372, 800	408, 900
44	243, 500	270, 000	301, 400	327, 600	373, 700	409, 200
45	244, 000	270, 700	302, 500	328, 700	374, 500	409, 400
46	244, 600	271, 500	303, 600	329, 700	375, 300	409, 700
47	245, 100	272, 300	304, 700	330, 700	376, 200	410, 000
48	245, 500	273, 100	305, 800	331, 600	377, 000	410, 300
49	245, 900	273, 800	306, 900	332, 500	377, 500	410, 500
50	246, 400	274, 600	308, 000	333, 500	378, 300	410, 800
51	246, 900	275, 300	309, 100	334, 500	379, 100	411, 100
52	247, 400	276, 000	310, 200	335, 400	379, 900	411, 400
53	247, 700	276, 700	311, 200	335, 900	380, 300	411, 600
54	248, 000	277, 400	312, 200	336, 800	381, 000	411, 900
55	248, 300	278, 100	313, 200	337, 500	381, 700	412, 200
56	248, 600	278, 800	314, 200	338, 400	382, 300	412, 500
57	248, 900	279, 500	315, 200	339, 100	382, 700	412, 700
58	249, 200	280, 200	316, 200	339, 400	383, 200	413, 000
59	249, 500	280, 900	317, 200	339, 900	383, 800	413, 300
60	249, 800	281, 500	318, 100	340, 500	384, 400	413, 600
61	250, 100	282, 100	319, 000	341, 100	384, 800	413, 800
62	250, 400	282, 800	319, 800	341, 800	385, 300	
63	250, 700	283, 500	320, 500	342, 500	385, 800	
64	251, 000	284, 100	321, 200	343, 100	386, 300	
65	251, 300	284, 700	321, 800	343, 800	386, 900	
66	251, 600	285, 400	322, 500	344, 300	387, 400	
67	251, 900	286, 100	323, 100	344, 900	388, 000	
68	252, 200	286, 700	323, 700	345, 500	388, 600	
69	252, 500	287, 300	324, 300	345, 800	389, 100	
70	252, 800	288, 000	324, 500	346, 400	389, 600	
71	253, 100	288, 700	325, 000	346, 900	390, 100	
72	253, 300	289, 300	325, 500	347, 400	390, 600	
73	253, 500	289, 900	326, 100	347, 900	390, 900	
74	253, 800	290, 400	326, 600	348, 400	391, 400	
75	254, 100	290, 800	327, 100	348, 900	391, 800	
76	254, 300	291, 200	327, 500	349, 300	392, 200	
77	254, 500	291, 600	328, 100	349, 600	392, 600	
78	254, 800	291, 900	328, 600	349, 900	393, 100	
79	255, 100	292, 200	329, 000	350, 100	393, 600	
80	255, 300	292, 500	329, 500	350, 400	394, 100	
81	255, 500	292, 800	330, 000	350, 900	394, 400	
82	255, 800	293, 100	330, 400	351, 200	394, 900	
83	256, 100	293, 400	330, 600	351, 500	395, 300	
84	256, 300	293, 700	330, 900	351, 800	395, 700	
85	256, 500	293, 900	331, 300	352, 200	396, 100	
86		294, 100	331, 700	352, 500		
87		294, 300	332, 000	352, 800		
88		294, 500	332, 300	353, 100		
89		294, 900	332, 600	353, 500		

	90		295, 100	332, 800	353, 800			
	91		295, 300	333, 200	354, 100			
	92		295, 500	333, 500	354, 400			
	93		295, 900	333, 700	354, 700			
	94		296, 100	334, 000	355, 100			
	95		296, 300	334, 300	355, 500			
	96		296, 600	334, 600	355, 900			
	97		296, 900	334, 800	356, 400			
	98		297, 100	335, 100	356, 800			
	99		297, 300	335, 400	357, 200			
	100		297, 600	335, 600	357, 600			
	101		297, 900	335, 800	358, 100			
	102		298, 100	336, 000	358, 500			
	103		298, 300	336, 400	358, 900			
	104		298, 600	336, 600	359, 300			
	105		298, 900	336, 800	359, 800			
	106			337, 200	360, 200			
	107			337, 600	360, 600			
	108			338, 000	361, 000			
	109			338, 200	361, 500			
定 年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	円	円	円	円	円	円	円	円
	193, 000	219, 600	248, 100	261, 700	287, 300	328, 400	371, 000	

(備考) この表は、病院に勤務する薬剤師、臨床心理士、公認心理師、栄養士、管理栄養士、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、言語聴覚士、歯科衛生士、医療相談員その他の職員で市長の定めるものに適用する。

ウ 医療職給料表(3)

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号俸	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円
	1	207,700	240,600	281,800	295,200	319,300	362,000	416,300
	2	209,600	242,800	282,300	295,800	320,300	363,700	418,500
	3	211,400	245,000	282,800	296,400	321,300	365,400	420,700
	4	213,100	247,200	283,300	296,900	322,300	367,100	422,800
	5	214,800	249,400	283,800	297,400	323,300	368,900	424,700
	6	216,700	250,400	284,300	298,000	324,500	370,900	426,600
	7	218,500	251,300	284,800	298,600	325,700	372,900	428,400
	8	220,200	252,200	285,300	299,100	326,900	374,900	430,300
	9	221,900	253,100	285,800	299,600	328,000	376,600	432,000
	10	223,900	254,300	286,300	300,200	329,200	378,700	433,600
	11	225,800	255,400	286,800	300,800	330,300	380,800	435,300
	12	227,700	256,300	287,300	301,300	331,400	382,800	436,900
	13	229,600	257,100	287,800	301,800	332,500	384,700	438,200
	14	231,600	257,800	288,300	302,500	333,700	386,300	439,500
	15	233,600	258,500	288,800	303,200	334,800	388,100	441,100
	16	235,600	259,400	289,300	303,900	335,900	389,900	442,600
	17	237,600	260,500	289,800	304,600	337,000	391,600	444,300
	18	239,600	261,600	290,300	305,500	338,200	393,300	445,900
	19	241,700	262,700	290,800	306,400	339,300	395,200	447,300
	20	243,700	263,800	291,300	307,300	340,400	396,900	448,700
	21	245,600	264,900	291,800	308,100	341,500	398,600	449,800
	22	246,800	266,000	292,300	309,000	342,700	400,300	451,100
	23	248,000	267,100	292,800	309,900	343,800	402,100	452,400
	24	249,100	268,200	293,300	310,800	344,900	403,800	453,800
	25	250,200	269,200	293,800	311,600	346,000	405,400	454,800
	26	251,100	270,300	294,400	312,500	347,300	407,100	455,500
	27	252,000	271,400	295,200	313,400	348,600	408,900	456,300
	28	252,900	272,400	296,000	314,300	349,900	410,700	456,900
	29	253,700	273,400	296,700	315,100	351,100	412,200	457,800
	30	254,500	274,100	297,500	316,200	352,600	413,700	458,500
	31	255,200	274,800	298,300	317,300	354,100	415,200	459,300
	32	255,900	275,500	299,100	318,400	355,600	416,500	460,100
	33	256,700	276,200	299,800	319,500	356,800	417,600	460,800
	34	257,500	276,800	300,600	320,600	358,300	418,700	461,500
	35	258,300	277,300	301,400	321,700	359,700	419,800	462,200
	36	259,000	277,800	302,100	322,800	361,100	421,000	463,000
	37	259,700	278,300	302,900	323,900	362,500	422,300	463,800
	38	260,600	278,900	303,700	325,100	363,500	423,400	464,600
	39	261,500	279,400	304,500	326,200	364,900	424,600	465,300
	40	262,300	279,900	305,300	327,300	366,200	425,700	466,000

	41	263, 100	280, 300	306, 000	328, 100	367, 500	426, 900	466, 800
	42	264, 000	280, 800	307, 000	329, 200	368, 900	427, 900	
	43	264, 800	281, 300	308, 000	330, 300	370, 200	429, 000	
	44	265, 600	281, 800	308, 900	331, 300	371, 500	430, 100	
	45	266, 400	282, 300	309, 800	332, 300	373, 000	431, 100	
	46	267, 100	282, 800	310, 800	333, 300	374, 200	431, 600	
	47	267, 800	283, 300	311, 800	334, 300	375, 300	432, 200	
	48	268, 400	283, 800	312, 700	335, 300	376, 500	432, 600	
	49	269, 000	284, 300	313, 600	336, 500	377, 600	433, 200	
	50	269, 500	284, 800	314, 600	337, 800	378, 500	433, 700	
	51	270, 000	285, 300	315, 600	339, 000	379, 500	434, 100	
	52	270, 400	285, 800	316, 600	340, 200	380, 400	434, 600	
	53	270, 800	286, 300	317, 400	341, 100	381, 000	435, 100	
	54	271, 300	286, 800	318, 400	342, 300	381, 800	435, 500	
	55	271, 800	287, 300	319, 400	343, 400	382, 600	435, 800	
	56	272, 200	287, 800	320, 300	344, 700	383, 400	436, 100	
	57	272, 600	288, 300	321, 200	345, 700	384, 100	436, 500	
	58	273, 000	289, 100	322, 200	346, 600	384, 800	437, 000	
	59	273, 400	289, 900	323, 200	347, 700	385, 500	437, 600	
	60	273, 800	290, 600	324, 100	348, 900	386, 100	438, 000	
	61	274, 200	291, 300	325, 000	350, 000	386, 700	438, 600	
	62	274, 600	292, 200	326, 200	351, 200	387, 300	439, 100	
	63	275, 000	293, 100	327, 400	352, 400	388, 000	439, 500	
	64	275, 400	293, 900	328, 600	353, 400	388, 600	440, 000	
	65	275, 800	294, 700	329, 300	354, 400	389, 300	440, 500	
	66	276, 200	295, 600	330, 400	355, 400	389, 800		
	67	276, 600	296, 400	331, 500	356, 500	390, 400		
	68	277, 000	297, 200	332, 400	357, 600	390, 900		
	69	277, 400	298, 000	333, 500	358, 400	391, 300		
	70	277, 900	298, 900	334, 200	359, 500	391, 900		
	71	278, 400	299, 800	335, 300	360, 600	392, 400		
	72	278, 800	300, 700	336, 400	361, 600	392, 700		
	73	279, 200	301, 600	337, 500	362, 300	393, 000		
	74	279, 800	302, 500	338, 700	363, 100	393, 500		
	75	280, 400	303, 400	339, 800	363, 900	393, 900		
	76	280, 900	304, 300	340, 900	364, 600	394, 200		
	77	281, 400	305, 100	342, 000	365, 200	394, 500		
	78	282, 000	306, 100	343, 100	365, 700	395, 000		
	79	282, 600	307, 100	344, 100	366, 200	395, 500		
	80	283, 100	308, 000	345, 200	366, 700	395, 900		
	81	283, 600	308, 500	346, 100	367, 300	396, 200		
	82	284, 100	309, 400	347, 100	367, 800	396, 600		
	83	284, 600	310, 300	348, 000	368, 300	397, 100		
	84	285, 100	311, 100	349, 000	368, 800	397, 500		
	85	285, 600	311, 900	349, 900	369, 200	397, 900		
	86	286, 100	312, 900	350, 700	369, 600	398, 400		
	87	286, 600	313, 900	351, 500	370, 200	398, 900		
	88	287, 100	314, 900	352, 300	370, 700	399, 300		

89	287, 600	315, 800	352, 900	371, 000	399, 600
90	288, 100	316, 900	353, 500	371, 500	400, 000
91	288, 600	317, 900	354, 100	371, 900	400, 500
92	289, 100	318, 900	354, 700	372, 200	400, 900
93	289, 600	319, 700	355, 100	372, 800	401, 300
94	290, 200	320, 400	355, 500	373, 300	
95	290, 800	321, 100	356, 000	373, 800	
96	291, 400	321, 700	356, 400	374, 300	
97	292, 000	322, 200	356, 900	374, 900	
98	292, 500	322, 500	357, 300	375, 400	
99	293, 000	323, 100	357, 800	375, 900	
100	293, 500	323, 700	358, 200	376, 300	
101	294, 000	324, 100	358, 500	376, 900	
102	294, 500	324, 700	359, 000	377, 400	
103	295, 000	325, 300	359, 400	377, 900	
104	295, 400	325, 800	359, 700	378, 400	
105	295, 800	326, 200	360, 100	379, 000	
106	296, 300	326, 700	360, 600	379, 400	
107	296, 800	327, 200	361, 100	379, 900	
108	297, 100	327, 700	361, 600	380, 400	
109	297, 300	328, 100	362, 100	381, 000	
110	297, 600	328, 500	362, 600	381, 400	
111	297, 800	328, 800	363, 100	381, 900	
112	298, 100	329, 100	363, 500	382, 400	
113	298, 400	329, 400	363, 900	383, 000	
114	298, 600	329, 800	364, 300	383, 400	
115	298, 900	330, 100	364, 800	383, 900	
116	299, 100	330, 400	365, 300	384, 400	
117	299, 400	330, 600	365, 700	385, 000	
118	299, 700	330, 900	366, 200		
119	300, 000	331, 200	366, 700		
120	300, 300	331, 400	367, 200		
121	300, 600	331, 600	367, 500		
122	301, 000	331, 900			
123	301, 300	332, 200			
124	301, 600	332, 500			
125	301, 800	332, 700			
126	302, 000	333, 000			
127	302, 300	333, 400			
128	302, 700	333, 600			
129	302, 900	333, 800			
130	303, 200	334, 000			
131	303, 600	334, 400			
132	304, 000	334, 600			
133	304, 200	334, 900			
134	304, 500	335, 300			
135	304, 800	335, 700			
136	305, 100	336, 100			

137	305,300	336,400					
138	305,600	336,800					
139	305,900	337,200					
140	306,200	337,600					
141	306,400	337,900					
142	306,800	338,300					
143	307,200	338,600					
144	307,500	339,000					
145	307,700	339,300					
146	307,900	339,700					
147	308,200	340,100					
148	308,600	340,500					
149	308,800	340,800					
150	309,000	341,200					
151	309,300	341,600					
152	309,600	342,000					
153	310,000	342,300					
154	310,200						
155	310,400						
156	310,700						
157	311,000						
158	311,300						
159	311,600						
160	311,900						
161	312,300						
162	312,600						
163	312,900						
164	313,200						
165	313,600						
166	313,900						
167	314,200						
168	314,500						
169	314,900						
定 年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	円	円	円	円	円	円	円
	239,700	260,200	267,500	277,900	294,300	331,900	376,600

(備考) この表は、保健師又は病院、診療所等に勤務する准看護師、看護師若しくは助産師その他の職員で市長の定めるものに適用する。

別表第3アの定年前再任用短時間勤務職員の部に次のように加える。

5 級	1 困難な業務を所掌する出先機関の長の職務
	2 課長補佐、主幹又は技幹の職務

(職員の分限に関する条例等の一部を改正する等の条例の一部改正)

第2条 職員の分限に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和4年飯田市条例第27号）の一部を次のように改正する。

附則第3条第7項中「及び第2章の2から第3章の2まで」を「、第2章の2及び第3章」

に改める。

（一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正）

第3条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成16年飯田市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第4条第4項を削り、同条第5項中「、第3項」を「及び前項」に改め、「及び前項の規定による特定任期付職員業績手当の支給」を削り、同項を同条第4項とする。

第5条第1項中「、第6章の2及び第8章」を「及び第6章の2」に改め、同条第2項中「及び同条第4項」を「、同条第4項及び第27条第2項第1号」に、「100分の172.5」を「100分の95」に改め、「適用を受ける職員」の次に「と、給与条例第27条第2項第1号中「100分の105」とあるのは「100分の87.5」」を加える。

（飯田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正）

第4条 飯田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年飯田市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改める。

第10条中「飯田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例」の次に「（令和元年飯田市条例第30号）」を加える。

第15条第2項中「とあるのは「基準日」の次に「（飯田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例第15条第1項に規定する基準日をいう。以下この条、次条及び第25条の3において同じ。）」を、「第15条第1項」の次に「と、同条第1号中「支給日」とあるのは「支給日（飯田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例第15条第1項に規定する支給日をいう。以下この条及び次条において同じ。））」を加え、同条第4項中「この項及び第26条第4項において」を削り、同条の次に次の1条を加える。

（フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当）

第15条の2 6月1日及び12月1日（以下この条及び第26条の2においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職し、かつ、任期が6か月以上であるフルタイム会計年度任用職員に対し、基準日前6箇月以内の期間における当該職員の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の市長が定める日（以下この条及び第26条の2においてこれらの日を「支給日」という。）に勤勉手当を支給する。

2 給与条例第27条第2項第1号の規定は、前項に規定するフルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、同号中「乗じて得た額」とあるのは「超えない範囲内で市長が定める割合を乗じて得た額」と読み替えるものとする。

3 前項の規定により読み替えて準用する給与条例第27条第2項第1号の勤勉手当基礎額は、第1項に規定するフルタイム会計年度任用職員がそれぞれその基準日現在において受けるべき給料の月額に相当する額として市長が規則で定める基準に従い任命権者が定める額とする。

4 給与条例第25条の2及び第25条の3並びに前条第4項の規定は、第1項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、給与条例第25条の2中「第24条」とあるのは「飯田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例第15条の2第1項」と、同条第1号中「基準日から」とあるのは「基準日（飯田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例第15条の2第1項に規定する基準日をいう。以下この条及び次条において同じ。）から」と、「支給日」とあるのは「支給日（同項に規定する支給日をいう。以下この条及び次条において同じ。））」と、前条第4項中「第1項」とあるのは「次条第1項」と読み替えるものとする。

第26条第2項中「とあるのは「基準日」の次に「（飯田市会計年度任用職員の給与及び費用

弁償に関する条例第15条第1項に規定する基準日をいう。以下この条、次条及び第25条の3において同じ。）」を、「第26条第1項」の次に「と、同条第1号中「支給日」とあるのは「支給日（飯田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例第15条第1項に規定する支給日をいう。以下この条及び次条において同じ。）」」を加え、同条第3項中「をいう。」の次に「次条第3項において同じ。」を加え、同条の次に次の1条を加える。

（パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当）

第26条の2 特定パートタイム会計年度任用職員に対し、基準日前6箇月以内の期間における当該職員の勤務成績に応じて、支給日に勤勉手当を支給する。

2 給与条例第27条第2項第1号の規定は、特定パートタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、同号中「乗じて得た額」とあるのは「超えない範囲内で市長が定める割合を乗じて得た額」と読み替えるものとする。

3 前項の規定により読み替えて準用する給与条例第27条第2項第1号の勤勉手当基礎額は、特定パートタイム会計年度任用職員がそれぞれその基準日現在において受けるべき報酬の月額に相当する額として市長が規則で定める基準に従い任命権者が定める額とする。

4 給与条例第25条の2及び第25条の3並びに前条第4項の規定は、第1項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、給与条例第25条の2中「第24条」とあるのは「飯田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例第26条の2第1項」と、同条第1号中「基準日から」とあるのは「基準日（飯田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例第15条の2に規定する基準日をいう。以下この条及び次条において同じ。）から」と、「支給日」とあるのは「支給日（同条に規定する支給日をいう。以下この条及び次条において同じ。）」と読み替えるものとする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（号俸の切替え）

2 令和7年4月1日（以下「切替日」という。）の前日において飯田市職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）別表第1及び別表第2の給料表の適用を受けていた職員であって同日においてその者が属していた職務の級が附則別表に掲げられている職務の級であったものの切替日における号俸（次項及び同表において「新号俸」という。）は、切替日の前日においてその者が属していた職務の級及び同日においてその者が受けていた号俸（同表において「旧号俸」という。）に応じて同表に定める号俸とする。

（切替日前の異動者の号俸の調整）

3 切替日前に職務の級を異にする異動をした職員及び市長の定めるこれに準ずるものをした職員の新号俸については、その者が切替日において当該異動又は当該準ずるものをしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、市長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（令和8年3月31日までの間における扶養手当に関する経過措置）

4 切替日から令和8年3月31日までの間における第1条の規定による改正後の給与条例（以下「改正後給与条例」という。）第12条から第14条までの規定の適用については、第12条ただし書中「対しては」とあるのは「対しては、支給せず、次条第6号に該当する扶養親族に係る扶養手当は、当該職員及び行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるものに対しては」と、第13条第1項中「(5) 重度心身障害者」とあるのは

「(5) 重度心身障害者

(6) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）」

と、第14条第1項中「13,000円」とあるのは「11,500円」と、「とする」とあるのは「、前条第1項第6号に該当する扶養親族については3,000円とする」とする。

（その他の経過措置の規則への委任）

5 前3項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、市長が規則で定める。

（飯田市一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正）

6 飯田市一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成14年飯田市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「第16条の5」を「第16条の4」に改める。

附則別表（附則第2項関係）

号俸の切替表

ア 行政職給料表の適用を受ける職員の新号俸

旧号俸	職務の級						
	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
1	1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1	1
6	2	1	1	1	1	1	1
7	3	1	1	1	1	1	1
8	4	1	1	1	1	1	1
9	5	1	1	1	1	1	1
10	6	2	2	1	1	1	1
11	7	3	3	1	1	1	1
12	8	4	4	1	1	1	1
13	9	5	5	1	1	1	1
14	10	6	6	2	1	1	1
15	11	7	7	3	1	1	1
16	12	8	8	4	1	1	1
17	13	9	9	5	1	1	1
18	14	10	10	6	2	1	2
19	15	11	11	7	3	1	2
20	16	12	12	8	4	1	2
21	17	13	13	9	5	1	2
22	18	14	14	10	6	1	2
23	19	15	15	11	7	1	3
24	20	16	16	12	8	2	3
25	21	17	17	13	9	2	3
26	22	18	18	14	10	2	3
27	23	19	19	15	11	2	4

28	24	20	20	16	12	3	4
29	25	21	21	17	13	3	4
30	26	22	22	18	14	3	4
31	27	23	23	19	15	3	5
32	28	24	24	20	16	3	5
33	29	25	25	21	17	3	5
34	30	26	26	22	18	4	5
35	31	27	27	23	19	4	6
36	32	28	28	24	20	4	6
37	33	29	29	25	21	4	6
38	34	30	30	26	22	4	6
39	35	31	31	27	23	4	6
40	36	32	32	28	24	4	7
41	37	33	33	29	25	4	7
42	38	34	34	30	26	5	
43	39	35	35	31	27	5	
44	40	36	36	32	28	5	
45	41	37	37	33	29	5	
46	42	38	38	34	30		
47	43	39	39	35	31		
48	44	40	40	36	32		
49	45	41	41	37	33		
50	46	42	42	38	34		
51	47	43	43	39	35		
52	48	44	44	40	36		
53	49	45	45	41	37		
54	50	46	46	42	38		
55	51	47	47	43	39		
56	52	48	48	44	40		
57	53	49	49	45	41		
58	54	50	50	46	42		
59	55	51	51	47	43		
60	56	52	52	48	44		
61	57	53	53	49	45		
62	58	54	54	50			
63	59	55	55	51			
64	60	56	56	52			
65	61	57	57	53			
66	62	58	58	54			
67	63	59	59	55			
68	64	60	60	56			

69	65	61	61	57			
70	66	62	62	58			
71	67	63	63	59			
72	68	64	64	60			
73	69	65	65	61			
74	70	66	66	62			
75	71	67	67	63			
76	72	68	68	64			
77	73	69	69	65			
78	74	70	70	66			
79	75	71	71	67			
80	76	72	72	68			
81	77	73	73	69			
82	78	74	74	70			
83	79	75	75	71			
84	80	76	76	72			
85	81	77	77	73			
86	82	78	78				
87	83	79	79				
88	84	80	80				
89	85	81	81				
90	86	82	82				
91	87	83	83				
92	88	84	84				
93	89	85	85				
94	90	86					
95	91	87					
96	92	88					
97	93	89					
98	94	90					
99	95	91					
100	96	92					
101	97	93					
102	98						
103	99						
104	100						
105	101						
106	102						
107	103						
108	104						
109	105						

110	106						
111	107						
112	108						
113	109						
114	110						
115	111						
116	112						
117	113						
118	114						
119	115						
120	116						
121	117						

イ 医療職給料表(1)の適用を受ける職員の新号俸

旧号俸	職務の級			
	2 級	3 級	4 級	5 級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	1	1	1	1
7	1	1	1	1
8	1	1	1	1
9	1	1	1	1
10	1	1	1	2
11	1	1	1	2
12	1	1	1	2
13	1	1	1	2
14	2	1	1	3
15	3	1	1	3
16	4	1	1	3
17	5	1	1	3
18	6	2	1	3
19	7	3	1	4
20	8	4	1	4
21	9	5	1	4
22	10	6	1	
23	11	7	1	
24	12	8	1	
25	13	9	1	
26	14	10	1	

27	15	11	1	
28	16	12	1	
29	17	13	1	
30	18	14	1	
31	19	15	1	
32	20	16	1	
33	21	17	1	
34	22	18	1	
35	23	19	1	
36	24	20	1	
37	25	21	1	
38	26	22	2	
39	27	23	2	
40	28	24	2	
41	29	25	2	
42	30	26	3	
43	31	27	3	
44	32	28	3	
45	33	29	3	
46	34	30	4	
47	35	31	4	
48	36	32	4	
49	37	33	4	
50	38	34	4	
51	39	35	5	
52	40	36	5	
53	41	37	5	
54	42	38	5	
55	43	39	5	
56	44	40	6	
57	45	41	6	
58	46	42	6	
59	47	43	6	
60	48	44	6	
61	49	45	7	
62	50	46	7	
63	51	47	7	
64	52	48	7	
65	53	49	8	
66	54	50		
67	55	51		

68	56	52		
69	57	53		
70	58	54		
71	59	55		
72	60	56		
73	61	57		
74	62	58		
75	63	59		
76	64	60		
77	65	61		
78	66	62		
79	67	63		
80	68	64		
81	69	65		
82	70	66		
83	71	67		
84	72	68		
85	73	69		
86	74	70		
87	75	71		
88	76	72		
89	77	73		
90	78			
91	79			
92	80			
93	81			
94	82			
95	83			
96	84			
97	85			

ウ 医療職給料表(2)の適用を受ける職員の新号俸

旧号俸	職務の級				
	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1
6	2	2	1	1	1
7	3	3	1	1	1
8	4	4	1	1	1

9	5	5	1	1	1
10	6	6	2	1	1
11	7	7	3	1	1
12	8	8	4	1	1
13	9	9	5	1	1
14	10	10	6	2	1
15	11	11	7	3	1
16	12	12	8	4	1
17	13	13	9	5	1
18	14	14	10	6	2
19	15	15	11	7	3
20	16	16	12	8	4
21	17	17	13	9	5
22	18	18	14	10	6
23	19	19	15	11	7
24	20	20	16	12	8
25	21	21	17	13	9
26	22	22	18	14	10
27	23	23	19	15	11
28	24	24	20	16	12
29	25	25	21	17	13
30	26	26	22	18	14
31	27	27	23	19	15
32	28	28	24	20	16
33	29	29	25	21	17
34	30	30	26	22	18
35	31	31	27	23	19
36	32	32	28	24	20
37	33	33	29	25	21
38	34	34	30	26	22
39	35	35	31	27	23
40	36	36	32	28	24
41	37	37	33	29	25
42	38	38	34	30	26
43	39	39	35	31	27
44	40	40	36	32	28
45	41	41	37	33	29
46	42	42	38	34	30
47	43	43	39	35	31
48	44	44	40	36	32
49	45	45	41	37	33

50	46	46	42	38	34
51	47	47	43	39	35
52	48	48	44	40	36
53	49	49	45	41	37
54	50	50	46	42	
55	51	51	47	43	
56	52	52	48	44	
57	53	53	49	45	
58	54	54	50	46	
59	55	55	51	47	
60	56	56	52	48	
61	57	57	53	49	
62	58	58	54	50	
63	59	59	55	51	
64	60	60	56	52	
65	61	61	57	53	
66	62	62	58	54	
67	63	63	59	55	
68	64	64	60	56	
69	65	65	61	57	
70	66	66	62	58	
71	67	67	63	59	
72	68	68	64	60	
73	69	69	65	61	
74	70	70	66		
75	71	71	67		
76	72	72	68		
77	73	73	69		
78	74	74	70		
79	75	75	71		
80	76	76	72		
81	77	77	73		
82	78	78	74		
83	79	79	75		
84	80	80	76		
85	81	81	77		
86	82	82	78		
87	83	83	79		
88	84	84	80		
89	85	85	81		
90	86	86	82		

91	87	87	83		
92	88	88	84		
93	89	89	85		
94	90	90			
95	91	91			
96	92	92			
97	93	93			
98	94	94			
99	95	95			
100	96	96			
101	97	97			
102	98	98			
103	99	99			
104	100	100			
105	101	101			
106	102	102			
107	103	103			
108	104	104			
109	105	105			
110	106	106			
111	107	107			
112	108	108			
113	109	109			

エ 医療職給料表(3)の適用を受ける職員の新号俸

旧号俸	職務の級				
	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1
6	2	2	1	1	1
7	3	3	1	1	1
8	4	4	1	1	1
9	5	5	1	1	1
10	6	6	2	1	1
11	7	7	3	1	1
12	8	8	4	1	1
13	9	9	5	1	1
14	10	10	6	2	1
15	11	11	7	3	1

16	12	12	8	4	1
17	13	13	9	5	1
18	14	14	10	6	2
19	15	15	11	7	3
20	16	16	12	8	4
21	17	17	13	9	5
22	18	18	14	10	6
23	19	19	15	11	7
24	20	20	16	12	8
25	21	21	17	13	9
26	22	22	18	14	10
27	23	23	19	15	11
28	24	24	20	16	12
29	25	25	21	17	13
30	26	26	22	18	14
31	27	27	23	19	15
32	28	28	24	20	16
33	29	29	25	21	17
34	30	30	26	22	18
35	31	31	27	23	19
36	32	32	28	24	20
37	33	33	29	25	21
38	34	34	30	26	22
39	35	35	31	27	23
40	36	36	32	28	24
41	37	37	33	29	25
42	38	38	34	30	26
43	39	39	35	31	27
44	40	40	36	32	28
45	41	41	37	33	29
46	42	42	38	34	30
47	43	43	39	35	31
48	44	44	40	36	32
49	45	45	41	37	33
50	46	46	42	38	34
51	47	47	43	39	35
52	48	48	44	40	36
53	49	49	45	41	37
54	50	50	46	42	38
55	51	51	47	43	39
56	52	52	48	44	40

57	53	53	49	45	41
58	54	54	50	46	
59	55	55	51	47	
60	56	56	52	48	
61	57	57	53	49	
62	58	58	54	50	
63	59	59	55	51	
64	60	60	56	52	
65	61	61	57	53	
66	62	62	58	54	
67	63	63	59	55	
68	64	64	60	56	
69	65	65	61	57	
70	66	66	62	58	
71	67	67	63	59	
72	68	68	64	60	
73	69	69	65	61	
74	70	70	66	62	
75	71	71	67	63	
76	72	72	68	64	
77	73	73	69	65	
78	74	74	70		
79	75	75	71		
80	76	76	72		
81	77	77	73		
82	78	78	74		
83	79	79	75		
84	80	80	76		
85	81	81	77		
86	82	82	78		
87	83	83	79		
88	84	84	80		
89	85	85	81		
90	86	86	82		
91	87	87	83		
92	88	88	84		
93	89	89	85		
94	90	90	86		
95	91	91	87		
96	92	92	88		
97	93	93	89		

98	94	94	90		
99	95	95	91		
100	96	96	92		
101	97	97	93		
102	98	98			
103	99	99			
104	100	100			
105	101	101			
106	102	102			
107	103	103			
108	104	104			
109	105	105			
110	106	106			
111	107	107			
112	108	108			
113	109	109			
114	110	110			
115	111	111			
116	112	112			
117	113	113			
118	114	114			
119	115	115			
120	116	116			
121	117	117			
122	118				
123	119				
124	120				
125	121				

議案第11号

飯田市職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する
条例の制定について

飯田市職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例を下記のとおり制定する。

令和7年2月27日提出

飯田市長 佐藤 健

記

飯田市職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例
(案)

飯田市職員の勤務時間及び休暇等に関する条例（平成7年飯田市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第5条の4第1項中「3歳に満たない子」を「小学校就学の始期に達するまでの子」に改め、同条第3項中「第1項中「3歳に満たない子のある職員が、市長が規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、及び、前項中」を「、前2項中」に改める。

第5条の5第1項中「第6条第1項」を「次条第1項」に改める。

第12条第1項中「定める者」の次に「（第12条の3第1項において「配偶者等」という。）」を加える。

第12条の2の次に次の2条を加える。

（配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等）

第12条の3 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する年度（4月1日から翌年の3月31日までをいう。）において、前項に規定する事項を知らせなければならない。

（勤務環境の整備に関する措置）

第12条の4 任命権者は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施
- (2) 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備
- (3) その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は公布の日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の日を時間外勤務制限開始日とする改正後の飯田市職員の勤務時間及び休暇等に関する条例第5条の4第1項の規定による請求（3歳から小学校就学の始期に達するまでの子を養育するために行うものに限る。）を行おうとする職員は、施行日前においても、市長の定めるところにより、当該請求を行うことができる。

議案第12号

資金積立基金条例の一部を改正する条例の制定について

資金積立基金条例の一部を改正する条例を下記のとおり制定する。

令和7年2月27日提出

飯田市長 佐藤 健

記

資金積立基金条例の一部を改正する条例（案）

資金積立基金条例（昭和43年飯田市条例第2号）の一部を次のように改正する。
別表に次のように加える。

18	脱炭素推進基金	地域の脱炭素化の推進を図る。	地域ぐるみで脱炭素化の推進を図るための費用の財源に充てる。
----	---------	----------------	-------------------------------

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第13号

飯田市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

飯田市手数料条例の一部を改正する条例を下記のとおり制定する。

令和7年2月27日提出

飯田市長 佐藤 健

記

飯田市手数料条例の一部を改正する条例（案）

飯田市手数料条例（平成12年飯田市条例第3号）の一部を次のように改正する。

別表第2の都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項の規定による低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査の項、都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第1項の規定による認定を受けた低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査の項、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第12条第1項又は第13条第2項の規定による建築物エネルギー消費性能適合性判定の項、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第12条第2項又は第13条第3項の規定による変更の建築物エネルギー消費性能適合性判定の項、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第12条第2項又は第13条第3項の規定による軽微な変更に関する証明書の交付の項、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第34条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査の項及び建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第36条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査の項を次のように改める。

都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項の規定による低炭素建築物新築等計画の認定の申	当該計画が都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項第1号に掲げる基準に適合すると市長が認めた場合	一戸建ての住宅		1件	5,000円
		共同住宅等	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	1件	10,000円
			床面積の合計が300平方メートル以上のもの	1件	21,000円
		上記2区分以外の建築物（以下「非住宅」という。）	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	1件	10,000円
			床面積の合計が300平方メートル以上のもの	1件	17,000円

請に対する審査	上記区分以外 の場合	一戸建ての 住宅	建築物エネルギー消費 性能基準等 を定める省 令（平成28 年経済産業 省令・国土 交通省令第 1号。以下 「基準省 令」とい う。）第10 条第2号の イの(1)及 びロの(1) に掲げる基 準への適合 を確認する 方法による 場合	床面積の合計が 200平方メート ル未満のもの	1 件	35,000円
				床面積の合計が 200平方メート ル以上のもの	1 件	39,000円
			基準省令第 10条第2号 のイの(2) 及びロの (2)に掲げ る基準への 適合を確認 する方法に よる場合	床面積の合計が 200平方メート ル未満のもの	1 件	18,000円
				床面積の合計が 200平方メート ル以上のもの	1 件	19,000円
		上記2区分 以外の場合		床面積の合計が 200平方メート ル未満のもの	1 件	26,000円
				床面積の合計が 200平方メート ル以上のもの	1 件	28,000円
		共同住宅等	基準省令第 10条第2号 のイの(1) 及びロの (1)に掲げ る基準への	床面積の合計が 300平方メート ル未満のもの	1 件	70,000円
				床面積の合計が 300平方メート	1 件	116,000円

			適合を確認する方法による場合	ル以上のもの		
			基準省令第10条第2号のイの(2)及びロの(2)に掲げる基準への適合を確認する方法による場合	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	1 件	34,000円
				床面積の合計が300平方メートル以上のもの	1 件	58,000円
			上記2区分以外の場合	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	1 件	51,000円
				床面積の合計が300平方メートル以上のもの	1 件	85,000円
			非住宅	基準省令第10条第1号のイの(2)及びロの(2)に掲げる基準への適合を確認する方法による場合	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	1 件
		床面積の合計が300平方メートル以上のもの			1 件	111,000円
		上記区分以外の場合		床面積の合計が300平方メートル未満のもの	1 件	229,000円
				床面積の合計が300平方メートル以上のもの	1 件	287,000円
		都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第1項の規定による	当該変更に係る計画が都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第2項において準用する同法	一戸建ての住宅		
共同住宅等	床面積の合計が300平方メートル未満のもの			1 件	5,000円	
	床面積の合計が300平方メートル以上のもの			1 件	11,000円	
非住宅	床面積の合計が300平方メートル以上のもの			1 件	5,000円	

認定を受けた低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査	第54条第1項第1号に掲げる基準に適合すると市長が認めた場合		ル未満のもの			
			床面積の合計が300平方メートル以上のもの		1件	9,000円
	上記区分以外の場合	一戸建ての住宅	基準省令第10条第2号のイの(1)及びロの(1)に掲げる基準への適合を確認する方法による場合	床面積の合計が200平方メートル未満のもの	1件	18,000円
				床面積の合計が200平方メートル以上のもの	1件	20,000円
			基準省令第10条第2号のイの(2)及びロの(2)に掲げる基準への適合を確認する方法による場合	床面積の合計が200平方メートル未満のもの	1件	10,000円
				床面積の合計が200平方メートル以上のもの	1件	10,000円
		上記2区分以外の場合		床面積の合計が200平方メートル未満のもの	1件	13,000円
				床面積の合計が200平方メートル以上のもの	1件	15,000円
		共同住宅等	基準省令第10条第2号のイの(1)及びロの(1)に掲げる基準への適合を確認する方法による場合	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	1件	35,000円
				床面積の合計が300平方メートル以上のもの	1件	59,000円
			基準省令第10条第2号	床面積の合計が300平方メートル	1件	18,000円

			のイの(2)及びロの(2)に掲げる基準への適合を確認する方法による場合	ル未満のもの		
				床面積の合計が300平方メートル以上のもの	1 件	30,000円
			上記2区分以外の場合	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	1 件	26,000円
				床面積の合計が300平方メートル以上のもの	1 件	43,000円
		非住宅	基準省令第10条第1号のイの(2)及びロの(2)に掲げる基準への適合を確認する方法による場合	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	1 件	44,000円
				床面積の合計が300平方メートル以上のもの	1 件	57,000円
			上記区分以外の場合	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	1 件	115,000円
				床面積の合計が300平方メートル以上のもの	1 件	144,000円
建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第1項本文又は第12条第2項本文の規定による建	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第30条第1項の規定により建築物エネルギー消費性能向上計画の認定を受けた場合	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第29条第3項に規定する他の建築物（以下「他の建築物」という。）が一戸建ての住宅のもの			1 件	5,000円
		共同住宅等	他の建築物の床面積の合計が300平方メートル未満のもの		1 件	10,000円
			他の建築物の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの		1 件	21,000円
			他の建築物の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000		1 件	46,000円

建築物エネルギー消費性能適合性判定		非住宅	平方メートル未満のもの			
			他の建築物の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの		1 件	82,000円
			他の建築物の床面積の合計が300平方メートル未満のもの		1 件	10,000円
			他の建築物の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの		1 件	17,000円
			他の建築物の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの		1 件	27,000円
			他の建築物の床面積の合計が2,000平方メートル以上のもの		1 件	82,000円
	上記区分以外の場合	一戸建ての住宅	基準省令第1条第1項第2号のイの(1)及びロの(1)に掲げる基準への適合を確認する方法による場合	床面積の合計が200平方メートル未満のもの	1 件	35,000円
				床面積の合計が200平方メートル以上のもの	1 件	39,000円
			基準省令第1条第1項第2号のイの(2)及びロの(2)に掲げる基準への適合を確認する方法による場合	床面積の合計が200平方メートル未満のもの	1 件	18,000円
				床面積の合計が200平方メートル以上のもの	1 件	19,000円
			上記2区分以外の場合	床面積の合計が200平方メートル未満のもの	1 件	26,000円
				床面積の合計が200平方メートル以上のもの	1 件	28,000円

		ル以上のもの		
共同住宅等	基準省令第1条第1項第2号のイの(1)及びロの(1)に掲げる基準への適合を確認する方法による場合	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	1 件	70,000円
		床面積の合計が300平方メートル以上のもの	1 件	116,000円
	基準省令第1条第1項第2号のイの(2)及びロの(2)に掲げる基準への適合を確認する方法による場合	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	1 件	34,000円
		床面積の合計が300平方メートル以上のもの	1 件	58,000円
	上記2区分以外の場合	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	1 件	51,000円
		床面積の合計が300平方メートル以上のもの	1 件	85,000円
非住宅	基準省令第1条第1項第1号のロに掲げる基準への適合を確認する方法による場合	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	1 件	88,000円。ただし、工場、倉庫その他これらに類する用途（以下「工場等」という。）の場合にあ

						っては、 19,000円 とする。
				床面積の合計が 300平方メート ル以上のもの	1 件	111,000 円。ただ し、工場 等の場合 にあつて は、 27,000円 とする。
			上記区分以 外の場合	床面積の合計が 300平方メート ル未満のもの	1 件	229,000 円。ただ し、工場 等の場合 にあつて は、 23,000円 とする。
				床面積の合計が 300平方メート ル以上のもの	1 件	287,000 円。ただ し、工場 等の場合 にあつて は、 32,000円 とする。
建築物の エネルギー消費性 能の向上等に関する法律第 11条第 2 項又は第 12条第 3 項の規定 による変 更の建築 物エネル	建築物のエネ ルギー消費性 能の向上等に関する法律第 30条第 1 項の 規定により建 築物エネルギ ー消費性能向 上計画の認定 を受けた場合	一戸建ての 住宅	他の建築物の増加する部分の 床面積（以下この項において 「他の建築物の増加床面積」 という。）がない場合		1 件	3,000円
			他の建築物の増加面積がある 場合		1 件	8,000円
		共同住宅等	他の建築物 の増加床面 積がない場 合	他の建築物の床 面積（既に建築 物エネルギー消 費性能適合性判 定を受けた他の 建築物の床面積	1 件	5,000円

ギー消費 性能適合 性判定			の変更しない部分の床面積を含む。以下この項において「他の建築物の変更床面積」という。)の合計が300平方メートル未満のもの		
			他の建築物の変更床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1 件	11,000円
			他の建築物の変更床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	1 件	23,000円
			他の建築物の変更床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	1 件	41,000円
		他の建築物の増加床面積がある場合		1 件	他の建築物の増加床面積がない場合に定める区分に応じそれぞれ他の建築物の増加床面積がない場合に定める額に、アからウまでに定

					める区分 に応じそ れぞれア からウま でに定め る額を加 えた額 ア 他の 建築物 の増加 床面積 の合計 が300平 方メー トル未 満のも の 10,000 円 イ 他の 建築物 の増加 床面積 の合計 が300平 方メー トル以 上2,000 平方メ ートル 未満の もの 21,000 円 ウ 他の 建築物 の増加 床面積 の合計 が2,000 平方メ ートル
--	--	--	--	--	--

				以上の もの 46,000 円
	非住宅	他の建築物 の増加床面 積がない場 合	他の建築物の変 更床面積の合計 が300平方メー トル未満のもの	1 件 5,000円
			他の建築物の変 更床面積の合計 が300平方メー トル以上1,000 平方メートル未 満のもの	1 件 9,000円
			他の建築物の変 更床面積の合計 が1,000平方メ ートル以上 2,000平方メー トル未満のもの	1 件 14,000円
			他の建築物の変 更床面積の合計 が2,000平方メ ートル以上のも の	1 件 41,000円

				他の建築物の増加床面積がある場合	1 件	他の建築物の増加床面積がない場合に定める区分に応じそれぞれ他の建築物の増加床面積がない場合に定める額に、アからエまでに定める区分に応じそれぞれアからエまでに定める額を加えた額 ア 他の建築物の増加床面積の合計が300平方メートル未満のもの 10,000 円 イ 他の建築物の増加床面積の合計が300平方メートル以
--	--	--	--	------------------	-----	---

							上1,000 平方メ ートル 未満の もの 17,000 円 ウ 他の 建築物 の増加 床面積 の合計 が1,000 平方メ ートル 以上 2,000平 方メー トル未 満のも の 27,000 円 エ 他の 建築物 の増加 床面積 の合計 が2,000 平方メ ートル 以上の もの 82,000 円
--	--	--	--	--	--	--	---

上記区分以外 の場合	一戸建ての 住宅	基準省令第 1条第1項 第2号のイ の(1)及び ロの(1)に 掲げる基準 への適合を 確認する方 法による場 合	増加す る部分 の床面 積（以 下この 項にお いて 「増加 床面 積」と い う。） がない 場合	床面積 （既に 建築物 エネル ギー消 費性能 適合性 判定を 受けた 床面積 の変更 しない 部分の 床面積 を含 む。以 下この 項にお いて 「変更 床面 積」と い う。） の合計 が200平 方メー トル未 満のも の	1 件	18,000円
				変更床 面積の 合計が 200平方 メート ル以上 のもの	1 件	20,000円

					増加床面積がある場合	1 件	増加床面積がない場合に定める区分に応じそれぞれ増加床面積がない場合に定める額に、ア又はイに定める区分に応じそれぞれア又はイに定める額を加えた額 ア 増加床面積の合計が200平方メートル未満のもの 35,000 円 イ 増加床面積の合計が200平方メートル以上のもの 39,000 円
--	--	--	--	--	------------	-----	--

			上記区分以外の場合	増加床面積がない場合	変更床面積の合計が200平方メートル未満のもの	1 件	13,000円
					変更床面積の合計が200平方メートル以上のもの	1 件	15,000円
				増加床面積がある場合		1 件	増加床面積がない場合に定める区分に応じそれぞれ増加床面積がない場合に定める額に、ア又はイに定める区分に応じそれぞれア又はイに定める額を加えた額 ア 増加床面積の合計が200平方メートル未満のもの 26,000

					円 イ 増加 床面積 の合計 が200平 方メー トル以 上のも の 28,000 円
共同住宅等	基準省令第 1条第1項 第2号のイ の(1)及び ロの(1)に 掲げる基準 への適合を 確認する方 法による場 合	増加床 面積が ない場 合	変更床 面積の 合計300 平方メ ートル 未満の もの	1件	35,000円
			変更床 面積の 合計が 300平方 メート ル以上 のもの	1件	59,000円
		増加床面積があ る場合		1件	105,000円
	上記区分以 外の場合	増加床 面積が ない場 合	変更床 面積の 合計が 300平方 メート ル未満 のもの	1件	26,000円
			変更床 面積の 合計が 300平方 メート ル以上	1件	43,000円

			のもの		
		増加床面積がある場合		1 件	77,000円
非住宅	基準省令第1条第1項第1号のロに掲げる基準への適合を確認する方法による場合	増加床面積がない場合	変更床面積の合計が300平方メートル未満のもの	1 件	44,000円。ただし、工場等の場合にあつては、10,000円とする。
			変更床面積の合計が300平方メートル以上のもの	1 件	57,000円。ただし、工場等の場合にあつては、15,000円とする。
		増加床面積がある場合		1 件	132,000円 ただし、工場等の場合にあつては、29,000円とする。
	上記区分以外の場合	増加床面積がない場合	変更床面積の合計が300平方メートル未満のもの	1 件	115,000円。ただし工場等の場合にあつては、12,000円とする。

				変更床面積の合計が300平方メートル以上のもの	1 件	144,000円。ただし、工場等の場合にあつては、17,000円とする。
				増加床面積がある場合	1 件	344,000円。ただし、工場等の場合にあつては、35,000円とする。
建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第2項又は第12条第3項の規定による軽微な変更に関する証明書の交付					1 件	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第2項又は第12条第3項の規定による変更の建築物エネルギー消費性能適合性判定の部に定める区分に応じ、それぞれに定める額
建築物のエネルギー消費性	当該計画が建築物のエネルギー消費性能	一戸建ての住宅			1 件	5,000円
		共同住宅等	床面積の合計が300平方メートル未満のもの		1 件	10,000円

能の向上等に関する法律第29条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査	の向上等に関する法律第30条第1項第1号に掲げる基準に適合すると市長が認めた場合		床面積の合計が300平方メートル以上のもの		1 件	21,000円
		非住宅	床面積の合計が300平方メートル未満のもの		1 件	10,000円
			床面積の合計が300平方メートル以上のもの		1 件	17,000円
	上記区分以外の場合	一戸建ての住宅	基準省令第10条第2号のイの(1)及びロの(1)に掲げる基準への適合を確認する方法による場合	床面積の合計が200平方メートル未満のもの	1 件	35,000円
				床面積の合計が200平方メートル以上のもの	1 件	39,000円
			基準省令第10条第2号のイの(2)及びロの(2)に掲げる基準への適合を確認する方法による場合	床面積の合計が200平方メートル未満のもの	1 件	18,000円
				床面積の合計が200平方メートル以上のもの	1 件	19,000円
			上記2区分以外の場合	床面積の合計が200平方メートル未満のもの	1 件	26,000円
				床面積の合計が200平方メートル以上のもの	1 件	28,000円
		共同住宅等	基準省令第10条第2号のイの(1)及びロの(1)に掲げる基準への適合を確認する方法による場合	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	1 件	70,000円
				床面積の合計が300平方メートル以上のもの	1 件	116,000円

			基準省令第10条第2号のイの(2)及びロの(2)に掲げる基準への適合を確認する方法による場合	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	1 件	34, 000円	
				床面積の合計が300平方メートル以上のもの	1 件	58, 000円	
			上記2区分以外の場合	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	1 件	51, 000円	
				床面積の合計が300平方メートル以上のもの	1 件	85, 000円	
			非住宅	基準省令第10条第1号のイの(2)及びロの(2)に掲げる基準への適合を確認する方法による場合	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	1 件	88, 000円
					床面積の合計が300平方メートル以上のもの	1 件	111, 000円
		上記区分以外の場合		床面積の合計が300平方メートル未満のもの	1 件	229, 000円	
				床面積の合計が300平方メートル以上のもの	1 件	287, 000円	

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第31条第1項の規定による建築物エネ	当該計画が建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第30条第1項第1号に掲げる基準に適合すると市長が認めた場合	一戸建ての住宅		1 件	3, 000円
		共同住宅等	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	1 件	5, 000円
			床面積の合計が300平方メートル以上のもの	1 件	11, 000円
		非住宅	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	1 件	5, 000円
			床面積の合計が300平方メートル以上のもの	1 件	9, 000円

ルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査	上記区分以外の場合	一戸建ての住宅	基準省令第10条第2号のイの(1)及びロの(1)に掲げる基準への適合を確認する方法による場合	床面積の合計が200平方メートル未満のもの	1 件	18,000円
				床面積の合計が200平方メートル以上のもの	1 件	20,000円
			基準省令第10条第2号のイの(2)及びロの(2)に掲げる基準への適合を確認する方法による場合	床面積の合計が200平方メートル未満のもの	1 件	10,000円
				床面積の合計が200平方メートル以上のもの	1 件	10,000円
			上記2区分以外の場合	床面積の合計が200平方メートル未満のもの	1 件	13,000円
				床面積の合計が200平方メートル以上のもの	1 件	15,000円
		共同住宅等	基準省令第10条第2号のイの(1)及びロの(1)に掲げる基準への適合を確認する方法による場合	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	1 件	35,000円
				床面積の合計が300平方メートル以上のもの	1 件	59,000円
			基準省令第10条第2号のイの(2)及びロの(2)に掲げる基準への適合を確認	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	1 件	18,000円
				床面積の合計が300平方メートル以上のもの	1 件	30,000円

			する方法による場合			
			上記２区分以外の場合	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	1 件	26, 000円
				床面積の合計が300平方メートル以上のもの	1 件	43, 000円
		非住宅	基準省令第10条第１号のイの(2)及びロの(2)に掲げる基準への適合を確認する方法による場合	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	1 件	44, 000円
				床面積の合計が300平方メートル以上のもの	1 件	57, 000円
			上記区分以外の場合	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	1 件	115, 000円
				床面積の合計が300平方メートル以上のもの	1 件	144, 000円

別表第２の建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第41条第１項の規定による建築物のエネルギー消費性能に係る認定の申請に対する審査の項を削り、同表備考の６中「第34条第１項」を「第29条第１項」に改め、同７中「第36条第１項」を「第31条第１項」に、「第34条第３項」を「第29条第３項」に、「第34条第１項」を「第29条第１項」に改め、同８及び９を次のように改める。

- ８ 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第１項若しくは第12条第２項の規定による建築物エネルギー消費性能適合性判定、同法第11条第２項若しくは第12条第３項の規定による変更の建築物エネルギー消費性能適合性判定、同法第29条第１項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査又は同法第31条第１項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査において、一の申請が住宅以外の部分を含むものに係るものであるときは、当該規定に定める額に、当該非住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれの区分に規定する当該非住宅に定める額を加えた額とする。
- ９ 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第29条第１項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査又は同法第31条第１項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査において、同法第30条第２項（同法第31条第２項において準用する場合を含む。）の規定による申出があったと

きは、当該規定に定める額に、別表第3の1の項に定める区分に応じ、それぞれ別表第3の1の項に定める額を加えた額とする。

別表第3を次のように改める。

1 建築基準法（以下この表において「法」という。）第6条第1項の規定による確認の申請又は法第18条第2項の規定による通知に対する審査	基準省令第1条第2号のイの(2)及びロの(2)に掲げる基準への適合を確認する方法による審査（以下「省エネルギー仕様基準審査」という。）を行わない場合	床面積の合計が30平方メートル以内のもの	法第6条の4第1項各号のいずれかに該当する建築物	1件	6,000円
			上記以外	1件	10,000円
		床面積の合計が30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの	法第6条の4第1項各号のいずれかに該当する建築物	1件	11,000円
			上記以外	1件	16,000円
		床面積の合計が100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの	法第6条の4第1項各号のいずれかに該当する建築物	1件	16,000円
			上記以外	1件	27,000円
		床面積の合計が200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの	法第6条の4第1項各号のいずれかに該当する建築物	1件	27,000円
			上記以外	1件	51,000円
	省エネルギー仕様基準審査を行う場合	床面積の合計が500平方メートルを超えるもの	法第6条の4第1項各号のいずれかに該当する建築物	1件	43,000円
			上記以外	1件	67,000円
	省エネルギー仕様基準審査を行う場合	一戸建ての住宅		1件	省エネルギー仕様基準審査を行わない場合に定める区分に応じそれぞれ定める額に、次のア又はイ

					に定める額を加えた額
					ア 省エネルギー仕様基準審査を行う部分の床面積が200平方メートル未満のもの 14,000円
					イ 省エネルギー仕様基準審査を行う部分の床面積が200平方メートル以上のもの 15,000円
			上記以外の住宅	1 件	省エネルギー仕様基準審査を行わない場合に定める区分に応じそれぞれ定める額に、次のア又はイ

				に定める額を加えた額 ア 省エネルギー仕様基準審査を行う部分の床面積が300平方メートル未満のもの 30,000円 イ 省エネルギー仕様基準審査を行う部分の床面積が300平方メートル以上のもの 52,000円
2 法第7条第1項又は法第18条第21項の規定による完了検査	床面積の合計が30平方メートル以内のもの	法第7条の5に該当する建築物	1件	13,000円
		上記以外	1件	15,000円
	床面積の合計が30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの	法第7条の5に該当する建築物	1件	15,000円
		上記以外	1件	21,000円
	床面積の合計が100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの	法第7条の5に該当する建築物	1件	20,000円
		上記以外	1件	26,000円

	床面積の合計が200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの	法第7条の5に該当する建築物	1 件	26,000円
		上記以外	1 件	38,000円
	床面積の合計が500平方メートルを超えるもの	法第7条の5に該当する建築物	1 件	44,000円
		上記以外	1 件	64,000円
3	法第7条の6第1項第1号又は法第18条第38項第1号（法第87条の4又は法第88条第1項において準用する場合を含む。）の規定による仮使用の認定の申請に対する審査		1 件	120,000円
4	法第7条の6第1項第2号又は法第18条第38項第2号（法第87条の4又は法第88条第1項において準用する場合を含む。）の規定による仮使用の認定の申請に対する審査		1 件	120,000円
5	法第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定の申請に対する審査		1 件	50,000円
6	法第43条第2項第1号の規定による建築の認定の申請に対する審査		1 件	28,000円
7	法第85条第6項の規定による仮設建築物の建築の許可の申請に対する審査	許可の期間1月を超えるもの	1 件	120,000円
		許可の期間1月以内のもの	1 件	61,000円
8	法第86条第1項の規定による1又は2以上の建築物に関する特例の認定の申請に対する審査	建築物の数が1又は2である場合	1 件	80,000円
		建築物の数が3以上である場合	1 件	80,000円に2を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加えた額
9	法第86条第2項の規定による特例の認定の申請に対する審査	建築物（既存建築物を除く。以下この項において同じ。）の数が1である場合	1 件	80,000円
		建築物の数が2以上である場合	1 件	80,000円に1を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加えた額

10 法第86条の2第1項の規定による一敷地内認定建築物以外の建築物の新築又は一敷地内認定建築物の増築等の認定の申請に対する審査	新築又は増築等に係る建築物の数が1である場合	1件	80,000円
	新築又は増築等に係る建築物の数が2以上である場合	1件	80,000円に1を超える新築又は増築等に係る建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加えた額
11 法第86条の5第1項の規定による一の敷地内の建築物の認定の取消しの申請に対する審査		1件	6,500円に現に存する建築物の数に12,000円を乗じて得た額を加えた額
12 法第86条の7第1項の規定により法第43条第1項の規定の適用が除外される建築物の大規模の修繕又は大規模の模様替（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第137条の12第6項に規定するものをいう。）に係る認定の申請に対する審査		1件	28,000円
13 法第86条の7第1項の規定により法第44条第1項の規定の適用が除外される建築物の大規模の修繕又は大規模の模様替（建築基準法施行令第137条の12第7項に規定するものをいう。）に係る認定の申請に対する審査		1件	28,000円
14 法第86条の8第1項の規定による特例の認定又は同条第3項の規定による変更の認定の申請に対する審査	法第6条第1項第3号に該当する建築物	1件	28,000円
	上記以外	1件	120,000円
15 法第6条第1項第2号又は第3号に該当する建築物に係る法第87条の2第1	法第6条第1項第3号に該当する建築物	1件	28,000円

項の規定による特例の認定又は同条第2項において準用する法第86条の8第3項の規定による特例の変更の申請に対する審査	上記以外	1件	120,000円
16 法第87条の3第6項の規定による一時的な用途変更に係る許可の申請に対する審査	許可の期間が1月を超えるもの	1件	120,000円
	許可の期間が1月以内のもの	1件	61,000円
17 法第88条第1項において準用する法第6条第1項の規定による確認の申請又は法第18条第2項の規定による通知に対する審査	工作物を築造する場合（次の区分に掲げる場合を除く。）	1件	12,000円
	確認を受けた工作物の計画を変更して工作物を築造する場合	1件	7,000円
18 法第88条第1項において準用する法第7条第1項又は法第18条第21項の規定による完了検査		1件	14,000円
19 飯田市特別用途地区建築条例（平成19年飯田市条例第65号）第3条第1項ただし書の規定による許可の申請に対する審査		1件	180,000円
20 飯田市特定用途制限地域建築条例（平成20年飯田市条例第34号）第4条第1項ただし書の規定による許可の申請に対する審査		1件	180,000円
21 飯田市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成31年飯田市条例第14号）第10条第1項の規定による許可の申請に対する審査		1件	180,000円

（備考）

- 1 この表中1の項に規定する床面積の合計は、次に掲げるところにより算定する。
 - (1) 建築物を建築する場合（(2)に掲げる場合及び移転する場合を除く。）においては、当該建築に係る部分の床面積とする。
 - (2) 確認を受けた建築物の計画の変更をして建築物を建築する場合（移転する場合を除く。）においては、当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積）とする。
 - (3) 建築物を移転し、又はその大規模の修繕若しくは大規模の模様替をする場合（(4)に掲げる場合を除く。）においては、当該移転、修繕又は模様替に係る部分の床面積の2分の1とする。

- (4) 確認を受けた建築物の計画の変更をして建築物を移転し、又はその大規模の修繕若しくは大規模の模様替をする場合においては、当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1とする。
- 2 この表中1の項の省エネルギー仕様基準審査を行わない場合において、一の申請に係る計画に法第6条の4第1項各号に該当する建築物及びそれら以外の建築物に係る部分が含まれているときは、当該建築物の床面積の合計に応じて定める区分に従い、上記以外の区分に定める額とする。
- 3 この表中2の項に規定する床面積の合計は、次に掲げるところにより算定する。
- (1) 建築物を建築した場合（移転した場合を除く。）においては、当該建築に係る部分の床面積とする。
- (2) 建築物を移転した場合においては、当該移転に係る部分の床面積の2分の1とする。
- 4 この表中2の項において、一の申請に係る計画に法第7条の5に該当する建築物及びそれ以外の建築物に係る部分が含まれているときは、当該建築物の床面積の合計に応じて定める区分に従い、上記以外の区分に定める額とする。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第14号

飯田市税条例及び飯田市都市計画税条例の一部を改正する条例の
制定について

飯田市税条例及び飯田市都市計画税条例の一部を改正する条例を下記のとおり制定する。

令和7年2月27日提出

飯田市長 佐藤 健

記

飯田市税条例及び飯田市都市計画税条例の一部を改正する条例（案）

（飯田市税条例の一部改正）

第1条 飯田市税条例（昭和32年飯田市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第34条の3第2項中「第34条の2」を「前条」に改める。

第34条の4の2第3項中「第1項及び第2項」を「前2項」に、「「資本金等の額が」を
「「資本金等の額」に、「出資金の額が」を「出資金の額」に改める。

第36条の2第10項中「第2条第15項」を「第2条第16項」に改める。

第83条に次の1項を加える。

3 市長は、特別の事情がある場合において前項の納期により難いと認められるときは、同項
の規定にかかわらず別に納期を定めることができる。

第91条第6項中「第7項」を「次項」に改める。

附則第19条の11を削る。

（飯田市都市計画税条例の一部改正）

第2条 飯田市都市計画税条例（昭和32年飯田市条例第30号）の一部を次のように改正する。

附則第7項第1号中「第2条第15項」を「第2条第16項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第1条中飯田市税条例第36条の2第10項の改正
規定及び第2条の規定は、令和7年4月1日から施行する。

議案第15号

飯田市中山間地域における地域振興住宅の運営に関する条例の一部を改正する条例の制定について

飯田市中山間地域における地域振興住宅の運営に関する条例の一部を改正する条例を下記のとおり制定する。

令和7年2月27日提出

飯田市長 佐藤 健

記

飯田市中山間地域における地域振興住宅の運営に関する条例の一部を改正する条例（案）

飯田市中山間地域における地域振興住宅の運営に関する条例（平成22年飯田市条例第18号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

下久堅下虎岩第2地域振興住宅	飯田市下久堅下虎岩2933番地8
下久堅下虎岩第4地域振興住宅	飯田市下久堅下虎岩1750番地9

」

を

「

下久堅下虎岩第2地域振興住宅	飯田市下久堅下虎岩2933番地8
----------------	------------------

」

に、

「

千代下村第1地域振興住宅	飯田市千栄75番地9
千代下村第2地域振興住宅	飯田市千栄1080番地3

」

を

「

千代下村第1地域振興住宅	飯田市千栄75番地9
--------------	------------

」

に、

「

龍江一本木第1地域振興住宅	飯田市龍江3529番地3
龍江細新第1地域振興住宅	飯田市龍江3957番地3

」

を
「

龍江一本木第 1 地域振興住宅	飯田市龍江3529番地 3
-----------------	---------------

」

に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

議案第16号

飯田市個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

飯田市個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例を下記のとおり制定する。

令和7年2月27日提出

飯田市長 佐藤 健

記

飯田市個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例（案）

飯田市個人番号の利用等に関する条例（平成27年飯田市条例第33号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「第2条第8項」を「第2条第9項」に改め、同条第3号中「第2条第12項」を「第2条第13項」に改め、同条第4号中「第2条第14項」を「第2条第15項」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第17号

福祉委員条例の一部を改正する条例の制定について

福祉委員条例の一部を改正する条例を下記のとおり制定する。

令和7年2月27日提出

飯田市長 佐藤 健

記

福祉委員条例の一部を改正する条例（案）

題名を次のように改める。

飯田市福祉委員条例

福祉委員条例（昭和49年飯田市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第1条中「生活困窮世帯、心身障害者を有する世帯、老人世帯、母子世帯等（以下「困窮者等」という。）に対し適切な相談、指導又は援護を行ない、その自立更生を助長若しくは処遇の改善を行なうため、福祉委員（以下「委員」という。）の設置に関し必要な事項を定め、もつて住民福祉の向上に寄与する」を「、社会福祉の増進を図るため、飯田市福祉委員（以下「福祉委員」という。）の設置に関し、必要な事項を定める」に改める。

第2条を次のように改める。

（職務）

第2条 福祉委員は、飯田市及び地域の活動に協力し、地域住民の福祉の増進を図るものとする。

第3条の見出しを「（委嘱）」に改め、同条中「委員は」を「福祉委員は」に、「もつて充てる」を「もって充て、市長が委嘱する」に改める。

第4条第1項中「委員の任期は3年とし」を「福祉委員の任期は」に、「とする」を「による」に改め、同条第2項を削る。

第5条を次のように改める。

（組織）

第5条 福祉委員は、福祉委員協議会を組織する。

2 福祉委員協議会に次の各号に掲げる職を置き、それぞれ当該各号に定める者をもって充てる。

(1) 会長 民生委員法第20条第1項の民生委員協議会であつて、飯田市の民生委員が組織するものを統括するために飯田市が設置する協議会（以下「飯田市民生児童委員協議会」という。）の会長

(2) 副会長 飯田市民生児童委員協議会の副会長

(3) 地区会長 飯田市民生児童委員協議会の地区会長

第6条を削る。

第7条第1項中「協議会」を「福祉委員協議会」に、「総務会」を「地区会長会」に改め、同条を第6条とする。

第8条を削る。

第9条中「協議会」を「福祉委員協議会」に、「飯田市福祉事務所」を「、飯田市福祉事務

所」に、「おく」を「置く」に改め、同条を第7条とし、第10条を第8条とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年12月1日から施行する。
(飯田市特別職の職員で非常勤の者の報酬に関する条例の一部改正)
- 2 飯田市特別職の職員で非常勤の者の報酬に関する条例（昭和37年飯田市条例第10号）の一部を次のように改正する。
別表福祉委員の部中「総務」を「地区会長」に改める。

議案第18号

飯田市犯罪被害者等支援条例の制定について

飯田市犯罪被害者等支援条例を下記のとおり制定する。

令和7年2月27日提出

飯田市長 佐藤 健

記

飯田市犯罪被害者等支援条例（案）

（目的）

第1条 この条例は、犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）に基づき、犯罪被害者等支援に関する基本理念を定め、市の責務並びに市民等及び事業者の役割を明らかにするとともに、犯罪被害者等支援の施策について基本となる事項を定め、犯罪被害者等支援を総合的かつ計画的に推進することにより、犯罪被害者等が受けた被害の早期の回復及び軽減並びに犯罪被害者等の生活の再建及び権利利益の保護を図り、もって誰もが安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪等 犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。
- (2) 犯罪被害者等 犯罪等により被害を受けた者及びその家族又は遺族をいう。
- (3) 犯罪被害者等支援 犯罪被害者等が、その受けた被害を早期に回復し、又は軽減し、安心して暮らすことができるようにするための支援をいう。
- (4) 市民等 市内に住所を有する者、市内に居住する者、市内に勤務する者、市内に在学する者又は市内において活動を行う者をいう。
- (5) 事業者 市内において事業活動を行う個人又は法人その他の団体をいう。
- (6) 二次被害 犯罪等による直接的な被害を受けた後に、周囲の者、犯罪被害者等に接する行政機関の職員その他関係者による理解又は配慮に欠ける言動、インターネットを通じて行われる^{ひぼう}誹謗中傷並びに報道機関による過度な取材及び報道により、犯罪被害者等が受ける精神的な苦痛、心身の不調、名誉の毀損、私生活の平穩の侵害、経済的な損失その他の被害をいう。
- (7) 再被害 犯罪被害者等が当該犯罪等の加害者から再び被害を受けることをいう。
- (8) 民間支援団体 犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和55年法律第36号）第23条第1項に規定する犯罪被害者等早期援助団体その他の犯罪被害者等支援を行う民間の団体をいう。
- (9) 関係機関等 国、県、警察、民間支援団体その他の犯罪被害者等支援に関係するものをいう。

（基本理念）

第3条 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等の個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい

処遇を保障される権利が尊重されることを旨として行われなければならない。

- 2 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等が受けた被害又は二次被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じ、適切に行われなければならない。
- 3 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等が安心して暮らすことができるよう、必要な支援が迅速かつ公正に行われ、かつ、途切れることなく提供されることを旨として行われなければならない。
- 4 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等の名誉又は日常生活を害することとならないよう、二次被害及び再被害の発生の防止について十分配慮して行われなければならない。
- 5 犯罪被害者等支援は、市及び関係機関等による相互の連携及び協力の下で行われなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、関係機関等との適切な役割分担を踏まえて、犯罪被害者等支援のための施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(市民等の責務)

第5条 市民等は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性についての理解を深め、二次被害の発生を防止し、犯罪被害者等を地域社会で孤立させないよう十分配慮するとともに、市及び関係機関等が実施する犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性についての理解を深め、事業活動を行うに当たっては、二次被害の発生を防止するよう十分配慮するとともに、市及び関係機関等が実施する犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

- 2 事業者は、犯罪被害者等に該当する従業員の就労及び勤務に十分配慮するとともに、必要な支援を行うよう努めるものとする。

(支援体制の整備)

第7条 市は、犯罪被害者等支援を総合的に実施するための窓口を設置するものとする。

- 2 市は、犯罪被害者等支援に関し、関係機関等と相互に連携を図りながら協力するための体制を整備するものとする。

(個人情報の適切な管理)

第8条 市は、犯罪被害者等支援における個人情報の重要性を認識し、犯罪被害者等及びその関係者の個人情報を適切に管理しなければならない。

- 2 市は、市以外の犯罪被害者等支援を実施する者に対し、前項の規定に準じて犯罪被害者等及びその関係者の個人情報を適切に管理するよう求めるものとする。

(財政上の措置)

第9条 市は、犯罪被害者等支援のための施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(相談及び情報の提供等)

第10条 市は、犯罪被害者等が、その受けた被害を早期に回復し、又は軽減し、安心して暮らすことができるようにするため、犯罪被害者等が直面している各般の問題について相談に応じ、必要な情報の提供、助言その他の必要な支援を行うものとする。

(日常生活の支援)

第11条 市は、犯罪被害者等が早期かつ円滑に日常生活を安心して営むことができるよう、日常生活の支援に関する情報の提供、助言その他の必要な支援を行うものとする。

（居住の安定）

第12条 市は、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の安定を図るとともに、二次被害及び再被害の発生を防止するため、犯罪被害者等の一時的な利用のための住居の提供その他必要な措置を講ずるものとする。

（経済的負担の軽減）

第13条 市は、犯罪等に起因する犯罪被害者等の経済的負担の軽減を図るため、必要な支援を行うものとする。

（市民等及び事業者の理解の増進）

第14条 市は、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性について市民等及び事業者の理解を深めるとともに、二次被害を防止し、犯罪被害者等を地域社会で孤立させることのないようにするため、広報、啓発、教育その他の必要な施策を行うものとする。

（民間支援団体に対する支援）

第15条 市は、民間支援団体が適切かつ効果的に犯罪被害者等支援を推進することができるよう、犯罪被害者等支援に関する情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。

（委任）

第16条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第19号

飯田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

飯田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を下記のとおり制定する。

令和7年2月27日提出

飯田市長 佐藤 健

記

飯田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）

飯田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年飯田市条例第50号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「いう。第3号において」を「いう。以下この条において」に改め、同項第1号中「を行う」を「（次項において「保育内容支援」という。）を実施する」に改め、同項第3号中「この号」の次に「及び第6項第1号」を加え、同条第5項中「前項」の次に「（第2号に該当する場合に限る。）」を加え、「行うもの」を「行う施設又は事業所」に改め、同項を同条第7項とし、同条第4項中「家庭的保育事業者等による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める」を「次のいずれかに該当する」に、「同号」を「第1項第3号」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 市長が、法第24条第3項の規定による調整を行うに当たって、家庭的保育事業者等による保育の提供を受けていた利用乳幼児を優先的に取り扱う措置その他の家庭的保育事業等による保育の提供の終了に際して、利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育又は保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき。
- (2) 家庭的保育事業等による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が、著しく困難であると認めるとき（前号に該当する場合を除く。）。

第6条第4項を同条第6項とし、同条第3項中「前項の場合において、家庭的保育事業者等は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者を第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない」を「前項各号の代替保育連携協力者とは、第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者であって、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものをいう」に改め、同項第1号中「当該」を削り、「第28条に規定する小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。）」を「小規模保育事業A型事業者等」に改め、同項を同条第5項とし、同条第2項中「いずれにも該当すると認める」を「いずれかを満たす」に、「前項第2号」を「第1項第2号」に改め、同項各号を次のように改める。

- (1) 家庭的保育事業者等が代替保育連携協力者を適切に確保した場合には、次のア及びイに掲

げる要件を満たすと市長が認めること。

ア 家庭的保育事業者等と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

(2) 市長が家庭的保育事業者等による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもなお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること。

第6条中第2項を第4項とし、第1項の次に次の2項を加える。

2 市長は、家庭的保育事業者等による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第1号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 家庭的保育事業者等が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。

(2) 次のア及びイに掲げる要件を満たすこと。

ア 家庭的保育事業者等と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

3 前項各号の保育内容支援連携協力者とは、第27条に規定する小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（第5項において「小規模保育事業A型事業者等」という。）であって、第1項第1号に掲げる事項に係る連携協力を行うものをいう。

第17条第1項第2号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

第38条第4号中「場合」の次に「又は保護者の疾病、疲労その他の身体上、精神上若しくは環境上の理由により家庭において乳幼児を養育することが困難な場合」を加える。

附則第3条中「10年」を「15年」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第20号

飯田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

飯田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を下記のとおり制定する。

令和7年2月27日提出

飯田市長 佐藤 健

記

飯田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）

飯田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年飯田市条例第51号）の一部を次のように改正する。

第38条第1項中「第43条第3項第1号」を「第43条第3項」に改める。

第43条第1項中「第5項」を「第7項」に改め、同項第1号中「を行う」を「（次項において「保育内容支援」という。）を実施する」に改め、同項第3号中「第4項第1号」を「第6項第1号」に改め、同条中第9項を第11項とし、第4項から第8項までを2項ずつ繰り下げ、同条第3項中「前項の場合において、特定地域型保育事業者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者を第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない」を「前項各号の代替保育連携協力者とは、第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者であって、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものをいう」に改め、同項第1号中「当該」を削り、「小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。）」を「小規模保育事業A型事業者等」に改め、同項を同条第5項とし、同条第2項中「全てを満たすと認める」を「いずれかを満たす」に、「前項第2号」を「第1項第2号」に改め、同項各号を次のように改める。

- (1) 特定地域型保育事業者が代替保育連携協力者を適切に確保した場合には、次のア及びイに掲げる要件を満たすと市長が認めること。

ア 特定地域型保育事業者と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

- (2) 市長が特定地域型保育事業者による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもおお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること。

第43条中第2項を第4項とし、第1項の次に次の2項を加える。

- 2 市長は、特定地域型保育事業者による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困

難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第1号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 特定地域型保育事業者が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。

(2) 次のア及びイに掲げる要件を満たすこと。

ア 特定地域型保育事業者と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

3 前項各号の保育内容支援連携協力者とは、小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（第5項において「小規模保育事業A型事業者等」という。）であって、第1項第1号に掲げる事項に係る連携協力を行うものをいう。

附則第4条中「10年」を「15年」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第21号

飯田市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める
条例の制定について

飯田市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を下記のとおり制定する。

令和7年2月27日提出

飯田市長 佐藤 健

記

飯田市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
(案)

目次

第1章 総則（第1条—第20条）

第2章 乳児等通園支援事業

第1節 通則（第21条）

第2節 一般型乳児等通園支援事業（第22条—第25条）

第3節 余裕活用型乳児等通園支援事業（第26条・第27条）

第3章 雑則（第28条）

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第34条の16第1項の規定により、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 児童 法第4条第1項に規定するものをいう。
- (2) 乳児 法第4条第1項第1号に規定するものをいう。
- (3) 幼児 法第4条第1項第2号に規定する幼児のうち、満3歳に満たない者をいう。
- (4) 保護者 法第6条に規定するものをいう。
- (5) 乳児等通園支援事業 法第6条の3第23項に規定するものをいう。
- (6) 乳児等通園支援 乳児等通園支援事業として行う法第6条の3第23項の乳児又は幼児への遊び及び生活の場の提供並びにその保護者への面談及び当該保護者への援助をいう。

(最低基準の目的等)

第3条 この条例に定める基準（以下「最低基準」という。）は、乳児等通園支援事業を利用している乳児又は幼児（以下「利用乳幼児」という。）が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員（乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「乳児

等通園支援事業所」という。)の管理者を含む。以下同じ。)が乳児等通園支援を提供することにより、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。

2 飯田市は、最低基準を常に向上させるように努めるものとする。

(最低基準と乳児等通園支援事業者)

第4条 乳児等通園支援事業を行う者(以下「乳児等通園支援事業者」という。)は、最低基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させなければならない。

2 最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている乳児等通園支援事業者においては、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。

3 市長は、飯田市社会福祉審議会(飯田市社会福祉審議会条例(平成15年飯田市条例第8号)第1条に規定するものをいう。)の児童福祉分科会(同条例第8条第1項第1号に規定するものをいう。)の意見を聴き、乳児等通園支援事業者に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。

(乳児等通園支援事業者の一般原則)

第5条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、地域社会との交流及び連携を図り、利用乳幼児の保護者及び地域社会に対し、その行う乳児等通園支援事業の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。

3 乳児等通園支援事業者は、自らその提供する乳児等通園支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

4 乳児等通園支援事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、その結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

5 乳児等通園支援事業所には、法に定める事業の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。

6 乳児等通園支援事業所の構造設備は、採光、換気等利用乳幼児の保健衛生及び利用乳幼児に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。

(乳児等通園支援事業者と非常災害)

第6条 乳児等通園支援事業者は、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練

(次項の訓練を除く。)をするように努めなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、少なくとも毎月1回、避難及び消火に関する訓練を行わなければならない。

(安全計画の策定等)

第7条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、乳児等通園支援事業所ごとに、当該乳児等通園支援事業所の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた乳児等通園支援事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他乳児等通園支援事業所における安全に関する事項についての計画(以下この条において「安全計画」という。)を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

4 乳児等通園支援事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

（自動車を運行する場合の所在の確認）

第8条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（利用乳幼児の降車の際に限る。）を行わなければならない。

（乳児等通園支援事業者の職員の一般的条件）

第9条 乳児等通園支援事業者の職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けたものでなければならない。

（暴力団等の排除）

第10条 乳児等通園支援事業者の業務を統括する者（当該業務を統括する者の権限を行使できる地位にある者を含む。）及び乳児等通園支援事業者の職員は、飯田市暴力団排除条例（平成23年飯田市条例第34号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者であってはならない。

（乳児等通園支援事業者の職員の知識及び技能の向上等）

第11条 乳児等通園支援事業者の職員は、常に自己研さんに励み、法に定める事業の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

（他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準）

第12条 乳児等通園支援事業所は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、その行う乳児等通園支援に支障がない場合に限り、必要に応じ当該乳児等通園支援事業所の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねることができる。

（利用乳幼児を平等に取り扱う原則）

第13条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の国籍、信条、社会的身分又は利用に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。

（虐待等の防止）

第14条 乳児等通園支援事業者の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の10各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

（衛生管理等）

第15条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の使用する設備、食器等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、乳児等通園支援事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施するよう努めなければならない。

い。

- 3 乳児等通園支援事業所には、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。

(食事)

第16条 乳児等通園支援事業者は、食事の提供を行う場合（施設外で調理し運搬する方法により行う場合を含む。）においては、当該施設において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。

(乳児等通園支援事業所内部の規程)

第17条 乳児等通園支援事業者は、次に掲げる乳児等通園支援事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

- (1) 乳児等通園支援事業の目的及び運営の方針
- (2) その提供する乳児等通園支援の内容
- (3) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (4) 乳児等通園支援の提供を行う日及び時間並びに行わない日
- (5) 保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由及びその額
- (6) 乳児及び幼児の区分ごとの利用定員
- (7) 乳児等通園支援事業の利用の開始及び終了に関する事項並びに利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) その他乳児等通園支援事業の運営に関する重要事項

(乳児等通園支援事業所に備える帳簿)

第18条 乳児等通園支援事業所には、職員、財産、収支及び利用乳幼児の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならない。

(秘密保持等)

第19条 乳児等通園支援事業者の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

- 2 乳児等通園支援事業者は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

(苦情への対応)

第20条 乳児等通園支援事業者は、その行った乳児等通園支援に関する利用乳幼児又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

- 2 乳児等通園支援事業者は、その行った乳児等通園支援に関し、市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

第2章 乳児等通園支援事業

第1節 通則

(乳児等通園支援事業の区分)

第21条 乳児等通園支援事業は、一般型乳児等通園支援事業及び余裕活用型乳児等通園支援事業とする。

- 2 一般型乳児等通園支援事業とは、乳児等通園支援事業であって次項に定めるものに該当しないものをいう。
- 3 余裕活用型乳児等通園支援事業とは、保育所、認定こども園（就学前の子どもに関する教育、

保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第2条第6項に規定する認定こども園をいい、保育所であるものを除く。以下同じ。）又は家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。以下同じ。）を行う事業所において、当該施設又は事業を利用する児童の数（以下この項において「利用児童数」という。）がその施設又は事業に係る利用定員の総数に満たない場合であつて、当該利用定員の総数から当該利用児童数を除いた数以下の数の乳幼児を対象として行う乳児等通園支援事業をいう。

第2節 一般型乳児等通園支援事業

（設備の基準）

第22条 一般型乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「一般型乳児等通園支援事業所」という。）の設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 乳児又は満2歳に満たない幼児を利用させる一般型乳児等通園支援事業所には、乳児室又はほふく室及び便所を設けること。
- (2) 乳児室の面積は、乳児又は前号の幼児1人につき1.65平方メートル以上であること。
- (3) ほふく室の面積は、乳児又は第1号の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。
- (4) 乳児室又はほふく室には、乳児等通園支援の提供に必要な用具を備えること。
- (5) 満2歳以上の幼児を利用させる一般型乳児等通園支援事業所には、保育室又は遊戯室及び便所を設けること。
- (6) 保育室又は遊戯室の面積は、前号の幼児1人につき1.98平方メートル以上であること。
- (7) 保育室又は遊戯室には、乳児等通園支援の提供に必要な用具を備えること。
- (8) 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室（以下「保育室等」という。）を2階に設ける建物は、次のア、イ及びカに掲げる要件に、保育室等を3階以上に設ける建物は、次のアからクまでに掲げる要件に該当するものであること。

ア 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物であること。

イ 保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が一以上設けられていること。

階	区分	施設又は設備
2階	常用	1 屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 待避上有効なバルコニー 3 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 4 屋外階段
3階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備

		3 屋外階段
4 階以上の階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室（階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。）を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第3号、第4号及び第10号を満たすものとする。） 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路 3 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段

ウ イに掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からその一に至る歩行距離が30メートル以下となるように設けられていること。

エ 一般型乳児等通園支援事業所に調理設備（次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。以下このエにおいて同じ。）を設ける場合には、当該調理設備以外の部分と一般型乳児等通園支援事業所の調理設備の部分とが建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。

(ア) スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること。

(イ) 調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理設備の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。

オ 一般型乳児等通園支援事業所の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。

カ 保育室等その他乳幼児が出入りし、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。

キ 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。

ク 一般型乳児等通園支援事業所のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防災処理が施されていること。

(職員)

第23条 一般型乳児等通園支援事業所には、保育士その他乳児等通園支援に従事する職員として市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（以下この条において「乳児等通園支援従事者」という。）を置かなければならない。

2 乳児等通園支援従業者の数は、乳児おおむね3人につき1人以上、満1歳以上満3歳未満の幼児おおむね6人につき1人以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。ただし、一般型乳児等通園支援事業所1につき2人を下ることはできない。

3 第1項に規定する乳児等通園支援従事者は、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事するものでなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する職員を1人とすることことができる。

(1) 当該一般型乳児等通園支援事業と保育所、幼稚園、認定こども園その他の施設又は事業

(以下「保育所等」という。)とが一体的に運営されている場合であって、当該一般型乳児等通園支援事業を行うに当たって当該保育所等の職員(保育その他の子育て支援に従事する職員に限る。)による支援を受けることができ、かつ、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する職員が保育士であるとき。

- (2) 当該一般型乳児等通園支援事業を利用している乳幼児の人数が3人以下である場合であって、保育所等を利用している乳幼児の保育が現に行われている乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室において当該一般型乳児等通園支援事業が実施され、かつ、当該一般型乳児等通園支援事業を行うに当たって当該保育所等の保育士による支援を受けることができるとき。

(乳児等通園支援の内容)

第24条 一般型乳児等通園支援事業における乳児等通園支援は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)第35条に規定する内閣総理大臣が定める指針に準じ、乳児等通園支援事業の特性に留意して、利用乳幼児及びその保護者の心身の状況等に応じて提供されなければならない。

(保護者との連絡)

第25条 一般型乳児等通園支援事業を行う者は、利用乳幼児の保護者と密接な連絡をとり、乳児等通園支援の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得よう努めなければならない。

第3節 余裕活用型乳児等通園支援事業

(設備及び職員の基準)

第26条 余裕活用型乳児等通園支援事業を行う事業所(以下「余裕活用型乳児等通園支援事業所」という。)の設備及び職員の基準は、次の各号に掲げる施設又は事業所の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

- (1) 保育所 児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例(平成24年長野県条例第69号)
(保育所に係るものに限る。)
- (2) 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件に関する条例(平成18年長野県条例第63号)
- (3) 幼保連携型認定こども園 幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例
(平成26年長野県条例第45号)
- (4) 家庭的保育事業等を行う事業所 飯田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年飯田市条例第50号)(居宅訪問型保育事業に係るものを除く。)

(準用)

第27条 第24条及び第25条の規定は、余裕活用型乳児等通園支援事業について準用する。この場合において、第24条中「一般型乳児等通園支援事業」とあるのは「余裕活用型乳児等通園支援事業」とし、第25条中「一般型乳児等通園支援事業を行う者」とあるのは「余裕活用型乳児等通園支援事業を行う者」とする。

第3章 雑則

(電磁的記録)

第28条 乳児等通園支援事業者及びその職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的 방식その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第22号

飯田市国民健康保険診療所条例の一部を改正する条例の制定について

飯田市国民健康保険診療所条例の一部を改正する条例を下記のとおり制定する。

令和7年2月27日提出

飯田市長 佐藤 健

記

飯田市国民健康保険診療所条例の一部を改正する条例（案）

飯田市国民健康保険診療所条例（平成24年飯田市条例第43号）の一部を次のように改正する。
第3条の表に次のように加える。

飯田市国民健康保険南信濃診療所	飯田市南信濃和田434番地1
-----------------	----------------

第5条の表に次のように加える。

飯田市国民健康保険 南信濃診療所	月曜日、水曜日、木曜日及び土曜日（国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日を除く。）	1 月曜日及び水曜日 午前9時から正午まで及び午後2時から午後4時30分まで
		2 木曜日及び土曜日 午前9時から正午まで

附 則

この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において市長が規則で定める日から施行する。

議案第23号

地方卸売市場条例の一部を改正する条例の制定について

地方卸売市場条例の一部を改正する条例を下記のとおり制定する。

令和7年2月27日提出

飯田市長 佐藤 健

記

地方卸売市場条例の一部を改正する条例（案）

地方卸売市場条例（昭和47年飯田市条例第56号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「前各号」を「前項各号」に改める。

第7条中「2」を「1」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第24号

飯田市南信濃温泉スタンド条例を廃止する条例の制定について

飯田市南信濃温泉スタンド条例を廃止する条例を下記のとおり制定する。

令和7年2月27日提出

飯田市長 佐藤 健

記

飯田市南信濃温泉スタンド条例を廃止する条例（案）

飯田市南信濃温泉スタンド条例（平成17年飯田市条例第95号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第25号

飯田市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について

飯田市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例を下記のとおり制定する。

令和7年2月27日提出

飯田市長 佐藤 健

記

飯田市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例（案）

飯田市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（昭和39年飯田市条例第24号）の一部を次のように改正する。

「

別表の1中

25年	26年	27年	28年	29年	30年以上
779	779	779	779	779	979
709	709	709	709	709	909
659	659	659	659	659	849
624	624	624	624	624	809
564	564	564	564	564	734
519	519	519	519	519	689

を

」

「

25年以上 30年未満	30年以上 35年未満	35年以上
779	979	1,079
709	909	1,009
659	849	949
624	809	909
564	734	834
519	689	789

に改め、同表の2中

30年以上
689

を

」

」

「

30年以上 35年未満	35年以上
689	789

に改める。

」

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の飯田市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例別表の規定は、令和7年4月1日以後に退職した非常勤消防団員について適用し、同日前に退職した非常勤消防団員については、なお従前の例による。

議案第26号

飯田市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

飯田市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を下記のとおり制定する。

令和7年2月27日提出

飯田市長 佐藤 健

記

飯田市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（案）

飯田市水道事業の設置等に関する条例（平成5年飯田市条例第82号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項第3号中「1,700人」を「1,300人」に改め、同項第4号中「1,460立方メートル」を「1,410立方メートル」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第27号

飯田市水道局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部
を改正する条例の制定について

飯田市水道局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例を下記のとおり制定する。

令和7年2月27日提出

飯田市長 佐藤 健

記

飯田市水道局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正
する条例（案）

飯田市水道局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（平成5年飯田市条例第84号）の一部を次のように改正する。

第2条第4項中「給料」の次に「、住居手当」を加える。

第6条第1項中「第7条」を「次条」に改める。

第11条第1項中「期末手当」の次に「、勤勉手当」を加える。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第28号

飯田市技術上の監督業務を行わせる水道の布設工事等の基準を定める条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について

飯田市技術上の監督業務を行わせる水道の布設工事等の基準を定める条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を下記のとおり制定する。

令和7年2月27日提出

飯田市長 佐藤 健

記

飯田市技術上の監督業務を行わせる水道の布設工事等の基準を定める条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例（案）

飯田市技術上の監督業務を行わせる水道の布設工事等の基準を定める条例の一部を改正する条例（令和6年飯田市条例第43号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項に1号を加える改正規定中「第34条第1項」を「第37条第1項」に改める。

第5条第1項第2号、第4号、第5号及び第6号を改め、同項に2号を加える改正規定中「第34条第1項」を「第37条第1項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第29号

天龍村との間において締結した定住自立圏形成協定の一部を変更
する協定を締結することについて

飯田市及び天龍村の間において平成21年7月14日に締結した定住自立圏形成協定について、別紙のとおりその一部を変更する協定を締結するため、飯田市定住自立圏形成協定の議決に関する条例（平成21年飯田市条例第12号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

令和7年2月27日提出

飯田市長 佐藤 健

(別紙)

定住自立圏の形成に関する協定書の一部を変更する協定書（案）

飯田市（以下「甲」という。）と天龍村（以下「乙」という。）は、甲及び乙が平成21年7月14日に締結した定住自立圏の形成に関する協定について、次のとおりその一部を変更する協定を締結する。

定住自立圏の形成に関する協定書（平成21年7月14日締結）の一部を次のように変更する。

第3条第2号ア(イ) a (b) 中「地域コミュニティサイト」の次に「及びケーブルテレビによるデータ放送を配信するシステム（以下「データ放送システム」という。）」を加え、同(イ) b を次のように改める。

b 甲の役割

(a) 乙と共有することができるメール配信システム及び地域コミュニティサイトを構築し、及び運営する。

(b) 乙と共有することができるデータ放送システムの構築について共同で研究する。

第3条第2号ア(イ) c 中「活用する」の次に「とともに、甲と共有することができるデータ放送システムの構築について共同で研究する」を加える。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙が記名押印の上、それぞれ各1通を保有する。

令和 年 月 日

飯田市大久保町2534番地
甲 飯田市
飯田市長 佐藤 健

下伊那郡天龍村平岡878番地
乙 天龍村
天龍村長 永嶺 誠一

議案第30号

泰阜村との間において締結した定住自立圏形成協定の一部を変更
する協定を締結することについて

飯田市及び泰阜村の間において平成21年7月14日に締結した定住自立圏形成協定について、別紙のとおりその一部を変更する協定を締結するため、飯田市定住自立圏形成協定の議決に関する条例（平成21年飯田市条例第12号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

令和7年2月27日提出

飯田市長 佐藤 健

(別紙)

定住自立圏の形成に関する協定書の一部を変更する協定書（案）

飯田市（以下「甲」という。）と泰阜村（以下「乙」という。）は、甲及び乙が平成21年7月14日に締結した定住自立圏の形成に関する協定について、次のとおりその一部を変更する協定を締結する。

定住自立圏の形成に関する協定書（平成21年7月14日締結）の一部を次のように変更する。

第3条第2号ア(イ) a (b) 中「地域コミュニティサイト」の次に「及びケーブルテレビによるデータ放送を配信するシステム（以下「データ放送システム」という。）」を加え、同(イ) b を次のように改める。

b 甲の役割

(a) 乙と共有することができるメール配信システム及び地域コミュニティサイトを構築し、及び運営する。

(b) 乙と共有することができるデータ放送システムの構築について共同で研究する。

第3条第2号ア(イ) c 中「活用する」の次に「とともに、甲と共有することができるデータ放送システムの構築について共同で研究する」を加える。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙が記名押印の上、それぞれ各1通を保有する。

令和 年 月 日

飯田市大久保町2534番地
甲 飯田市
飯田市長 佐藤 健

下伊那郡泰阜村3236番地1
乙 泰阜村
泰阜村長 横前 明

議案第31号

損害賠償の額を定めることについて

下記のとおり、自動車事故による損害を賠償するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第13号の規定により、議会の議決を求める。

令和7年2月27日提出

飯田市長 佐藤 健

記

1 相手方 飯田市内所在企業

2 事故の概要

令和6年12月5日午前9時50分頃、飯田市鼎中平1970番付近の市道中平西鼎線において、公務のため走行していた飯田市所有の普通貨物自動車は右折した際、相手方の施設の敷地に設置されている相手方が所有する看板に接触し、当該看板を破損する損害を与えた。

3 損害賠償額 1,415,700円

議案第32号

損害賠償の額を定めることについて

下記のとおり、林道管理の瑕疵^{かし}による損害を賠償するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第13号の規定により、議会の議決を求める。

令和7年2月27日提出

飯田市長 佐藤 健

記

1 相手方 飯田市外在住者

2 事故の概要

令和6年10月22日午後5時30分頃、飯田市上村山中の林道赤石線において、当該林道脇の山腹からの落石が走行していた相手方の小型乗用自動車に接触し、当該車両のフロントガラス及び前部を破損する損害を与えた。

3 損害賠償額 761,926円

議案第33号

公の施設の指定管理者の指定について（飯田市道の駅遠山郷）

下記のとおり、公の施設の指定管理者の指定をしたいから、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和7年2月27日提出

飯田市長 佐藤 健

記

- 1 公の施設の名称
飯田市道の駅遠山郷
- 2 指定する団体の名称
株式会社遠山GO
- 3 指定の期間
飯田市道の駅遠山郷条例（令和6年飯田市条例第39号）の施行の日から令和11年3月31日まで

議案第34号

工事請負契約の一部変更について（道の駅遠山郷改修建築工事）

令和6年飯田市議会第2回定例会において議案第67号として議決を経た令和6・7年度道の駅遠山郷改修建築工事請負契約の一部について下記のとおり変更する。

令和7年2月27日提出

飯田市長 佐藤 健

記

区 分	変 更 前	変 更 後
契約の金額	194,260,000円	219,219,000円

議案第35号

工事請負契約の一部変更について（道の駅遠山郷改修機械設備工事）

令和6年飯田市議会第2回定例会において議案第68号として議決を経た令和6・7年度道の駅遠山郷改修機械設備工事請負契約の一部について下記のとおり変更する。

令和7年2月27日提出

飯田市長 佐藤 健

記

区 分	変 更 前	変 更 後
契約の金額	407,000,000円	411,048,000円

議案第36号

工事請負契約の一部変更について（過年発生土木施設補助災害復旧事業橋りょう架設工事）

令和3年飯田市議会第3回定例会において議案第93号として議決され、令和5年飯田市議会第1回定例会において議案第28号として議決され、及び令和6年飯田市議会第1回定例会において議案第22号として議決を経た令和3・4年度過年発生土木施設補助災害復旧事業橋りょう架設工事請負契約の一部について下記のとおり変更する。

令和7年2月27日提出

飯田市長 佐藤 健

記

区 分	変 更 前	変 更 後
契約の金額	1,040,457,000円	1,006,995,000円

議案第37号

工事請負契約の一部変更について（土木施設補助災害復旧事業道路災害復旧工事）

令和5年飯田市議会第4回定例会において議案第115号として議決を経た令和5・6年度土木施設補助災害復旧事業道路災害復旧工事請負契約の一部について下記のとおり変更する。

令和7年2月27日提出

飯田市長 佐藤 健

記

区 分	変 更 前	変 更 後
契約の金額	198,407,000円	281,336,000円

議案第38号

工事請負契約の一部変更について（土木施設補助災害復旧事業道路災害復旧工事）

令和5年飯田市議会第4回定例会において議案第116号として議決を経た令和5・6年度土木施設補助災害復旧事業道路災害復旧工事請負契約の一部について下記のとおり変更する。

令和7年2月27日提出

飯田市長 佐藤 健

記

区 分	変 更 前	変 更 後
契約の金額	211,816,000円	223,630,000円

議案第39号

工事請負契約の締結について（過年発生土木施設補助災害復旧事業橋梁^{りょう}災害復旧工事）

過年発生土木施設補助災害復旧事業橋梁災害復旧工事請負契約を下記のとおり締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年飯田市条例第53号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

令和7年2月27日提出

飯田市長 佐藤 健

記

- 1 契約の目的 令和6・7年度過年発生土木施設補助災害復旧事業橋梁災害復旧工事
市道南信濃127号線 飯田市南信濃 八日市場橋
- 2 契約の方法 指名競争入札による契約
- 3 契約の金額 166,925,000円
- 4 契約の相手方 飯田市主税町18番地
神稲建設株式会社
代表取締役 福澤 栄夫

議案第40号

市道路線の認定について

下記の路線を市道に認定するため、道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、議会の議決を求める。

令和7年2月27日提出

飯田市長 佐藤 健

記

整理 番号	路 線 名	起 点				重要な経過地
		終 点				
1	上久堅215号線	飯田市上久堅	1173	番 15	地先から	
		飯田市上久堅	1263	番 1	地先まで	
2	龍江228号線	飯田市龍江	6279	番 1	地先から	
		飯田市龍江	6262	番 1	地先まで	

議案第41号

市道路線の廃止について

下記の市道路線を廃止するため、道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項において準用する同法第8条第2項の規定により、議会の議決を求める。

令和7年2月27日提出

飯田市長 佐藤 健

記

整理 番号	路 線 名	起 点			重要な経過地
		終 点			
1	竜丘250号線	飯田市時又	146 番	地先から	
		飯田市時又	146 番	地先まで	
2	竜丘251号線	飯田市時又	149 番	地先から	
		飯田市時又	150 番	地先まで	

議案第42号

市道路線の変更について

下記の市道路線を変更するため、道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項において準用する同法第8条第2項の規定により、議会の議決を求める。

令和7年2月27日提出

飯田市長 佐藤 健

記

整理 番号	路 線 名	旧	起 点				重要な経過地	
		新	終 点					
1	竜丘245号線	旧	飯田市時又	127	番	22	地先から	
			飯田市時又	146	番		地先まで	
		新	飯田市時又	127	番	22	地先から	
			飯田市時又	127	番	38	地先まで	

令和6年度飯田市一般会計補正予算（第7号）案

令和6年度飯田市の一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ552,246千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ57,493,937千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加及び変更は、「第2表 繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の追加は、「第3表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の変更は、「第4表 地方債補正」による。

令和7年2月27日提出

飯田市長 佐藤 健

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項
10 地方交付税	
	1 地方交付税
12 分担金及び負担金	
	1 分担金
	2 負担金
14 国庫支出金	
	1 国庫負担金
	2 国庫補助金
15 県支出金	
	1 県負担金
	2 県補助金
17 寄附金	
	1 寄附金
18 繰入金	
	2 基金繰入金
19 繰越金	
	1 繰越金
20 諸収入	
	4 受託事業収入
	5 雑入
21 市債	
	1 市債
歳 入 合 計	

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
12,281,025	473,899	12,754,924
12,281,025	473,899	12,754,924
261,362	11,600	272,962
4,417	600	5,017
256,945	11,000	267,945
10,252,050	△7,257	10,244,793
5,448,115	9,239	5,457,354
4,785,209	△16,496	4,768,713
3,543,250	46,654	3,589,904
2,231,277	△7,698	2,223,579
1,030,620	54,352	1,084,972
480,014	168,513	648,527
480,014	168,513	648,527
3,000,637	△136,604	2,864,033
2,947,823	△136,604	2,811,219
646,560	3,927	650,487
646,560	3,927	650,487
2,264,136	△8,186	2,255,950
190,706	△25,227	165,479
538,150	17,041	555,191
5,954,400	△300	5,954,100
5,954,400	△300	5,954,100
56,941,691	552,246	57,493,937

歳 出

款	項
1 議会費	
	1 議会費
2 総務費	
	1 総務管理費
	3 戸籍住民基本台帳費
	6 監査委員費
3 民生費	
	1 社会福祉費
	2 児童福祉費
4 衛生費	
	1 保健衛生費
5 労働費	
	1 労働諸費
6 農林水産業費	
	1 農業費
	2 林業費
7 商工費	
	1 商工費
8 土木費	
	1 土木管理費
	2 道路橋りょう費
	4 都市計画費
10 教育費	
	1 教育総務費
	2 小学校費
	5 社会教育費
	6 保健体育費

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
272,532	2,500	275,032
272,532	2,500	275,032
8,044,789	△82,667	7,962,122
7,037,528	△88,727	6,948,801
247,951	2,890	250,841
28,848	3,170	32,018
18,572,266	116,360	18,688,626
8,800,468	99,547	8,900,015
8,740,974	16,813	8,757,787
5,961,924	16,726	5,978,650
4,718,866	16,726	4,735,592
200,381	10,270	210,651
200,381	10,270	210,651
1,417,807	△8,061	1,409,746
849,749	4,016	853,765
568,058	△12,077	555,981
3,262,154	180	3,262,334
3,262,154	180	3,262,334
5,753,100	367,401	6,120,501
164,360	24,770	189,130
2,789,032	328,851	3,117,883
1,826,848	13,780	1,840,628
6,294,372	58,066	6,352,438
488,744	20,860	509,604
1,679,070	4,450	1,683,520
1,956,992	30,256	1,987,248
1,237,884	2,500	1,240,384

款	項
11 災害復旧費	
	1 農林水産施設災害復旧費
	2 公共土木施設災害復旧費
13 諸支出金	
	1 積立金
歳 出 合 計	

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
795,500	△13,500	782,000
25,000	4,000	29,000
770,500	△17,500	753,000
29,900	84,971	114,871
29,900	84,971	114,871
56,941,691	552,246	57,493,937

第2表 繰越明許費補正

1 追 加

款	項	事業名	金額
2 総務費	1 総務管理費	総務一般管理費	千円 24,805
3 民生費	1 社会福祉費	老人福祉一般経費	73,040
		住民税非課税世帯支援給付金給付事業（世帯分）	282,580
		住民税非課税世帯支援給付金給付事業（こども加算分）	24,818
4 衛生費	1 保健衛生費	水道費	10,000
6 農林水産業費	1 農業費	土地改良施設維持管理適正化事業	5,308
		農業施設長寿命化事業	21,200
8 土木費	2 道路橋りょう費	防災・安全交付金事業（道路整備）	101,000
		辺地対策道路改良事業	18,000
		道路自然災害防止事業	44,879
		国県道対策関連道路改良事業	17,500
	5 住宅費	公営住宅整備事業（単独）	34,000
9 消防費	1 消防費	消防体制強化整備事業（単独）	66,344
		消防団詰所整備事業	3,384
10 教育費	5 社会教育費	埋蔵文化財調査事業（その他）	13,150
		文化施設整備事業	6,000
	6 保健体育費	調理場整備事業	52,000
11 災害復旧費	2 公共土木施設災害復旧費	土木施設単独災害復旧事業	5,300

2 変 更

款	項	事 業 名	金 額	
			補 正 前	補 正 後
2 総務費	1 総務管理費	リニア駅周辺整備事業	千円 123,118	千円 314,952
6 農林水産業費	1 農業費	市単土地改良事業	5,000	6,300
		国土保全特別対策事業	8,000	12,132
	2 林業費	林道改良事業（補助）	60,170	72,050
8 土木費	2 道路橋りょう費	道整備交付金事業	173,000	177,428
		社会資本整備総合交付金事業（道路整備）	46,400	189,297
		交通安全対策補助事業（通学路緊急対策）	195,980	251,116
		都市構造再編集中支援事業（市街地整備）	27,929	121,886
		防災対策避難路整備事業	33,300	44,300
		市道改良事業	37,200	43,286
		道路メンテナンス事業	91,000	325,910
	3 河川費	河川自然災害防止事業	36,800	54,932
11 災害復旧費	1 農林水産施設災害復旧費	農地補助災害復旧事業	10,000	13,000
	2 公共土木施設災害復旧費	過年発生土木施設補助災害復旧事業	270,000	487,116
		公共土木施設災害関連事業	75,000	50,000

第3表 債務負担行為補正

1 追 加

事 項	期 間	限 度 額
調理場設備更新事業	令和6年度から令和7年度まで	千円 5,000

第4表 地方債補正

1 変 更

起 債 の 目 的	補正前の限度額	補正後の限度額
リニア推進事業費	千円 565,700	千円 409,300
水道事業費	64,500	74,500
道路維持事業費	39,600	89,600
道路橋りょう整備事業費	976,600	1,062,700
河川整備事業費	414,000	402,800
街路事業費	37,100	47,400
学校給食事業費	93,600	95,800
補助災害復旧事業費	198,800	200,000
単独災害復旧事業費	49,900	57,400
計	5,954,400	5,954,100

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
10 地方交付税	12,281,025	473,899	12,754,924
12 分担金及び負担金	261,362	11,600	272,962
14 国庫支出金	10,252,050	△7,257	10,244,793
15 県支出金	3,543,250	46,654	3,589,904
17 寄附金	480,014	168,513	648,527
18 繰入金	3,000,637	△136,604	2,864,033
19 繰越金	646,560	3,927	650,487
20 諸収入	2,264,136	△8,186	2,255,950
21 市債	5,954,400	△300	5,954,100
歳入合計	56,941,691	552,246	57,493,937

(歳出)

款	補正前の額	補 正 額	計
1 議会費	272,532	2,500	275,032
2 総務費	8,044,789	△82,667	7,962,122
3 民生費	18,572,266	116,360	18,688,626
4 衛生費	5,961,924	16,726	5,978,650
5 労働費	200,381	10,270	210,651
6 農林水産業費	1,417,807	△8,061	1,409,746
7 商工費	3,262,154	180	3,262,334
8 土木費	5,753,100	367,401	6,120,501
10 教育費	6,294,372	58,066	6,352,438
11 災害復旧費	795,500	△13,500	782,000
13 諸支出金	29,900	84,971	114,871
歳 出 合 計	56,941,691	552,246	57,493,937

(単位：千円)

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一般財源
国県支出金	地 方 債	そ の 他	
			2,500
△158,087	△156,400	△25,593	257,413
63,063		2,350	50,947
1,541	10,000	710	4,475
			10,270
△10,035		△25,227	27,201
		180	0
153,915	146,400		67,086
	2,200		55,866
△11,000	△2,500	600	△600
		2,971	82,000
39,397	△300	△44,009	557,158

2 歳 入

(款) 10 地方交付税

(項) 1 地方交付税

款 項 目	補正前の額	補正額	計
10 地方交付税	12,281,025	473,899	12,754,924
1 地方交付税	12,281,025	473,899	12,754,924
1 地方交付税	12,281,025	473,899	12,754,924
12 分担金及び負担金	261,362	11,600	272,962
1 分担金	4,417	600	5,017
11 災害復旧費分担金	2,440	600	3,040
2 負担金	256,945	11,000	267,945
8 土木費負担金	40,018	11,000	51,018
14 国庫支出金	10,252,050	△7,257	10,244,793
1 国庫負担金	5,448,115	9,239	5,457,354
4 衛生費国庫負担金	159,680	9,239	168,919
2 国庫補助金	4,785,209	△16,496	4,768,713
2 総務費国庫補助金	2,099,448	△158,087	1,941,361
3 民生費国庫補助金	622,351	176	622,527
8 土木費国庫補助金	939,201	153,915	1,093,116
11 災害復旧費国庫補助金	37,500	△12,500	25,000
15 県支出金	3,543,250	46,654	3,589,904
1 県負担金	2,231,277	△7,698	2,223,579
4 衛生費県負担金	211,288	△7,698	203,590
2 県補助金	1,030,620	54,352	1,084,972

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 地方交付税	473,899	普通交付税 473,899
1 農林災害復旧費分担金	600	農地補助災害復旧事業分担金 300 農地単独災害復旧事業分担金 300
25 橋りょう新設改良費負担金	11,000	橋りょう耐震整備事業負担金 11,000
1 保健衛生総務費負担金	9,239	保険基盤安定負担金 9,239
17 リニア推進事業費補助金	△158,087	社会資本整備総合交付金（道路事業） △18,100 社会資本整備総合交付金（街路事業） △22,125 社会資本整備総合交付金（都市構造再編集集中支援事業） △117,862
28 地域子育て支援費補助金	176	子ども・子育て支援施設整備交付金 176
23 道路新設改良費補助金	38,206	防災・安全交付金（道路事業） 18,474 都市構造再編集集中支援事業補助金（市街地整備） 19,732
24 橋りょう維持費補助金	115,709	道路メンテナンス事業補助金 115,709
22 公共土木施設災害関連事業費補助金	△12,500	河川等災害関連事業補助金 △12,500
1 保健衛生総務費負担金	△7,698	保険基盤安定負担金 △7,698

(款) 15 県支出金
(項) 2 県補助金

款 項 目			補正前の額	補正額	計
15	2	3 民生費県補助金	605,713	62,887	668,600
		6 農林水産業費県補助金	339,078	△10,035	329,043
		11 災害復旧費県補助金	5,000	1,500	6,500
17 寄附金			480,014	168,513	648,527
1 寄附金			480,014	168,513	648,527
2 総務費寄附金			455,000	165,011	620,011
3 民生費寄附金			695	1,222	1,917
5 労働費寄附金			0	100	100
7 商工費寄附金			13,700	180	13,880

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
1 社会福祉総務費補助金	2,600	地域少子化対策重点推進交付金	2,600
3 障害者福祉費補助金	952	医療的ケア児等総合支援事業県費補助金	952
4 老人福祉費補助金	53,098	地域医療介護総合確保基金補助金	3,675
		地域介護・福祉空間整備等施設整備補助金	49,423
25 民間保育所費補助金	851	保育対策総合支援事業補助金	851
26 公立認定こども園費補助金	5,368	保育対策総合支援事業補助金	5,368
28 地域子育て支援費補助金	18	社会福祉施設等整備事業補助金	18
4 農業振興費補助金	△11,044	産地生産基盤パワーアップ事業補助金	△11,044
22 林業振興費補助金	1,009	民有林林道改良事業補助金	1,009
1 農業施設等災害復旧費補助金	1,500	農地補助災害復旧事業補助金	1,500
9 企画費寄附金	165,011	ふるさと寄附金	165,011
1 社会福祉総務費寄附金	871	社会福祉施設整備基金寄附金	871
		匿名者から	500
		飯田ロータリークラブから	100
		飯田東ロータリークラブから	100
		飯田南ロータリークラブから	100
		伊坪グループ竜生会から	71
24 児童発達支援センター費寄附金	80	療育事業寄附金	80
		沢田康仁氏から	50
		柏心寺「華頂婦人会」から	30
26 公立認定こども園費寄附金	100	公立認定こども園寄附金	100
		国際ソロプチミスト飯田から	100
27 児童健全育成費寄附金	171	児童健全育成寄附金	171
		長野県労働金庫飯田支店運営委員会から	171
1 労働諸費寄附金	100	労働費寄付金	100
		企業版ふるさと納税	100
5 工業振興費寄附金	180	工業振興寄附金	180
		飯伊森林組合から	100
		白子建築設計事務所から	50
		みなみ信州農業協同組合から	30

(款) 17 寄附金
(項) 1 寄附金

款 項 目			補正前の額	補正額	計
17	1	10 教育費寄附金	3,330	2,000	5,330
18	繰入金		3,000,637	△136,604	2,864,033
	2	基金繰入金	2,947,823	△136,604	2,811,219
		1 基金繰入金	2,947,823	△136,604	2,811,219
19	繰越金		646,560	3,927	650,487
	1	繰越金	646,560	3,927	650,487
		1 繰越金	646,560	3,927	650,487
20	諸収入		2,264,136	△8,186	2,255,950
	4	受託事業収入	190,706	△25,227	165,479
		6 農林水産業費受託事業収入	40,000	△25,227	14,773
	5	雑入	538,150	17,041	555,191
		1 雑入	538,150	17,041	555,191
21	市債		5,954,400	△300	5,954,100
	1	市債	5,954,400	△300	5,954,100
		2 総務債	647,900	△156,400	491,500
		4 衛生債	248,200	10,000	258,200
		8 土木債	1,680,200	146,400	1,826,600

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
53 文化財保護費寄附金	1,000	文化財保護寄附金 牧内雪彦氏から 1,000	1,000
58 歴史研究所寄附金	1,000	歴史研究所寄附金 松下祐輔氏から 1,000	1,000
1 財政調整基金繰入金	△30,000	財政調整基金繰入金	△30,000
2 特定目的基金繰入金	△106,604	リニア中央新幹線飯田駅整備推進基金繰入金	△106,604
1 純繰越金	3,927	純繰越金	3,927
22 林業振興費受託事業収入	△25,227	分収造林受託事業収入	△25,227
2 総務費雑入	14,332	県市町村振興協会市町村交付金	14,332
3 民生費雑入	1,999	過年度補助金精算返還金	1,999
4 衛生費雑入	710	環境課雑入	710
17 リニア推進事業債	△156,400	公共事業等債 地方道路等整備事業債	△143,000 △13,400
6 水道事業債	10,000	上水道事業債（一般会計出資債）	10,000
23 道路新設改良事業債	40,400	公共事業等債 防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債（補正予算分）	△9,600 50,000
24 橋りょう維持事業債	95,700	公共事業等債	△9,500

(款) 21 市債
(項) 1 市債

款 項 目			補正前の額	補正額	計
21	1	8			
		10 教育債	1,403,000	2,200	1,405,200
		11 災害復旧債	282,400	△2,500	279,900
歳 入 合 計			56,941,691	552,246	57,493,937

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
		防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債（補正予算分）105,200
43 街路事業債	10,300	一般単独事業債10,300
64 学校給食事業債	2,200	公共施設等適正管理推進事業債2,200
1 農業施設等災害復旧債	1,200	現年発生補助災害復旧事業債1,200
21 公共土木施設災害復旧債	7,500	現年発生単独災害復旧事業債7,500
22 公共土木施設災害関連事業債	△11,200	公共事業等債△11,200

3 歳 出

(款) 1 議会費
(項) 1 議会費

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 議会費	272,532	2,500	275,032				2,500
1 議会費	272,532	2,500	275,032				2,500
1 議会費	272,532	2,500	275,032				2,500
							2,500
2 総務費	8,044,789	△82,667	7,962,122	△158,087	△156,400	△25,593	257,413
1 総務管理費	7,037,528	△88,727	6,948,801	△158,087	△156,400	△25,593	251,353
1 総務管理費	2,033,028	258,000	2,291,028				258,000
							258,000
9 企画費	584,504	102,372	686,876			80,200	22,172
						80,200	22,172
				(寄)ふるさと寄附金			80,200
17 リニア推進事業費	2,199,915	△449,910	1,750,005	△158,087	△156,400	△106,604	△28,819
					△13,400		△1,571
				(市)地方道路等整備事業債			△13,400
				△158,087	△143,000	△106,604	862
				(国)社会資本整備総合交付金(道路事業)			△18,100
				(国)社会資本整備総合交付金(街路事業)			△22,125
				(国)社会資本整備総合交付金(都市構造再編集中支援事業)			△117,862
				(線)リニア中央新幹線飯田駅整備推進基金繰入金			△106,604
				(市)公共事業等債			△143,000
							△10,950

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
3 職員手当等	2,500	01人件費 2,500 02事務局職員人件費 2,500 3 職員手当等 2,500 時間外勤務手当 2,500
3 職員手当等	258,000	01人件費 258,000 01人件費 258,000 3 職員手当等 258,000 退職手当 258,000
7 報償費	80,200	11特別事業費 102,372 22ふるさと飯田応援隊募集事業費 102,372 7 報償費 80,200 賞品及び記念品代 80,200
12 委託料	22,172	12 委託料 22,172 一括代行サービス業務委託料 22,172
12 委託料	△17,160	10リニア推進事業費 △449,910 01リニア推進事業費 △14,971 14 工事請負費 △14,971 道路改良工事費 △14,971
14 工事請負費	△25,921	
16 公有財産購入費	△110,200	05リニア駅周辺整備事業費 △406,829 16 公有財産購入費 △110,200 事業用地買収費 △110,200
21 補償補填及び賠償金	△296,629	21 補償補填及び賠償金 △296,629 物件移転等補償費 △296,629
		07リニア代替地整備事業費 △10,950 14 工事請負費 △10,950 道路改良工事費 △8,235 施設整備工事費 △2,715

(款) 2 総務費
(項) 1 総務管理費

款 項 目			補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				
						特 定 財 源			一般財源	
						国県支出金	地 方 債	そ の 他		
2	1	17						△17,160		
		22 災害支援費	8,130	811	8,941			811	0	
							811	0		
					(寄)ふるさと寄附金		811			
	3 戸籍住民基本台帳費	247,951	2,890	250,841				2,890		
		1 戸籍住民基本台帳費	179,193	2,890	182,083				2,890	
									2,890	
	6 監査委員費	28,848	3,170	32,018				3,170		
		1 監査委員費	28,848	3,170	32,018				3,170	
									3,170	
	3 民生費			18,572,266	116,360	18,688,626	63,063		2,350	50,947
	1 社会福祉費	8,800,468	99,547	8,900,015	54,050			1,999	43,498	
		1 社会福祉総務費	339,588	14,290	353,878				14,290	
								14,290		
4 老人福祉費		2,659,775	80,243	2,740,018	53,098		1,999	25,146		
					49,423			23,617		
					(県)地域介護・福祉空間整備等施設整備補助金			49,423		

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
		08 リニア用地取得事業費 △17,160
		12 委託料 △17,160
		施設管理業務委託料 △4,587
		測量調査等業務委託料 △12,573
25 寄附金	811	10 災害支援費 811
		01 災害支援費 811
		25 寄附金 811
		寄附金 811
2 給料	690	01 人件費 2,890
		01 人件費 2,890
3 職員手当等	2,200	2 給料 690
		一般職給 690
		3 職員手当等 2,200
		時間外勤務手当 2,200
2 給料	1,580	01 人件費 3,170
		01 人件費 3,170
3 職員手当等	1,090	2 給料 1,580
		一般職給 1,580
4 共済費	500	3 職員手当等 1,090
		期末手当 570
		勤勉手当 520
		4 共済費 500
		市町村共済負担金 500
2 給料	10,130	01 人件費 14,290
		01 人件費 14,290
4 共済費	4,160	2 給料 10,130
		一般職給 10,130
		4 共済費 4,160
		市町村共済負担金 4,160
14 工事請負費	73,040	10 老人福祉一般経費 78,714
		01 老人福祉一般経費 73,040
18 負担金補助及び交付金	3,675	14 工事請負費 73,040
		施設改修工事費 73,040

(款) 3 民生費
(項) 1 社会福祉費

款 項 目			補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
						特 定 財 源			一般財源
						国県支出金	地 方 債	そ の 他	
3	1	4				3,675		1,999	0
						(県)地域医療介護総合確保基金補助金		3,675	
						(諸)過年度補助金精算返還金		1,999	
									1,529
	9	重層的支援体制整備事業費	574,642	5,014	579,656	952			4,062
						952			△952
						(県)医療的ケア児等総合支援事業県費補助金		952	
									1,390
									3,624
	2 児童福祉費		8,740,974	16,813	8,757,787	9,013		351	7,449
	1	児童福祉総務費	161,358	9,686	171,044	2,600			7,086
						2,600			7,086
						(県)地域少子化対策重点推進交付金		2,600	
	4	児童発達支援センター費	190,791	30	190,821			30	0
							30	0	
(寄)療育事業寄附金						30			
5	民間保育所費	4,056,207	1,135	4,057,342	851			284	
					851			284	
					(県)保育対策総合支援事業補助金		851		
6	公立認定こども園費	1,379,205	100	1,379,305	5,368		100	△5,368	

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
22 償還金利子及び割引料	1,999	21地域医療介護総合確保基金補助事業費 5,674 18 負担金補助及び交付金 3,675 施設開設準備経費補助金 675 介護保険施設整備事業補助金 3,000
27 繰出金	1,529	22 償還金利子及び割引料 1,999 過年度県支出金精算返還金 1,999 12介護保険関係事業費 1,529 01介護保険特別会計繰出金 1,529 27 繰出金 1,529 介護保険特別会計繰出金 1,529
22 償還金利子及び割引料	5,014	11包括的相談支援事業費 5,014 03地域生活支援基本事業費 1,390 財源内訳補正 13地域づくりに向けた支援事業費 1,390 02地域子育て支援拠点事業費 1,390 22 償還金利子及び割引料 695 過年度国庫支出金精算返還金 695 過年度県支出金精算返還金 03地域介護予防活動支援事業費 3,624 22 償還金利子及び割引料 3,624 過年度国庫支出金精算返還金 2,380 過年度県支出金精算返還金 1,244
18 負担金補助及び交付金	5,600	10児童福祉一般経費 9,686 01児童福祉一般経費 9,686 18 負担金補助及び交付金 5,600 結婚新生活支援事業補助金 5,600
22 償還金利子及び割引料	4,086	22 償還金利子及び割引料 4,086 過年度国庫支出金精算返還金 4,086
10 需用費	30	11児童発達支援センター事業費 30 01児童発達支援センター事業費 30 10 需用費 30 消耗品費 30
18 負担金補助及び交付金	1,135	11民間保育所等特別保育事業費 1,135 03障がい児保育事業費 1,135 18 負担金補助及び交付金 1,135 医療的ケア児保育支援事業補助金 1,135

(款) 3 民生費

(項) 2 児童福祉費

款 項 目				補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳							
							特 定 財 源			一般財源				
							国県支出金	地 方 債	そ の 他					
3	2	6				5,368			△5,368					
				(県)保育対策総合支援事業補助金			5,368							
							100	0						
				(寄)公立認定こども園寄附金			100							
	7	児童健全育成費	285,911	383	286,294	194		171	18					
						194		171	18					
						(国)子ども・子育て支援施設整備交付金			176					
						(県)社会福祉施設等整備事業補助金			18					
						(寄)児童健全育成寄附金			171					
	8	地域子育て支援費	69,508	5,429	74,937				5,429					
									5,429					
	15	広域的地域相談支援事業費	36,619	50	36,669			50	0					
								50	0					
(寄)療育事業寄附金						50								
4 衛生費			5,961,924	16,726	5,978,650	1,541	10,000	710	4,475					
1	保健衛生費	4,718,866	16,726	4,735,592	1,541	10,000	710	4,475						
					1	保健衛生総務費	2,799,165	△19,952	2,779,213	1,541			△21,493	
										1,541			12,759	
										(国)保険基盤安定負担金			9,239	
										(県)保険基盤安定負担金			△7,698	
								△34,252						
					2	母子保健事業費	456,110	21,116	477,226				21,116	
			129											

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
10 需用費	100	01人件費 03会計年度任用職員人件費 財源内訳補正 11認定こども園保育費 100 01認定こども園保育費 100 10 需用費 100 消耗品費 100
10 需用費	171	11児童館・児童センター・児童クラブ運営費 383 03児童館・児童センター・児童クラブ運営費 383 10 需用費 171 消耗品費 171 18 負担金補助及び交付金 212 子ども・子育て支援整備交付金 212
18 負担金補助及び交付金	212	
22 償還金利子及び割引料	5,429	12こども子育て支援事業費 5,429 05養育支援事業費 5,429 22 償還金利子及び割引料 5,429 過年度国庫支出金精算返還金 5,429
10 需用費	50	10広域的地域相談支援事業費 50 01広域的地域相談支援事業費 50 10 需用費 50 消耗品費 50
18 負担金補助及び交付金	△34,252	19国民健康保険特別会計繰出金 14,300 01国民健康保険特別会計繰出金 14,300 27 繰出金 14,300 事業勘定繰出金 14,604 直診勘定繰出金 △304
27 繰出金	14,300	20病院事業会計負担金 △34,252 01病院事業会計負担金 △34,252 18 負担金補助及び交付金 △34,252 病院事業負担金 △34,252
10 需用費	129	11乳幼児保健事業費 129 02すこやか親子・子育て支援事業費 129 22 償還金利子及び割引料 129 過年度国庫支出金精算返還金 129
11 役務費	370	

(款) 4 衛生費
(項) 1 保健衛生費

款 項 目			補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
						特 定 財 源			一般財源
						国県支出金	地 方 債	そ の 他	
4	1	2							820
									499
									19,668
	3	成人保健事業費	531,442	4,852	536,294				4,852
									4,852
	4	環境衛生費	73,652	710	74,362			710	0
								710	0
						(諸)環境課雑入		710	
	6	水道費	346,899	10,000	356,899		10,000		0
							10,000		0
						(市)上水道事業債 (一般会計出資債)		10,000	
5 労働費			200,381	10,270	210,651				10,270
1 労働諸費			200,381	10,270	210,651				10,270
1 労働諸費			175,269	10,270	185,539				10,270
									10,270

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
22 償還金利子及び割引料	20,617	12妊産婦健診事業費 820 02産婦健診事業費 820 22 償還金利子及び割引料 820 過年度国庫支出金精算返還金 820 14予防接種事業費 499 01予防接種事業費 499 10 需用費 129 消耗品費 19 印刷製本費 110 11 役務費 370 通信運搬費 370 19出産子育て応援事業費 19,668 01出産子育て応援事業費 19,668 22 償還金利子及び割引料 19,668 過年度国庫支出金精算返還金 19,668
11 役務費	3,536	14高齢者予防接種事業費 4,852 01予防接種事業費 4,852 11 役務費 3,536 通信運搬費 3,536 12 委託料 1,316 予防接種通知印刷封入作業委託料 1,316
12 委託料	1,316	
12 委託料	710	11環境衛生事業費 710 01環境衛生事業費 710 12 委託料 710 墓地、埋葬等に関する法律第9条関係業務委託料 710
23 投資及び出資金	10,000	10水道費 10,000 01水道費 10,000 23 投資及び出資金 10,000 出資金 10,000
2 給料	4,580	01人件費 10,270 01人件費 10,270 2 給料 4,580 一般職給 4,580 3 職員手当等 3,810 期末手当 1,940 勤勉手当 1,870 4 共済費 1,880 市町村共済負担金 1,880
3 職員手当等	3,810	
4 共済費	1,880	

(款) 6 農林水産業費
(項) 1 農業費

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
6 農林水産業費	1,417,807	△8,061	1,409,746	△10,035		△25,227	27,201
1 農業費	849,749	4,016	853,765	△11,044			15,060
2 農業総務費	171,258	15,060	186,318				15,060
							15,060
4 農業振興費	161,149	△11,044	150,105	△11,044			0
				△11,044			0
				(県)産地生産基盤パワーアップ事業補助金			△11,044
2 林業費	568,058	△12,077	555,981	1,009		△25,227	12,141
1 林業総務費	66,682	11,170	77,852				11,170
							11,170
2 林業振興費	480,529	△23,247	457,282	1,009		△25,227	971
				1,009			971
				(県)民有林林道改良事業補助金			1,009
						△25,227	0
				(諸)分収造林受託事業収入			△25,227
7 商工費	3,262,154	180	3,262,334			180	0

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
2 給料	8,770	01人件費 15,060 01人件費 15,060 2 給料 8,770 一般職給 8,770
3 職員手当等	3,630	3 職員手当等 3,630 期末手当 2,330 勤勉手当 1,300
4 共済費	2,660	4 共済費 2,660 市町村共済負担金 2,660
18 負担金補助及び交付金	△11,044	40強い園芸産地育成事業費 △11,044 01果樹・野菜等振興事業費 △11,044 18 負担金補助及び交付金 △11,044 産地生産基盤パワーアップ事業補助金 △11,044
2 給料	3,330	01人件費 11,170 01人件費 11,170 2 給料 3,330 一般職給 3,330
3 職員手当等	6,340	3 職員手当等 6,340 扶養手当 900 住居手当 1,020 通勤手当 600 時間外勤務手当 1,670 期末手当 1,100 勤勉手当 1,050
4 共済費	1,500	4 共済費 1,500 市町村共済負担金 1,500
12 委託料	△25,227	21林道改良事業費（補助） 1,980 01林道改良事業費（補助） 1,980
14 工事請負費	1,980	14 工事請負費 1,980 林道改良工事費 1,980
		29分収造林事業費 △25,227 03分収造林事業費 △25,227 12 委託料 △25,227 分収造林委託料 △25,227

(款) 7 商工費
(項) 1 商工費

款 項 目		補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
					特 定 財 源			一般財源
					国県支出金	地 方 債	そ の 他	
7	1 商工費	3,262,154	180	3,262,334			180	0
	5 工業振興費	404,973	180	405,153			180	0
							180	0
					(寄)工業振興寄附金			180
8 土木費		5,753,100	367,401	6,120,501	153,915	146,400		67,086
	1 土木管理費	164,360	24,770	189,130				24,770
	1 土木総務費	164,360	24,770	189,130				24,770
								24,770
	2 道路橋りょう費	2,789,032	328,851	3,117,883	153,915	136,100		38,836
	1 道路橋りょう総務費	154,347	28,140	182,487				28,140
								28,140
	3 道路新設改良費	1,686,503	88,327	1,774,830	38,206	40,400		9,721
								8,990

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
18 負担金補助及び交付金	180	10工業振興一般経費 180 16次世代を担う産業人材育成事業費 180 18 負担金補助及び交付金 180 信州大学ランドスケープ・プランニング共同研究講座 180 コンソーシアム負担金
2 給料	12,800	01人件費 24,770 01人件費 24,770 2 給料 12,800 一般職給 12,800
3 職員手当等	8,060	3 職員手当等 8,060 通勤手当 880 時間外勤務手当 2,890 期末手当 2,520 勤勉手当 1,770
4 共済費	3,910	4 共済費 3,910 市町村共済負担金 3,910
2 給料	10,600	01人件費 28,140 01人件費 28,140 2 給料 10,600 一般職給 10,600
3 職員手当等	12,570	3 職員手当等 12,570 時間外勤務手当 8,100 期末手当 2,620 勤勉手当 1,850
4 共済費	4,970	4 共済費 4,970 市町村共済負担金 4,970
2 給料	4,220	01人件費 8,990 01人件費 8,990 2 給料 4,220 一般職給 4,220
3 職員手当等	3,520	3 職員手当等 3,520 扶養手当 1,320 住居手当 1,140 児童手当 1,060
4 共済費	1,250	4 共済費 1,250
12 委託料	△1,500	
14 工事請負費	38,936	市町村共済負担金 1,250

(款) 8 土木費
(項) 2 道路橋りょう費

款 項 目			補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
						特 定 財 源			一般財源
						国県支出金	地 方 債	そ の 他	
8	2	3				18,474	21,600		△1,138
						(国)防災・安全交付金 (道路事業)		18,474	
						(市)公共事業等債		△28,400	
						(市)防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債 (補正予算分)		50,000	
	4	橋りょう維持費	335,920	212,384	548,304	19,732	18,800		1,869
						(国)都市構造再編集中支援事業補助金 (市街地整備)		19,732	
						(市)公共事業等債		18,800	
						115,709	95,700		975
						115,709	95,700		975
						(国)道路メンテナンス事業補助金		115,709	
						(市)公共事業等債		△9,500	
						(市)防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債 (補正予算分)		105,200	
10	4	都市計画費	1,826,848	13,780	1,840,628		10,300		3,480
	3	街路事業費	84,113	13,780	97,893		10,300		3,480
							10,300		3,480
	2	小学校費	1,679,070	4,450	1,683,520				4,450
	1	小学校管理費	395,762	4,450	400,212				4,450

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
16 公有財産購入費	△6,783	11道路改良事業費（補助） 79,337 06防災・安全交付金事業費（道路整備） 38,936
21 補償補填及び賠償金	48,684	14 工事請負費 38,936 道路改良工事費 38,936 16都市構造再編集集中支援事業費（市街地整備） 40,401 12 委託料 △1,500 測量調査等業務委託料 △1,500 16 公有財産購入費 △6,783 事業用地買収費 △6,783 21 補償補填及び賠償金 48,684 物件移転等補償費 48,684
12 委託料	△2,544	10橋りょう補修事業費 212,384 02道路メンテナンス事業費 212,384
14 工事請負費	214,928	12 委託料 △2,544 詳細調査・実施設計業務委託料 △2,544 14 工事請負費 214,928 施設改修工事費 214,928
18 負担金補助及び交付金	13,780	12街路事業費（単独） 13,780 02県街路事業地元負担金 13,780 18 負担金補助及び交付金 13,780 県街路事業地元負担金 13,780
3 職員手当等	20,860	01人件費 20,860 01人件費 20,860 3 職員手当等 20,860 扶養手当 2,500 住居手当 2,000 時間外勤務手当 9,860 期末手当 2,500 勤勉手当 2,000 児童手当 2,000

(款) 10 教育費
(項) 2 小学校費

款 項 目			補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
						特 定 財 源			一般財源
						国県支出金	地 方 債	そ の 他	
10	2	1							4,450
	5	社会教育費	1,956,992	30,256	1,987,248				30,256
	5	図書館費	319,392	4,720	324,112				4,720
									4,720
	6	美術博物館費	375,542	4,240	379,782				4,240
									4,240
	7	文化会館費	327,836	11,536	339,372				11,536
									3,700
									1,836
									6,000

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
2 給料	2,000	01人件費 4,450 01人件費 4,450
3 職員手当等	1,780	2 給料 2,000 一般職給 2,000
4 共済費	670	3 職員手当等 1,780 期末手当 900 勤勉手当 880
		4 共済費 670 市町村共済負担金 670
2 給料	1,560	01人件費 4,720 01人件費 4,720
3 職員手当等	2,120	2 給料 1,560 一般職給 1,560
4 共済費	1,040	3 職員手当等 2,120 扶養手当 770 住居手当 880 期末手当 260 勤勉手当 210
		4 共済費 1,040 市町村共済負担金 1,040
2 給料	1,860	01人件費 4,240 01人件費 4,240
3 職員手当等	1,810	2 給料 1,860 一般職給 1,860
4 共済費	570	3 職員手当等 1,810 扶養手当 550 住居手当 680 児童手当 580
		4 共済費 570 市町村共済負担金 570
3 職員手当等	3,700	01人件費 3,700 01人件費 3,700
10 需用費	1,836	3 職員手当等 3,700 時間外勤務手当 3,700
12 委託料	6,000	10文化会館管理費 1,836 01文化会館管理費 1,836 10 需用費 1,836 燃料費 1,836
		14文化施設整備事業費 6,000 01文化施設整備事業費 6,000 12 委託料 6,000 基本計画策定支援業務委託料 6,000

(款) 10 教育費
(項) 5 社会教育費

款 項 目			補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
						特 定 財 源			一般財源
						国県支出金	地 方 債	そ の 他	
10	5	8 歴史研究所費	63,762	9,760	73,522				9,760
									9,760
	6	保健体育費	1,237,884	2,500	1,240,384		2,200		300
		4 学校給食費	639,222	2,500	641,722		2,200		300
							2,200		300
						(市)公共施設等適正管理 推進事業債			
	11	災害復旧費	795,500	△13,500	782,000	△11,000	△2,500	600	△600
		1 農林水産施設災害復 旧費	25,000	4,000	29,000	1,500	1,200	600	700
		1 農業施設等災害復 旧費	10,000	3,000	13,000	1,500	1,200	300	0
						1,500	1,200	300	0
						(分)農地補助災害復旧事 業分担金			300
						(県)農地補助災害復旧事 業補助金			1,500
						(市)現年発生補助災害復 旧事業債			1,200
	10	農林単独災害復旧 事業費	15,000	1,000	16,000			300	700
								300	700
						(分)農地単独災害復旧事 業分担金			300
	2	公共土木施設災害復 旧費	770,500	△17,500	753,000	△12,500	△3,700		△1,300
		10 土木施設単独災害 復旧事業費	45,500	7,500	53,000		7,500		0
							7,500		0
						(市)現年発生単独災害復 旧事業債			7,500

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
2 給料	5,270	01人件費 9,760 01人件費 9,760
3 職員手当等	2,940	2 給料 5,270 一般職給 5,270
4 共済費	1,550	3 職員手当等 2,940 期末手当 1,550 勤勉手当 1,390
		4 共済費 1,550 市町村共済負担金 1,550
12 委託料	2,500	12学校給食施設整備事業費 2,500 03調理場整備事業費 2,500 12 委託料 2,500 設計業務等委託料 2,500
14 工事請負費	3,000	10農地補助災害復旧事業費 3,000 01現年発生農地補助災害復旧事業費 3,000 14 工事請負費 3,000 災害復旧工事費 3,000
14 工事請負費	1,000	10農業施設等単独災害復旧事業費 1,000 01農業施設等単独災害復旧事業費 1,000 14 工事請負費 1,000 災害復旧工事費 1,000
12 委託料	2,000	10土木施設単独災害復旧事業費 7,500 01土木施設単独災害復旧事業費 7,500
14 工事請負費	5,500	12 委託料 2,000 施工監理業務等委託料 2,000 14 工事請負費 5,500 災害復旧工事費 5,500

(款) 11 災害復旧費
(項) 2 公共土木施設災害復旧費

款 項 目			補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳																																													
						特 定 財 源			一般財源																																										
						国県支出金	地 方 債	そ の 他																																											
11	2	20 公共土木施設災害 関連事業費	75,000	△25,000	50,000	△12,500	△11,200		△1,300																																										
						△12,500	△11,200		△1,300																																										
						(国)河川等災害関連事業 補助金			△12,500																																										
					(市)公共事業等債	△11,200																																													
13 諸支出金			29,900	84,971	114,871			2,971	82,000																																										
	1	積立金	29,900	84,971	114,871			2,971	82,000																																										
								1 積立金	29,900	84,971	114,871			2,971	82,000																																				
																		2,971	82,000																																
																						2,000	0																												
																						(寄)文化財保護寄附金	(寄)歴史研究所寄附金			1,000																									
																														1,000																					
																																		871	0																
																																		(寄)社会福祉施設整備基 金寄附金				871													
																																										100	0								
																																										(寄)労働費寄付金				100					

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
14 工事請負費	△25,000	20過年発生土木施設補助災害関連事業費 △25,000 02土木施設災害関連事業費 △25,000 14 工事請負費 △25,000 河川改修工事費 △25,000
24 積立金	84,971	13ふるさと基金積立金 2,000 01ふるさと基金積立金 2,000 24 積立金 2,000 新規積立金 2,000 16社会福祉施設整備基金積立金 871 01社会福祉施設整備基金積立金 871 24 積立金 871 新規積立金 871 24地域雇用創出推進基金積立金 100 01地域雇用創出推進基金積立金 100 24 積立金 100 新規積立金 100 29森林経営管理基金積立金 82,000 01森林経営管理基金積立金 82,000 24 積立金 82,000 新規積立金 82,000

補正予算給与費明細書

2 一 般 職

(1) 総 括

ア 常勤の職員

(単位：千円)

区 分	職員数 (人)	給 与 費			共済費	合 計
		給 料	職員手当	計		
補正後	753	2,923,662	2,366,926	5,290,588	972,773	6,263,361
補正前	753	2,856,272	2,035,636	4,891,908	948,113	5,840,021
比 較	0	67,390	331,290	398,680	24,660	423,340

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶養手当	住居手当	通勤手当	時間外勤務 手 当	期末手当	勤勉手当
	補正後	75,587	44,727	40,620	373,265	670,665	565,648
	補正前	69,547	39,007	39,140	342,345	654,375	552,808
	比 較	6,040	5,720	1,480	30,920	16,290	12,840
	区 分	退職手当					
	補正後	536,322					
	補正前	278,322					
	比 較	258,000					

イ アに係る給料及び職員手当の増減額の明細

区分	増減額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)		説 明	備 考
給料	67,390	その他の増 減分	67,390	職員の異動等に係る増加分	
職員 手 当	331,290	その他の増 減分	331,290	職員の異動等に係る増加分 (2) 扶養手当 6,040 (3) 住居手当 5,720 (4) 通勤手当 1,480 (7) 時間外勤務手当 30,920 (11) 期末手当 16,290 (12) 勤勉手当 12,840 (13) 退職手当 258,000	給与条例第12条～第16条 給与条例第16条の2～第16条の5 給与条例第17条～第18条 給与条例第20条 給与条例第24条～第25条 給与条例第27条 職員の退職手当に関する条例

附表 2

債務負担行為で翌年度以降にわたるもの
又は支出額の見込み及び令和 6 年度以降

事 項		限 度 額	令和 6 年度以降の支出予定額	
			期 間	金 額
補正前	調理場設備更新事業	千円 0	年度	千円 0
補正後		5,000	6 ～ 7	5,000

についての令和5年度末までの支出額
 の支出予定額等に関する調書補正

左の財源内訳			
特定財源			一般財源
国県支出金	地方債	その他	
千円	千円	千円	千円
0	0	0	0
0	4,500	0	500

附表3

地 方 債 の 令 和 4 年 度 末 に お け る 現 在 高
令 和 6 年 度 末 に お け る 現 在 高 の 見 込 み

区 分	令 和 6 年 度 中 増 減 見 込 み				
	令 和 6 年 度 中 起 債 見 込 額				
	繰越明許分	補正前の額	補 正 額	補正後の額	計
	千円	千円	千円	千円	千円
1. 普 通 債	1,304,800	5,606,000	△ 9,000	5,597,000	6,901,800
(1) 総 務	354,000	647,900	△ 156,400	491,500	845,500
(3) 衛 生	29,700	248,200	10,000	258,200	287,900
(7) 土 木	725,300	1,545,000	135,200	1,680,200	2,405,500
(10) 教 育		1,403,000	2,200	1,405,200	1,405,200
2. 災 害 復 旧 債	602,900	248,700	8,700	257,400	860,300
(1) 補 助	541,200	198,800	1,200	200,000	741,200
(2) 単 独	61,700	49,900	7,500	57,400	119,100
合 計	1,907,700	5,954,400	△ 300	5,954,100	7,861,800

並 び に 令 和 5 年 度 末 及 び
に 関 す る 調 書 補 正

令 和 6 年 度 末 現 在 高 見 込 額		
補正前の額	補 正 額	補正後の額
千円	千円	千円
23,403,349	△ 9,000	23,394,349
3,536,094	△ 156,400	3,379,694
1,052,276	10,000	1,062,276
7,514,022	135,200	7,649,222
5,206,371	2,200	5,208,571
2,099,871	8,700	2,108,571
1,144,879	1,200	1,146,079
954,992	7,500	962,492
40,598,252	△ 300	40,597,952

令和 6 年度飯田市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）案

令和 6 年度飯田市の国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 22,380 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 8,446,923 千円、直営診療施設勘定の歳入歳出予算の総額を増減なしとし、歳入歳出それぞれ 5,200 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 7 年 2 月 27 日提出

飯田市長 佐 藤 健

第1表 歳入歳出予算補正

事業勘定

歳入

款	項
1 国民健康保険税	
	1 国民健康保険税
2 国庫支出金	
	2 国庫補助金
3 県支出金	
	1 県負担金・補助金
5 繰入金	
	1 他会計繰入金
	2 基金繰入金
7 諸収入	
	3 雑入
歳入合計	

(単位：千円)

補 正 前 の 額	補 正 額	計
1,616,317	19,305	1,635,622
1,616,317	19,305	1,635,622
7,545	38	7,583
7,545	38	7,583
6,059,464	△28,694	6,030,770
6,059,464	△28,694	6,030,770
674,036	△9,613	664,423
547,566	14,604	562,170
126,470	△24,217	102,253
10,677	41,344	52,021
3,982	41,344	45,326
8,424,543	22,380	8,446,923

歳 出

款	項
1 総務費	
	1 総務管理費
2 保険給付費	
	1 療養諸費
	2 高額療養費
3 国民健康保険事業費納付金	
	1 医療給付費分
	2 後期高齢者支援金等分
	3 介護納付金分
5 保健事業費	
	2 保健事業費
8 諸支出金	
	1 還付金及び償還金
	4 繰出金
歳 出 合 計	

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
137,709	9,730	147,439
122,891	9,730	132,621
6,011,749	△28,998	5,982,751
5,027,589	136,103	5,163,692
931,984	△165,101	766,883
2,149,287	0	2,149,287
1,345,087	0	1,345,087
604,669	0	604,669
199,531	0	199,531
83,085	0	83,085
19,097	0	19,097
41,314	41,648	82,962
27,814	41,344	69,158
13,500	304	13,804
8,424,543	22,380	8,446,923

直営診療施設勘定
歳入

国保補6

(単位：千円)

補 正 前 の 額	補 正 額	計
4,008	0	4,008
2,508	△304	2,204
1,500	304	1,804
5,200	0	5,200

歲 出

款	項
1 総務費	
	1 施設管理費
歳出合計	

(単位：千円)

補 正 前 の 額	補 正 額	計
4,570	0	4,570
4,570	0	4,570
5,200	0	5,200

事業勘定

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総 括
(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補 正 額	計
1 国民健康保険税	1,616,317	19,305	1,635,622
2 国庫支出金	7,545	38	7,583
3 県支出金	6,059,464	△28,694	6,030,770
5 繰入金	674,036	△9,613	664,423
7 諸収入	10,677	41,344	52,021
歳 入 合 計	8,424,543	22,380	8,446,923

(歳出)

[illegible]

(単位：千円)

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一般財源
国県支出金	地 方 債	そ の 他	
		9,730	0
△28,998			0
		△10,065	10,065
38			△38
304			41,344
			</

事業勘定

2 歳 入

(款) 1 国民健康保険税

(項) 1 国民健康保険税

款 項 目	補正前の額	補正額	計
1 国民健康保険税	1,616,317	19,305	1,635,622
1 国民健康保険税	1,616,317	19,305	1,635,622
1 国民健康保険税	1,616,317	19,305	1,635,622
2 国庫支出金	7,545	38	7,583
2 国庫補助金	7,545	38	7,583
2 制度関係業務準備事業費補助金	7,545	38	7,583
3 県支出金	6,059,464	△28,694	6,030,770
1 県負担金・補助金	6,059,464	△28,694	6,030,770
1 保険給付費等交付金	6,059,464	△28,694	6,030,770
5 繰入金	674,036	△9,613	664,423
1 他会計繰入金	547,566	14,604	562,170
1 一般会計繰入金	547,566	14,604	562,170
2 基金繰入金	126,470	△24,217	102,253
1 国民健康保険事業基金繰入金	126,470	△24,217	102,253
7 諸収入	10,677	41,344	52,021
3 雑入	3,982	41,344	45,326

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
1 医療給付費分現年課税分	10,027	普通徴収分	10,027
2 後期高齢者支援金分現年課税分	5,418	普通徴収分	5,418
3 介護納付金分現年課税分	3,860	普通徴収分	3,855
		特別徴収分	5
1 制度関係業務準備事業費補助金	38	制度関係業務準備事業費補助金	38
1 保険給付費等交付金（普通交付金）	△28,998	保険給付費等交付金（普通交付金）	△28,998
2 保険給付費等交付金（特別交付金）	304	保険給付費等交付金（特別交付金）	304
1 保険基盤安定繰入金	1,874	保険基盤安定繰入金（保険税軽減分）	△16,425
		保険基盤安定繰入金（保険者支援分）	18,299
2 職員給与費等繰入金	9,730	職員給与費等繰入金	9,730
4 財政安定化支援事業繰入金	2,819	財政安定化支援事業繰入金	2,819
6 未就学児均等割保険税繰入金	△351	未就学児均等割保険税繰入金	△351
7 産前産後保険税繰入金	532	産前産後保険税繰入金	532
1 国民健康保険事業基金繰入金	△24,217	国民健康保険事業基金繰入金	△24,217

(款) 7 諸収入
(項) 3 雑入

款 項 目		補正前の額	補正額	計
	5 雑入	195	41,344	41,539
歳 入 合 計		8,424,543	22,380	8,446,923

(単位：千円)

節		説明
区 分	金 額	
1 雑入	41,344	雑入 41,344

事業勘定
3 歳 出

(款) 1 総務費
(項) 1 総務管理費

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 総務費	137,709	9,730	147,439			9,730	0
1 総務管理費	122,891	9,730	132,621			9,730	0
1 一般管理費	119,448	9,730	129,178			9,730	0
						9,730	0
				(繰)職員給与費等繰入金			9,730
2 保険給付費	6,011,749	△28,998	5,982,751	△28,998			0
1 療養諸費	5,027,589	136,103	5,163,692	136,103			0
1 療養給付費	4,950,919	131,892	5,082,811	131,892			0
				131,892			0
				(県)保険給付費等交付金 (普通交付金)			131,892
3 療養費	56,192	5,099	61,291	5,099			0
				5,099			0
				(県)保険給付費等交付金 (普通交付金)			5,099
5 審査支払手数料	20,478	△888	19,590	△888			0
				△888			0
				(県)保険給付費等交付金 (普通交付金)			△888
2 高額療養費	931,984	△165,101	766,883	△165,101			0
1 高額療養費	930,813	△164,587	766,226	△164,587			0
				△164,587			0
				(県)保険給付費等交付金 (普通交付金)			△164,587
3 高額介護合算療養費	1,171	△514	657	△514			0
				△514			0
				(県)保険給付費等交付金 (普通交付金)			△514

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
2 給料	1,960	01人件費 9,730 01人件費 9,730 2 給料 1,960 一般職給 1,960
3 職員手当等	7,770	3 職員手当等 7,770 扶養手当 266 時間外勤務手当 5,174 期末手当 980 勤勉手当 920 児童手当 430
18 負担金補助及び交付金	131,892	10療養給付費 131,892 01療養給付費 131,892 18 負担金補助及び交付金 131,892 診療報酬等保険者負担金 131,892
18 負担金補助及び交付金	5,099	10療養費 5,099 01療養費 5,099 18 負担金補助及び交付金 5,099 療養費等保険者負担金 5,099
11 役務費	△888	10審査支払手数料 △888 01審査支払手数料 △888 11 役務費 △888 手数料 △888
18 負担金補助及び交付金	△164,587	10高額療養費 △164,587 01高額療養費 △164,587 18 負担金補助及び交付金 △164,587 高額療養費等保険者負担金 △164,587
18 負担金補助及び交付金	△514	10高額介護合算療養費 △514 01高額介護合算療養費 △514 18 負担金補助及び交付金 △514 高額介護合算療養費等保険者負担金 △514

(款) 3 国民健康保険事業費納付金

(項) 1 医療給付費分

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
3 国民健康保険事業費納付金	2,149,287	0	2,149,287			△10,065	10,065
1 医療給付費分	1,345,087	0	1,345,087			△28,470	28,470
1 医療給付費分	1,345,087	0	1,345,087			△28,470	28,470
						△28,470	28,470
				(繰)保険基盤安定繰入金 (保険税軽減分)			△16,425
				(繰)保険基盤安定繰入金 (保険者支援分)			9,073
				(繰)財政安定化支援事業 繰入金			2,819
				(繰)未就学児均等割保険 税繰入金			△214
				(繰)産前産後保険税繰入 金			494
				(繰)国民健康保険事業基 金繰入金			△24,217
2 後期高齢者支援金等 分	604,669	0	604,669			16,704	△16,704
1 後期高齢者支援金 等分	604,669	0	604,669			16,704	△16,704
						16,704	△16,704
				(国)普通徴収分			5,418
				(繰)保険基盤安定繰入金 (保険者支援分)			11,223
				(繰)未就学児均等割保険 税繰入金			△137
				(繰)産前産後保険税繰入 金			200
3 介護納付金分	199,531	0	199,531			1,701	△1,701
1 介護納付金分	199,531	0	199,531			1,701	△1,701
						1,701	△1,701
				(国)普通徴収分			3,855
				(国)特別徴収分			5
				(繰)保険基盤安定繰入金 (保険者支援分)			△1,997
				(繰)産前産後保険税繰入 金			△162
5 保健事業費	83,085	0	83,085	38			△38
2 保健事業費	19,097	0	19,097	38			△38

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
		10医療給付費分 01医療給付費分 財源内訳補正
		10後期高齢者支援金等分 01後期高齢者支援金等分 財源内訳補正
		10介護納付金分 01介護納付金分 財源内訳補正

(款) 5 保健事業費
(項) 2 保健事業費

款 項 目			補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
						特 定 財 源			一般財源
						国県支出金	地 方 債	そ の 他	
5	2	1 保健事業費	19,097	0	19,097	38			△38
						38			△38
						(国)制度関係業務準備事業費補助金			38
8 諸支出金			41,314	41,648	82,962	304			41,344
		1 還付金及び償還金	27,814	41,344	69,158				41,344
		3 保険給付費等交付金償還金	17,481	41,344	58,825				41,344
									41,344
		4 繰出金	13,500	304	13,804	304			0
		1 繰出金	13,500	304	13,804	304			0
						304			0
						(県)保険給付費等交付金(特別交付金)			304
歳 出 合 計			8,424,543	22,380	8,446,923	△28,656		△335	51,371

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
		10保健事業費 01保健事業費 財源内訳補正
22 償還金利子及び割引料	41,344	10保険給付費等交付金償還金 41,344 01保険給付費等交付金償還金 41,344 22 償還金利子及び割引料 41,344 過年度県支出金精算返還金 41,344
27 繰出金	304	10直営診療施設繰出金 304 01直営診療施設繰出金 304 27 繰出金 304 直営診療施設繰出金 304

1 総括
(歳入)

歳入歳出補正予算事項別明細書

款	補正前の額	補 正 額	計
1 繰入金	4,008	0	4,008
歳 入 合 計	5,200	0	5,200

(歳出)

[illegible]

(単位：千円)

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一般財源
国県支出金	地 方 債	そ の 他	
			0
			0

直営診療施設勘定

2 歳 入

(款) 1 繰入金

(項) 1 他会計繰入金

款 項 目	補正前の額	補正額	計
1 繰入金	4,008	0	4,008
1 他会計繰入金	2,508	△304	2,204
1 一般会計繰入金	2,508	△304	2,204
2 事業勘定繰入金	1,500	304	1,804
1 事業勘定繰入金	1,500	304	1,804
歳 入 合 計	5,200	0	5,200

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 一般会計繰入金	△304	一般会計繰入金 △304
1 事業勘定繰入金	304	事業勘定繰入金 304

直営診療施設勘定

3 歳 出

(款) 1 総務費
(項) 1 施設管理費

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 総務費	4,570	0	4,570				0
1 施設管理費	4,570	0	4,570				0
1 一般管理費	4,570	0	4,570				0
							0
				(繰)一般会計繰入金			△304
				(繰)事業勘定繰入金			304
歳 出 合 計	5,200	0	5,200				0

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
		10一般管理費 01一般管理費 財源内訳補正

補正予算給与費明細書

1 一般職

(1) 総括

ア 常勤の職員

(単位：千円)

区 分	職員数 (人)	給 与 費			共済費	合 計
		給 料	職員手当	計		
補正後	11	40,389	28,643	69,032	12,707	81,739
補正前	11	38,429	21,303	59,732	12,707	72,439
比 較	0	1,960	7,340	9,300	0	9,300

職員 手当 の内 訳	区 分	扶養手当	時間外勤務 手 当	期末手当	勤勉手当
	補正後	944	8,518	9,669	8,266
	補正前	678	3,344	8,689	7,346
	比 較	266	5,174	980	920

イ アに係る給料及び職員手当の増減額の明細

区分	増減額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)		説 明	備 考
給 料	1,960	その他の増 減分	1,960	職員の異動等に係る増加分	
職 員 手 当	7,340	その他の増 減分	7,340	職員の異動等に係る増加分 (2) 扶養手当 266 (7) 時間外勤務手当 5,174 (10) 期末手当 980 (11) 勤勉手当 920	給与条例第12条～第16条 給与条例第20条 給与条例第24条～第25条 給与条例第27条

令和 6 年度飯田市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）案

令和 6 年度飯田市の介護保険特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 397, 207 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 12, 486, 770 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 7 年 2 月 27 日提出

飯田市長 佐 藤 健

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項
2 国庫支出金	
	2 国庫補助金
6 財産収入	
	1 財産運用収入
7 繰入金	
	1 一般会計繰入金
	2 基金繰入金
8 繰越金	
	1 繰越金
歳 入 合 計	

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
2,813,726	△31,587	2,782,139
828,766	△31,587	797,179
1,464	136	1,600
1,464	136	1,600
1,725,696	△35,594	1,690,102
1,688,573	1,529	1,690,102
37,123	△37,123	0
425,132	464,252	889,384
425,132	464,252	889,384
12,089,563	397,207	12,486,770

歳 出

款	項
1 総務費	
	1 総務管理費
	2 徴収費
2 保険給付費	
	1 介護サービス等諸費
	2 介護予防サービス等諸費
	3 その他諸費
	4 高額介護サービス等費
	5 高額医療合算介護サービス等費
	7 特定入所者介護サービス等費
6 基金積立金	
	1 基金積立金
歳 出 合 計	

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
209,518	869	210,387
119,488	664	120,152
9,283	205	9,488
11,053,769	0	11,053,769
10,332,872	0	10,332,872
176,192	0	176,192
10,670	0	10,670
224,996	0	224,996
33,300	0	33,300
275,739	0	275,739
1,464	396,338	397,802
1,464	396,338	397,802
12,089,563	397,207	12,486,770

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
2 国庫支出金	2,813,726	△31,587	2,782,139
6 財産収入	1,464	136	1,600
7 繰入金	1,725,696	△35,594	1,690,102
8 繰越金	425,132	464,252	889,384
歳入合計	12,089,563	397,207	12,486,770

(歳出)

[illegible]

(単位：千円)

補正額の財源内訳		
特定財源		一般財源
国県支出金	地方債その他	
△660		1,5290
△30,927		30,927
		136396,202
△31,587		1,665427,129

2 歳 入

(款) 2 国庫支出金
(項) 2 国庫補助金

款 項 目	補正前の額	補正額	計
2 国庫支出金	2,813,726	△31,587	2,782,139
2 国庫補助金	828,766	△31,587	797,179
1 財政調整交付金	724,810	△30,927	693,883
6 介護保険事業補助金	660	△660	0
6 財産収入	1,464	136	1,600
1 財産運用収入	1,464	136	1,600
2 基金運用収入	1,464	136	1,600
7 繰入金	1,725,696	△35,594	1,690,102
1 一般会計繰入金	1,688,573	1,529	1,690,102
4 その他一般会計繰入金	209,058	1,529	210,587
2 基金繰入金	37,123	△37,123	0
1 介護給付費準備基金繰入金	37,123	△37,123	0
8 繰越金	425,132	464,252	889,384
1 繰越金	425,132	464,252	889,384
1 繰越金	425,132	464,252	889,384
歳 入 合 計	12,089,563	397,207	12,486,770

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 現年度分調整交付金	△30,927	現年度分普通調整交付金 △30,927
1 現年度分	△660	現年度分 △660
1 基金利子	136	介護給付費準備基金利子 136
1 職員給与費等繰入金	1,529	職員給与費等繰入金 1,529
1 介護給付費準備基金繰入金	△37,123	介護給付費準備基金繰入金 △37,123
2 純繰越金	464,252	純繰越金 464,252

3 歳 出

(款) 1 総務費

(項) 1 総務管理費

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 総務費	209,518	869	210,387	△660		1,529	0
1 総務管理費	119,488	664	120,152	△660		1,324	0
1 一般管理費	119,368	664	120,032	△660		1,324	0
				△660		1,324	0
				(国)現年度分		△660	
				(繰)職員給与費等繰入金		1,324	
2 徴収費	9,283	205	9,488			205	0
1 賦課徴収費	9,283	205	9,488			205	0
						205	0
				(繰)職員給与費等繰入金		205	
2 保険給付費	11,053,769	0	11,053,769	△30,927			30,927
1 介護サービス等諸費	10,332,872	0	10,332,872	△28,909			28,909
1 介護サービス等諸費	10,332,872	0	10,332,872	△28,909			28,909
				△10,709			10,709
				(国)現年度分普通調整交付金		△10,709	
				△41			41
				(国)現年度分普通調整交付金		△41	
				△5,248			5,248
				(国)現年度分普通調整交付金		△5,248	
				△11,312			11,312
				(国)現年度分普通調整交付金		△11,312	
				△34			34
				(国)現年度分普通調整交付金		△34	
				△52			52
				(国)現年度分普通調整交付金		△52	
				△1,513			1,513

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
11 役務費	1,654	10一般管理費 664 01一般管理費 664
12 委託料	△990	11 役務費 1,654 手数料 1,654 12 委託料 △990 システム改修業務委託料 △990
11 役務費	205	10賦課徴収費 205 01賦課徴収費 205 11 役務費 205 手数料 205
		11居宅介護サービス給付費 01居宅介護サービス給付費 財源内訳補正
		12特例居宅介護サービス給付費 01特例居宅介護サービス給付費 財源内訳補正
		13地域密着型介護サービス給付費 01地域密着型介護サービス給付費 財源内訳補正
		15施設介護サービス給付費 01施設介護サービス給付費 財源内訳補正
		17居宅介護福祉用具購入費 01居宅介護福祉用具購入費 財源内訳補正
		18居宅介護住宅改修費 01居宅介護住宅改修費 財源内訳補正
		19居宅介護サービス計画給付費 01居宅介護サービス計画給付費

(款) 2 保険給付費
(項) 1 介護サービス等諸費

款 項 目			補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
						特 定 財 源		一般財源
						国県支出金	地 方 債	
2	1	1				(国)現年度分普通調整交付金		△1,513
		2 介護予防サービス等諸費	176,192	0	176,192	△493		493
		1 介護予防サービス等諸費	176,192	0	176,192	△493		493
						△330		330
						(国)現年度分普通調整交付金		△330
						△27		27
						(国)現年度分普通調整交付金		△27
						△8		8
						(国)現年度分普通調整交付金		△8
						△27		27
						(国)現年度分普通調整交付金		△27
						△101		101
						(国)現年度分普通調整交付金		△101
		3 その他諸費	10,670	0	10,670	△30		30
		1 審査支払手数料	10,670	0	10,670	△30		30
						△30		30
						(国)現年度分普通調整交付金		△30
		4 高額介護サービス等費	224,996	0	224,996	△629		629
		1 高額介護サービス費	224,846	0	224,846	△628		628
						△628		628
						(国)現年度分普通調整交付金		△628
		2 高額介護予防サービス費	150	0	150	△1		1
						△1		1
						(国)現年度分普通調整交付金		△1

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
		財源内訳補正
		11介護予防サービス給付費 01介護予防サービス給付費 財源内訳補正 13地域密着型介護予防サービス給付費 01地域密着型介護予防サービス給付費 財源内訳補正 15介護予防福祉用具購入費 01介護予防福祉用具購入費 財源内訳補正 16介護予防住宅改修費 01介護予防住宅改修費 財源内訳補正 17介護予防サービス計画給付費 01介護予防サービス計画給付費 財源内訳補正
		10審査支払手数料 01審査支払手数料 財源内訳補正
		10高額介護サービス費 01高額介護サービス費 財源内訳補正
		10高額介護予防サービス費 01高額介護予防サービス費 財源内訳補正

(款) 2 保険給付費
(項) 5 高額医療合算介護サービス等費

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
2	5 高額医療合算介護サービス等費	33,300	0	33,300	△94		94
	1 高額医療合算介護サービス費	33,250	0	33,250	△94		94
					△94		94
				(国)現年度分普通調整交付金			△94
	7 特定入所者介護サービス等費	275,739	0	275,739	△772		772
	1 特定入所者介護サービス等費	275,739	0	275,739	△772		772
					△770		770
				(国)現年度分普通調整交付金			△770
					△1		1
				(国)現年度分普通調整交付金			△1
					△1		1
				(国)現年度分普通調整交付金			△1
6	基金積立金	1,464	396,338	397,802			136
	1 基金積立金	1,464	396,338	397,802			136
	1 積立金	1,464	396,338	397,802			136
							136
				(財)介護給付費準備基金 利子			136
歳 出 合 計		12,089,563	397,207	12,486,770	△31,587		1,665
							427,129

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
		10高額医療合算介護サービス費 01高額医療合算介護サービス費 財源内訳補正
		11特定入所者介護サービス費 01特定入所者介護サービス費 財源内訳補正 12特例特定入所者介護サービス費 01特例特定入所者介護サービス費 財源内訳補正 13特定入所者介護予防サービス費 01特定入所者介護予防サービス費 財源内訳補正
24 積立金	396,338	10介護給付費準備基金積立金 396,338 01介護給付費準備基金積立金 396,338 24 積立金 396,338 新規積立金 396,202 基金利子積立金 136

令和6年度飯田市病院事業会計補正予算（第3号）案

第1条 令和6年度飯田市病院事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第2条 令和6年度飯田市病院事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収	入	
第1款 病院事業収益	14,648,800千円	△34,252千円	14,614,548千円
第1項 医業収益	13,610,759千円	1,549千円	13,612,308千円
第2項 医療外収益	1,038,041千円	△35,801千円	1,002,240千円

第3条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収	入	
第1款 資本的収入	1,169,100千円	12,320千円	1,181,420千円
第3項 補助金	0千円	12,320千円	12,320千円

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	支	出	
第1款 資本的支出	2,007,400千円	12,320千円	2,019,720千円
第1項 建設改良費	1,096,396千円	12,320千円	1,108,716千円

令和7年2月27日提出

飯田市長 佐藤 健

令和6年度飯田市病院事業会計補正予算（第3号）実施計画

収益的収入及び支出
収 入

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1 病院事業収益			千円 14,648,800	千円 △ 34,252	千円 14,614,548	
	1 医 業 収 益		13,610,759	1,549	13,612,308	
		3 その他医業収益	856,629	1,549	858,178	
	2 医 業 外 収 益		1,038,041	△ 35,801	1,002,240	
		2 他会計負担金	464,811	△ 30,191	434,620	
		4 他会計補助金	348,544	△ 5,610	342,934	

資本的収入及び支出
収 入

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1 資本的収入			千円 1,169,100	千円 12,320	千円 1,181,420	
	3 補 助 金		0	12,320	12,320	
		2 県補助金	0	12,320	12,320	

支 出

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1 資本的支出			千円 2,007,400	千円 12,320	千円 2,019,720	
	1 建設改良費		1,096,396	12,320	1,108,716	
		2 設備費	791,396	12,320	803,716	

令和6年度飯田市病院事業会計補正予算（第3号）予定キャッシュ・フロー計算書

（令和6年4月1日から令和7年3月31日まで）

区 分	補正前の額	補 正 額	計
	千円	千円	千円
1 業務活動によるキャッシュ・フロー			
当年度純利益	△ 732,811	△ 34,252	△ 767,063
小計	649,571	△ 34,252	615,319
業務活動によるキャッシュ・フロー	625,523	△ 34,252	591,271
2 投資活動によるキャッシュ・フロー			
有形固定資産の取得による支出	△ 988,806	△ 12,320	△ 1,001,126
県補助金による収入	0	12,320	12,320
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 1,055,171	0	△ 1,055,171
資金増加額	△ 171,552	△ 34,252	△ 205,804
資金期末残高	4,961,771	△ 34,252	4,927,519

令和6年度飯田市水道事業会計補正予算（第4号）案

第1条 令和6年度飯田市水道事業会計の補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

第2条 令和6年度飯田市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収	入	
第1款 水道事業資本的収入	1,210,300千円	60,000千円	1,270,300千円
第1項 企業債	916,800千円	30,000千円	946,800千円
第3項 補助金	26,909千円	20,000千円	46,909千円
第5項 出資金	189,817千円	10,000千円	199,817千円
	支	出	
第1款 水道事業資本的支出	2,203,177千円	60,000千円	2,263,177千円
第1項 建設改良費	1,692,538千円	60,000千円	1,752,538千円

第3条 予算第5条で定めた債務負担行為の追加を次のように定める。

事 項	期 間	限度額
風越貯水池耐震補強事業 (風越貯水池耐震補強工事)	令和6年度から令和8年度まで	182,000千円

第4条 予算第6条で定めた起債の限度額を次のように改める。

起債の目的	限 度 額		
	補正前の額	補 正 額	補正後の額
水道事業	916,800千円	30,000千円	946,800千円
(入野・大瀬木配水関連事業)	(380,400)	(0)	(380,400)
(老朽管更新整備事業)	(220,000)	(0)	(220,000)
(管路耐震化事業)	(126,600)	(0)	(126,600)
(妙琴浄水場更新事業)	(114,700)	(0)	(114,700)
(沢城中継ポンプ場整備事業)	(68,400)	(0)	(68,400)
(風越貯水池耐震補強事業)	(6,700)	(30,000)	(36,700)

令和7年2月27日提出

飯田市長 佐藤 健

令和6年度 飯田市水道事業会計補正予算（第4号）実施計画

資本的收入及び支出

収 入

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
01	水道事業資本的收入		1,210,300	60,000	1,270,300	
	01	企業債	916,800	30,000	946,800	
		01 企業債	916,800	30,000	946,800	
	03	補助金	26,909	20,000	46,909	
		01 国庫補助金	26,333	20,000	46,333	
	05	出資金	189,817	10,000	199,817	
		01 出資金	189,817	10,000	199,817	

支 出

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
01	水道事業資本の支出		2,203,177	60,000	2,263,177	
	01	建設改良費	1,692,538	60,000	1,752,538	
		01 拡張費	871,812	60,000	931,812	

令和6年度飯田市水道事業会計補正予算(第4号) 予定キャッシュ・フロー計算書

(令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)

区 分	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
1. 営業活動によるキャッシュ・フロー			
未収金の増減	13,158	△ 5,455	7,703
小計	1,030,706	△ 5,455	1,025,251
営業活動によるキャッシュ・フロー	940,221	△ 5,455	934,766
2. 投資活動によるキャッシュ・フロー			
固定資産の取得、建設改良事業実施額	△ 1,696,860	△ 54,545	△ 1,751,405
国庫補助金収入	26,333	20,000	46,333
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 1,589,460	△ 34,545	△ 1,624,005
3. 財務活動によるキャッシュ・フロー			
企業債の発行	1,024,800	30,000	1,054,800
他会計からの出資による収入	204,968	10,000	214,968
財務活動によるキャッシュ・フロー	681,651	40,000	721,651
資金増減額	32,412	0	32,412
資金期末残高	1,497,841	0	1,497,841

債務負担行為

事 項		限 度 額	令和5年度末までの支払義務発生(見込)額	
			期 間	金 額
修正前	風越貯水池耐震補強事業 (風越貯水池耐震補強工事) (令和6～8年度)	千円 0	年度 —	千円 0
修正後		182,000	—	0
修正前	入野・大瀬木配水池関連事業 (入野中継ポンプ場建設工事に伴う監理業務) (令和6～8年度)	6,000	—	0
修正後		6,000	—	0

に関する調書

令和6年度以降の支払 義務発生予定額		左の財源内訳			
期 間	金 額	国庫補助金	企業債	出資金	損益勘定 留保資金
年度	千円 0	千円 0	千円 0	千円 0	千円 0
6～8	182,000	26,666	110,100	36,700	8,534
6～8	6,000	0	3,900	1,300	800
6～8	6,000	0	5,400	0	600

令和 6 年度飯田市各財産区会計補正予算（第 1 号）案

令和 6 年度飯田市の各財産区会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入予算の補正）

第 1 条 歳入予算の基金繰入金を 559 千円増額し、繰越金を 559 千円減額する。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 7 年 2 月 27 日提出

飯田市長 佐藤 健

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項
3 繰入金	
	1 基金繰入金
4 繰越金	
	1 繰越金
歳 入 合 計	

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
9,285	559	9,844
9,285	559	9,844
9,305	△559	8,746
9,305	△559	8,746
32,000	0	32,000

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
3 繰入金	9,285	559	9,844
4 繰越金	9,305	△559	8,746
歳入合計	32,000	0	32,000

2 歳 入

(款) 3 繰入金
(項) 1 基金繰入金

款 項 目	補正前の額	補正額	計
3 繰入金	9,285	559	9,844
1 基金繰入金	9,285	559	9,844
1 基金繰入金	9,285	559	9,844
4 繰越金	9,305	△559	8,746
1 繰越金	9,305	△559	8,746
1 繰越金	9,305	△559	8,746
歳 入 合 計	32,000	0	32,000

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 羽場財産区	559	基金繰入金 559
1 羽場財産区	△559	繰越金 △559